



事実調査団報告書 2008年2月11-20日

トルコ

2008年7月23日

目次

はじめに
調査範囲
調査法
国情報に関する諮問委員会

女性	3
家庭内暴力	3
名誉殺人	7
名誉殺人の発生	8
女性に対する暴力犯罪に関連した法的枠組み	10
一般法的規定	10
名誉殺人	13
制定法の施行	14
警察および治安部隊の研修	17
法廷制度を利用できる権利	18
政府戦略	21
保護施設	25
支援	28
受刑者および拘留者の取扱い	31
刑務所および拘置所	32
受刑者・拘留者への虐待事件	34
虐待された受刑者・拘留者の背景	37
法的枠組み	40
執行	41
虐待を防止するための政府その他の戦略	45
子ども	50
非嫡出子として生まれた子ども	50
児童労働	51
法的枠組み	53
執行	55
教育	55
若年結婚	57
行方不明の子ども	58
児童養護施設	58

情報提供者の述べた発言

S1	Liz Anudon および Karin Rouge — 女性の人権のために働く女性たち (WWHR) — 2008 年 2 月 11 日	59
S2	Temucin Tuzecan — Hurriyet 新聞の女性に対する暴力撲滅運動の責任者 — 2008 年 2 月 11 日	62
S3	Lila Pieters 夫人 — トルコの国連児童基金 (UNICEF) 副代表 — 2008 年 2 月 12 日	65
S4	Husnu Ondul — 人権協会 (IHD) 会長 — 2008 年 2 月 12 日	68
S5	Emrullah Beyter — Mazlum Der 議長 — 2008 年 2 月 12 日	71
S6	アンカラ弁護士協会 Vedat Ahsen Cosar 会長、および女性の権利委員会 (弁護士協会内に設置) Senay Ertem 委員長 — 2008 年 2 月 12 日	73
S7	Ahmet Turk 氏 (民主社会党 (DTP) 議員) — 2008 年 2 月 13 日 (水)	78
S8	Metin Bakkalci — 人権協会 (TIHV) 会長 — 2008 年 2 月 13 日	80
S9	刑務所および拘禁施設国際問題部局の裁判官 — 司法省 — 2008 年 2 月 14 日	83
S10	司法省 EU 協力委員会 Ahmet Firat 氏 (総局長)、Zumra Yilmaz (部局長)、および調査 [捜査] 裁判官 Seval Akkas および Bunyamin Alper Eski — 2008 年 2 月 14 日	86
S11	女性・子ども・社会福祉局女性支部局 (SHCEK) の副総局長 Nurdan Tornaci 夫人および部局長 Nilgun Geven 氏 — 2008 年 2 月 14 日	99
S12	内務省外交 EU 部局職員 — 2008 年 2 月 14 日	103
S13	Olcay Bas 夫人 — 女性の地位総局部局長 — 2008 年 2 月 14 日	106
S14	Murat Zorluoglu — 内務省地方自治体総局局長 — 2008 年 2 月 15 日	111
S15	Ilyas Yilmaz 氏 — 労働・社会保障省児童労働部局長 — 2008 年 2 月 15 日	113
S16	Sedat Ozcan 氏 — 治安総局人権部局長 — 2008 年 2 月 15 日	115

S17 Hasan Fendoglu 教授 — 首相府人権統括会議（HRP）議長 — 2008 年 2 月 15 日	117
S18 独立警察告訴委員会プロジェクトチームの住民ツイニング諮問委員 Jennifer Douglas-Todd および上級プロジェクト責任者 Hakan Arikan 氏 — 2008 年 2 月 18 日	120
S19 EU 委員会代表団の委員 — 2008 年 2 月 18 日	122
S20 公正発展党（AKP）Gaziantep 選出の議員で、AKP 女性支部副議長 Fatma Sahin — 2008 年 2 月 18 日	127

付属文書

付属文書 A — 用語集
付属文書 B — トルコ地図
付属文書 C — 家族保護法 4320 に関する記述
付属文書 D — 法律扶助規則
付属文書 E — 事実調査団の質問書
付属文書 F — 原資料の参考文献

はじめに

- i 英国国境局（UK Border Agency）の出身国情報（COI）サービスは、庇護・人権に関する決定過程に関わる職員が使用するために、英国への亡命希望者を生み出す国の状況に関する情報を作成する部署である。COI サービスは、既存の刊行済みの情報源からは入手できない、難民申請に関連して発生する具体的な問題に関する情報を入手するために、2008 年 2 月 11 日から 20 日までトルコに事実調査団を派遣した。

調査範囲

- ii 事実調査団の調査範囲は以下に関する情報を入手することである。
 - 家庭内暴力、強姦・性的暴力、および名誉殺人の問題に関する女性の地位
 - 受刑者および拘留者の取り扱い
 - 非嫡出子、児童労働、および教育の機会の問題に関する子どもの地位

調査法

- iii 本報告書は、トルコ訪問中に面談した様々な情報提供者から得た情報をまとめたものである。刊行済みの情報源もまた、文脈情報を提供するために報告書で言及している。本報告書には、いかなる英国国境局（UKBA）の意見や政策も含まれない。
- iv 調査団はイスタンブールとアンカラに拠点を置き、調査する問題に関する詳細な知識を持った様々な個人や組織と会談を行った。これらには、最も包括的に問題に関する見方や知識を限られた時間で提示してもらうことを目的として選んだ、政府、国際組織、NGO、および合法的な組織の代表者が含まれる。面談する情報提供者の選択はまた、話をしてもらえるかどうかによって決められた。面談する情報提供者の一覧は目次の項にある。

本報告は、調査対象の問題について包括的な調査を求めたものではない。むしろ、面談した組織の個人および代表者（全員の身元は明確である）から得られた意見を集めたものである。情報提供者によって提供された情報は、分析や検証を加えずに話された通りに報告されている。その報告は、出身国情報サービスが刊行したトルコに関する最新の利用可能な COI 報告との関連で使用する必要がある。

- v 調査団が面談したすべての個人および組織は、この報告の目的について助言されており、正確で透明な方法でそれらの個人や組織の見方を示すのに注意が払われている。各個人および組織は事前に面談での質問をまとめた一覧を送られた（付属文書 E を参照）。すべての被面談者は面談をまとめた草稿を見て、必要な場合は修正を行い、その刊行に当たって明確に同意している。匿名を希望した者もいたが、そのような場合は、同意を得た記号が使用された。

- vi 同意を得た各面談の草稿（情報提供者の述べた発言）は、報告書の後半部分にある。報告書の前半部分では、これらの草稿から直接得た情報が調査した主要なテーマの見出しの下にまとめられている。
- vii 調査団の面談計画はアンカラの英国大使館が準備した。COI サービスは提供された援助および支援に心から感謝する。

Country of Origin Information Service
UK Border Agency
Apollo House
36 Wellesley Road
Croydon CR9 3RR
United Kingdom

Email: cois@homeoffice.gsi.gov.uk

Website: http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html

国情報に関する諮問委員会

- viii 英国国境局の出身国情報資料の内容について内務大臣に提言を行うため、独立系の国情報に関する諮問委員会（APCI = Advisory Panel on Country Information）が 2003 年に設立された。APCIは英国国境局のCOI報告書、主要文書およびその他の出身国情報資料に関して、どのような感想・意見も歓迎する。APCIの取り組みに関する情報は、同委員会のウェブサイト www.apci.org.uk から入手できる。
- ix APCIはその取り組みの中で、選択した英国国境局COI文書の内容を精査し、それらの文書に特有な提言、およびより一般的な提言を行う。APCIはこの特定の文書について精査したとも、していないとも考えられる。次の www.apci.org.uk/reviewed-documents.html にリンクすると、APCIがこれまでに精査したCOI報告書およびその他の文書の一覧が見られる。
- x 英国国境局の資料や手続きを承認するのが APCI の役割ではないことに留意する。APCI が調べた資料の一部は、非猶予上訴権（NSA = Non-Suspensive Appeals）指定国として指定された、または提案された国に関連している。そのような場合、APCI の取り組みは、NSA として特定の国を指定する決定または提案を承認するためのものであってもならないし、NSA 過程そのものを承認するためのものであってもならない。

Advisory Panel on Country Information

Email: apci@homeoffice.gsi.gov.uk

Website: www.apci.org.uk

目次に戻る
情報提供者発言一覧に戻る

1. 女性

- 1.01 トルコ共和国憲法第 10 条には以下の記載がある。

「すべての者は言語、人種、肌の色、性、政治的見解、哲学的信念、宗教と宗派などいかなる違いがあっても、法の下に差別されることなく平等である。男性と女性とともに平等の権利を持つ。国家はこの平等が実際に存在するよう図る義務を有するものとする。いかなる個人、家族、集団、階級にも特権は付与されないものとする。国家機関および行政当局は、すべての手続きにおいて法の下で平等の原則に従ってその役割を果たすものとする」[24]

- 1.02 フリーダム・ハウス（Freedom House）は同組織の報告書「Countries at the Crossroads 2007」の中で「トルコにおける女性の権利は都市部において完全に実現されているわけではなく、農村部ではさらにその実現は遠い」と見られている。法的枠組みは強固であるが、女性は相変わらず差別的慣行に苦しんでいる。NGO および女性家族省（Ministry for Women and Families）は「トルコの女性の 3 分の 1 は暴力の被害者である」と報告している。[25]

- 1.03 2008 年 2 月 8 日付の「Turkish Daily News」の記事には、「トルコ雇用者組合連合（TISK）の最近の調査が明らかにしたところでは、トルコでは 25 から 29 歳の女性の半数以上が就職しておらず、15 から 29 歳の 60%もの女性が学校に通っていない」とあった。[26]

家庭内暴力

- 1.04 チャリティー組織の Women's Aid によると、「家庭内暴力とは、親密な、もしくは家族的な関係の中で起こる、強制的かつ支配的な行動パターンを形成する肉体的、性的、精神的または経済的な暴力である。これに強制結婚やいわゆる『名誉犯罪』を含めることもできる。家庭内暴力として様々な虐待行為を含めてもいいが、そのすべてが本質的に暴力であるというわけではない」[23]

- 1.05 世界銀行 2003 年報告「トルコにおける男女間格差の解消（Bridging the Gender Gap in Turkey）」では、「主に妻への虐待の形を取る家庭内暴力には、近親相姦や配偶者強姦を始めその他の肉体的、言葉による、精神的、性的暴力も含まれる…。いくつかの研究が示すように、家族における女性への肉体的暴力では、つねり、殴打、足蹴り、壁へのぶち当て、平手打ち、物を使っての殴打、および究極の殺人を含め様々な形態が取られる」ことが指摘された。[27]

- 1.06 さらに、世界銀行の 2003 年報告は、「強制若年結婚はそれ自体が家庭内暴力の形態といえる。しばしば、その結婚形態は暴力に支配された家族生活の基盤として機能する…。このような結婚は正式な結婚として登録することはできない…。これはトルコでは法的効力を持たない結婚であるばかりか、トルコ法の下では法的登録のない宗教結婚を行うことも処罰対象の犯罪である」とも指摘している。[27]

- 1.07 2008 年 3 月 11 日に刊行された米國務省 2007 年度の「トルコに関する人権」報告は、以下の通り指摘している。

「法律は、配偶者強姦を含む強姦を禁じているが、政府は有効に法律を施行しなかった。被害者は嫌がらせと報復を恐れて事件を報告するのに何日、何週間とかかってしまい、有効に加害者を告訴できる見込みが妨げられる場合が多く見られた。専門家は 1 年間、政府に対し、証拠に代わる形式として被害者に関する精神医学的報告書を認めるよう説得を試みた。強姦事件の報告数は実際よりも少なかった。配偶者虐待を含む女性に対する暴力は深刻で広くまん延した問題であった。法律は配偶者虐待を含む女性に対する暴力を禁じている。政府は有効に法律を施行しなかった。家庭内人権を扱う組織は、これらの対策は部分的に効果的であると報告した。警察緊急ホットラインに電話を掛けて家庭内暴力を報告したり、警察署に行って虐待報告書を提出したりする女性が増えたからである」 [28a]

- 1.08 事実調査団は、国、地域、国際レベルでの女性の人権向上を目指して 1993 年に設立された、独立系の女性が組織する NGO である「女性の人権のために働く女性たち」(WWHR = Women for Women's Human Rights – New Ways) と面談した。[4] WWHR は、トルコ中の様々な社会、経済、民族グループ内で家庭内暴力が起こっていることを報告した。WWHR は家庭内暴力事件の統計を記録していなかった。[S1.2]
- 1.09 女性に対する人権侵害の問題について、トルコの司法・内務問題局 (JHA) の住民諮問委員である Douglas-Todd 女史は、これは家庭内暴力から名誉殺人までの事件と関わるトルコ全体の問題であると報告した。Douglas-Todd 女史は、トルコは伝統的に家父長制社会であると述べた。女性に対する家庭内暴力やその他の人権侵害の多くの事件では、トルコ社会では警察は従来、家族を引き離すことはしないため、女性問題に対処するための訓練を受けたことがあまりない警察は個別の事件の対応を家族に委ねてしまっていた。さらに、多くの女性は経済的に自立していないため、家庭内暴力の状態から逃れることが非常に困難であった。[S18.7]
- 1.10 社会福祉・児童保護総局 (SHCEK) は、トルコにおける家庭内暴力のほとんどの事件は、夫の暴力に苦しむ女性に関連していると述べた。SHCEK は、男性はトルコ社会では権力者と見られ、妻に対して暴力を振るうことが文化的に大目に見られていると伝えた。[S11.4]
- 1.11 トルコへの EU 委員会代表团 (外交・政治レベルで欧州委員会の代表を務める) は、家庭内暴力は南東部地域で他の地域よりも日常的に行われているが、国全体の問題であると伝えた。この地域では、女性が教育、司法および社会福祉に関わる機会は少なかった。EU 代表团はまた、ウルファ市の例を取り上げた。同市では部族的結び付きが強く、保護施設も不足しているため、女性は家庭内暴力をとりわけ受けやすい。[S19.2]
- 1.12 2005 年 2 月に公表された、ノルウェーによるトルコへの事実調査団の報告 (2004 年 10 月 7-17 日) では、Nebahat Akkoç 女史およびその他の女性の権利活動家が、女性に対する暴力はトルコ全体に特有の問題であり、アナトリア東部などの「後進的な」地域に限定されていないと述べている。と

はいえ、部族的習慣がまだ日常生活で重要な役割を果たしている伝統的地域では、その問題は特に深刻である。ディヤルバクル弁護士協会の Zülal Erdogan 女史および Remziye Tanrıyıkulu 女史はこの見方を支持しており、南東部の保守的なクルド人家族や、大都市圏の郊外に暮らす南東部出身の移住者の間で、そうした事件が比較的多く見られると指摘した。[35] (p32)

- 1.13 Fatma Sahin 女史は公正発展党（AKP）の Gaziantep 選出の国会議員であり、公正発展党女性支部の国家議長である。2002-2007 年まで、Sahin 女史は名誉殺人議会調査会の議長を務めた。同女史はまた、2006 年に名誉殺人に関する報告書を作成し、女性に対する家庭内暴力および名誉殺人の問題を調査するトルコ議会の予備委員会の議長を務めた。同女史はまた、市民社会組織、NGO および学識経験者が協力して、過去 5 年間にトルコ社会で家庭内暴力と名誉殺人の発生状況を調べる調査プロジェクトにも関わっていた。[S20.1]
- 1.14 Sahin 女史は、調査プロジェクトの一環としてディヤルバクル、ウルファ、ワンなどの 5 都市で現地調査が実施され、高い事件の発生率が記録されたと説明した。同プロジェクトの一環として、保護施設にいる女性や刑務所にいる男性を含む 100 人に面談がなされた。証拠を照合した結果、発生している事件から家族構造に類似性があることがわかった。つまり、ほとんどの場合、女性の虐待被害者は低学歴で経済的に自立しておらず、しかも自分の生活に関して自立的な決定ができるほど強くなかった。事件はまた、伝統的な部門（農業）から近代的な部門（工業）へと移行した地域社会で起こっていた。また、イスタンブール、イズミル、アンカラなどの主要都市では、英国のような国で確認される事件と類似した事件も起こっていた。[S20.3]
- 1.15 調査の実施前に家庭内暴力と名誉殺人は地域間共通の問題であると思い込んでいたが、それは事実ではなく、家庭内暴力と名誉殺人は移住者を受入れている地域の方が他の地域よりまん延している問題であると、Sahin 女史は述べた。[S20.2]
- 1.16 SHCEK は 2006 年、家庭内暴力の女性被害者の支援の申請を寄せているのはどの地域かの調査を実施した。SHCEK は、申請数の多い順に地域を並べると、地中海地域、エーゲ海地域、アナトリア地域、黒海地域、マルマラ地域であると述べた。これらの地域では、事件数は類似していた。ただし、さらに詳細にそれらの数字を分析した SHCEK は、申請の 67%が主要都市に暮らす女性、28%が主要都市外に暮らす女性、5%が農村に暮らす女性からのものであることを見つげ出した。[S11.9]
- 1.17 Yakin Erturk による 2006 年 3 月付の、女性への暴力およびその原因と結果に関する国連特別報告者の報告書では、「東部地域の女性の状況は特に心配である。教育、雇用、情報、保健医療福祉および司法を利用する機会が限られていることが、市民権、生存条件に関して譲歩を迫る交渉力、および自分たちの問題に関して補償を勝ち取るための対処力を抑える主要な制約となっている」ことが指摘されていた。[29a]
- 1.18 アンカラ弁護士協会会長の Vedat Ersen Cosar 氏は、家庭内暴力事件はトルコ社会におけるすべての社会階層で起こっていることだが、残念ながら、

どの特定の社会集団や地域集団が特に影響を受けているのかを特定するために利用できる決定的な統計がないと説明した。同氏の説明によると、これこそ、トルコで家庭内暴力がどれほどまん延しているのかに関する簡潔な答えを示せない理由であった。アンカラ弁護士協会はまた、裁判にかけられた家庭内暴力事件、または有罪判決に関する統計があるのかについても知らなかった。[S.6.2]

- 1.19 WWHR は、女性はいくよりも頻繁に家庭内暴力の事件を報告していると述べた。従って、報告された事件数の上昇が、必ずしも実際に発生した事件数の上昇を示しているわけではなかった。[S1.5] 報告された事件数は増加したが、その数字が必ずしもトルコ社会で家庭内暴力や女性の人権侵害の事件数が増加したことを示しているわけではなく、むしろ女性が利用できる法的救済手段に関する女性側の意識、および訴えを起こしたり求めたりする積極性が高まっていることに Cosar 氏は同意した。Cosar 氏によると、一般的な見方は家庭内暴力の発生は減少傾向にあるというものであった。[S6.6]
- 1.20 それにもかかわらず、家庭内暴力ではないかと疑わしい事件の割合は、公式の数字よりも高い可能性がある、Cosar 氏は示唆した。東部の州では、これは低水準の教育および登録発行に関する欠陥の結果であった。西部の州では、家族、および子どもの将来を守ることにについての恥や心配などを、個人が公表することを妨げるような心理的圧力があるため、過小に報告されている面があった。貧困や経済的自由の欠如の要素もまた、重要な要因であった。[S6W] SHCEK もまた、家庭内暴力や性的虐待の事件に関して過小に報告されている可能性がある、と述べた。[S11.9]
- 1.21 Cosar 氏は提出した文書の中で、過去 2 年間の家庭内暴力・強姦・性的虐待の事件数について実際の情報は無いと述べた。ただし、同氏の組織のような市民社会組織は、家庭内暴力の問題について大きく前進し、それらの組織はその努力の結果、女性の意識を高め、男性に対しては抑止的な効果を発揮した。[S6W]
- 1.22 司法省 EU 協力委員会の総局長 Ahmet Firat 氏、および部局長 Zumra Yilmaz 女史は、トルコ全体の状況を反映した、女性に対する暴力に関して利用可能なデータがないと述べた。しかし、情報は 2006 年に作成された「女性・子どもに対する暴力に関する議会調査報告書」に示されていた。また、全国人口・健康調査の報告書、および治安総局による複数の報告書も存在した。Ahmet Firat 氏は、司法記録・統計総局が司法省の権能に含まれる統計データを特定、収集、分類、評価する責任を負っていることを認めた。司法記録・統計総局は収集したデータを転送することによって公式統計を生成した。[S10W]
- 1.23 外務英連邦省 (FCO) は、2007 年 6 月 8 日付のトルコ新聞 *Milliyet* に掲載された家庭内暴力に関する記事の情報を示した。同新聞は 2005 年と 2006 年の警察総局の犯罪統計を引用し、この 2 年間に女性への暴力の要素を持った犯罪が 33 万 3,237 件あったことを示した。トルコ女性は、その 2 年間で平均 3 分に 1 回の割合で暴力犯罪を受け、1,985 人の女性が命を落とし、5 万 6,445 人の女性がそれらの暴力で負傷した (2008 年 5 月 29 日に FCO が提供した情報)。[36]

1.24 同じ記事に以下の記録が載っている。

1年で発生数が増加

殴打の件数は 2005 年が 46,612 件であったのに対し、2006 年には 71,564 件まで増加した。殴打の被害者のうち、女性は 36,72 人であった。

家族の一員による虐待の件数は 2005 年が 9,901 件、2006 年が 17,64 件であった。2005 年と 2006 年の総被害者数は 23,683 人であった。

脅迫の件数は 2005 年が 10,809 件であったのに対し、2006 年には 28,88 件へと上昇した。そのうち、被害者となった女性の総数は 13,186 人であった。暴力に苦しむ女性の数は 2005 年が 5,257 人であったのに対し、2006 年には 9,317 人に増加した。

しかも、30,621 件の自殺未遂があり 8,773 人の女性が負傷した一方、3,266 件の自殺発生数で 858 人の女性が命を落とした。[36]

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

名誉殺人

1.25 「名誉殺人」とは、[一般に] 家名に恥を塗った疑いで女性を男性の親族が殺害するという風習である。家名に恥を塗る事態は、貫通すること、未婚の母になること、さらには強姦の被害者になることでさえ起こり得る。

1.26 世界銀行 2003 年報告「Bridging the Gender Gap in Turkey」では、「…名誉犯罪はもう 1 つの女性に対する暴力の形態である。名誉犯罪のほとんどはトルコの東部地域と南東地域で、またはそれらの地域から都市部へ移住してきた人々の間で起こっている。名誉犯罪の適切な定義は、しきたりによって課された性行動の制限を破った、例えば、婚前交渉や不倫の疑いのある女性の殺害である」ことが指摘されている。[27]

1.27 Yakin Erturk による 2006 年 3 月付の、女性への暴力およびその原因と結果に関する特別報告者の報告書には、

「名誉 (namus) はトルコ社会では重要な価値であり、名誉は女性およびその性機能に対して行使される厳格な支配力を持続させる役割を果たしている。…従って、しきたり違反 (または単なるそのような違反の噂) が家族全体の「汚点」である時は、家族の一員が名誉の掟を守ることを家族が保証しなければならない。このような汚点はいかなる犠牲を払っても、必要であれば、殺人によってでも晴らさなければならない」 [29a] (Summary page2)

1.28 特別報告者の報告は次のように続く。「名誉に関連した殺人とその他の女性に対する暴力の形態との違いは、前者が組織的に行われる形態にある。一族全体の者を含めることもある親族会議が殺人を決定、組織する。若者や少年が犯罪の実行に借り出されることが多いが、これは若年の犯罪者のほうが寛大な判決を受けることが期待されるからである。そのような殺人は、重大な不道徳行為を犯したといわれる女性に対する報復行為として示されることが多い。しかしながら、殺人の実行がなされる明確な方法から、殺人は家父長的な男性の特権を維持するために、集団で女性を恐怖に陥れる役割を果たしていることが明らかにされた」 [29a] (page10)

- 1.29 特別報告者による 2006 年の同じ報告書では、「裁判所は過去に、被害者の『不適切な行動』によって不当に誘発されたことを考慮して、名誉殺人に対して減刑を言い渡している。現行の刑法第 82 条は、しきたり (töre) の名の下に行われる殺人は加重殺人の事件と見なされ、加害者は終身刑を宣告されなければならないと規定する」ことが指摘されている。[29a] (Page 16)

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

名誉殺人の発生

- 1.30 女性の人権のために働く女性たち (WWHR) は、名誉殺人は傾向としてトルコの南東部地域および東部地域 (ディヤルバクル、ワンなど)、特にクルド民族社会・宗教社会に広がっていると述べた。ただし、名誉殺人はこの部門の地域社会・地理的地域に限定されておらず、その問題はイスタンブールの移住者社会などの女性にも影響を及ぼしていると、WWHR は指摘した。WWHR はまた、トゥンジェリ (Tunceli) などの東部の州を含む、アレヴィー派 (Alevi) 社会および一定の地理的地域では、名誉殺人は見られないと報告した。[S1.9]
- 1.31 公正発展党 (AKP) の Gaziantep 選出の国会議員で、公正発展党女性支部の副議長であり、名誉殺人に関する 2006 年報告書を著した Fatima Sahin 女史は、名誉殺人がトルコでどのようにまん延しているのか質問された。Sahin 女史は、以前最も影響を受けたグループは、南部地域や南米部地域のグループであったが、その後、黒海地域でも起こっていることがわかったと報告した。Sahin 女史によると、黒海地域で名誉殺人の影響を受けた女性は学歴の低い女性であった。[S20.10]
- 1.32 2005 年 2 月に公表された、ノルウェーによるトルコへの事実調査団の報告 (2004 年 10 月 7-17 日) では、「その他の形態の女性への暴力と同様、名誉殺人はトルコのあらゆる地域で起こっている。黒海地域や、部族慣習が日常生活で重要な役割を果たしている南東部のクルド人が居住する地域では、名誉殺人がさらに頻繁に起こっているように思われる。しかし、中央アナトリアのスニー派支配地域 (コンヤなど) からは名誉殺人の事件報告は少ない……。ちょうど家族内での他の種類の暴力と同じように、名誉殺人の横行に関して包括的な記録取りや統計的な監視は実施されていない」ことも指摘された。[35] (p33-34)
- 1.33 Tuzecan 氏によると、名誉殺人、もっと厳密にはトルコで呼ばれる「しきたり殺人」は、部族構造のためクルド人社会で非常にまん延していた。Tuzecan 氏はまた、名誉殺人が強制自殺として発表される場合も多いとも説明した。バトマン (Batman) では、例えば、強制自殺の割合は非常に高かったが、強制自殺は深刻に受け取られることはなかった。少女たちは正式に出生届がなされることがあまりなかったことから、どう見てもそのような事件は公式には存在しなかった。[S2.6] EU 委員会代表団はまた、農村地域の少女たちの一部も出生届がなされておらず、身分証明書を持っていないため、名誉殺人の被害者になっても、当局が身元を探り出すことができないことが多かった。[S19.4]

- 1.34 名誉殺人の発生報告に関する問題について、報告された名誉殺人の数が増加したが、それは名誉殺人の件数が増加したからではなく、むしろ積極的に当局に事件を報告する件数が増加したからであると WWHR は述べた。WWHR は、トルコ社会にはまだ名誉殺人の問題はあるが、その件数は上昇していないように思われると述べた。ただし、報告数が増加し、名誉殺人がしばしば自殺（すなわち、少女たちは自殺するように家族に強制された場合）として記録されるようになったとはいえ、発生率の水準について明確にすることは不可能であった。[S1.8]
- 1.35 EU 委員会代表団は、トルコの新刑法が 2005 年に施行されるとともに、名誉殺人は現在、第 82 条に基づいて殺人罪の加重理由として扱われていると述べた。しかしながら、名誉殺人の犯罪は、第 82 条に基づいて、実行された犯罪について記録された統計として具体的にまとめられていなかったため、名誉殺人の問題が実際にまさにどれほどまん延しているのかという正確な実態を掴むことは困難であった。また、名誉殺人の特徴は自殺として犯罪統計で扱われることの多い強制自殺であって、それがやはりトルコにおける名誉殺人のまん延に関する統計分析を難しいものにした。[S19.3]
- 第 82 条については、書面による回答 – Ahmet Firat – 総局長および Zumra Yilmaz を参照。[S10W]
- 1.36 2006 年 7 月 12 日付の *International Herald Tribune* の記事は、「…貧困農村で、保守的なイスラム教の影響の強い南東アナトリアのこのクルド地域 [バトマン] では、数週間に 1 回、若い女性が自らの命を絶とうとする。投石殺人、絞殺、射殺、または生埋め殺人で殺される女性もいた。彼女たちの違反行為は少年を盗み見ることからショートスカートを着ること、映画を見に行きたいと思うこと、見知らぬ者や親戚の者から強姦されること、合意の上での性行為を持つことまでに及ぶ。EU への加盟を望むトルコは、「名誉犯罪」の刑罰を厳しくしている。しかし、そのような死は阻止されるというより、むしろ命は異なる手段で絶たれているのが現状である。両親は、姉妹殺しに関連した厳しい刑罰から息子を守るため、代わりに娘に自らの命を絶つよう強要しようとする」と報じている。[37]
- 1.37 同記事はさらに続けて、過去 6 年間にバトマンでは自殺または自殺未遂が 165 件あり、そのうち 102 件は女性によるものであった。女性への暴力に関する国連職員の調査によると、その年（2006 年）の始め以降 36 人の女性が自殺した。非常に多くの不自然な死が見られたため、国連は調査のためバトマンに特使を派遣した。事実調査代表団の調査後、特使の Yakin Erturk は、本当に自殺であった事件もあるが、自殺または事故に装った名誉殺人と思われる事件もあったと結論づけた。[37]

目次に戻る
情報提供者発言一覧に戻る

女性に対する暴力犯罪に関連した法的枠組み

- 1.38 世界拷問反対機構（OMCT = World Organisation against Torture）は同組織の 2003 年報告書「Violence against Women in Turkey」の中で次のように述べている。「トルコは女性差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women）の加盟国である。一般勧告 19 において、女子差別撤廃委員会（CEDAW = Committee on the Elimination of Discrimination against Women）は、拷問を含む性別に基づく暴力は女性差別撤廃条約の第 1 条に基づいて定義された女性に対する差別の 1 つの形態であると結論づけた。トルコは 2002 年 10 月 29 日、女性差別撤廃条約の選択議定書に批准した」[19]
- 1.39 OMCT2003 年報告書は、男女平等への新たな取り組みを反映させるために民法に「特筆すべき変更」を以下の通り行ったことを指摘している。
- 1) 夫はもはや家族の長ではなく、夫婦は平等のパートナーであり、平等の意思決定権を持って連帯して婚姻関係を営む。
 - 2) 夫婦は家族の住居に対して平等の権利を持つ。
 - 3) 夫婦は婚姻中に獲得した財産に対して平等の権利を持つ。
 - 4) 夫婦は平等の代表権を持つ。
 - 5) 非嫡出子として生まれた子供を規定するためにかつて使われていた「庶出」という概念は廃止され、婚姻外の子どもの親権は母親のものである。新民法はまた、結婚できる最低法定年齢を 18 歳（以前は女性は 15 歳、男性は 17 歳であった）に引き上げ、…婚姻外の子どもにも同じ相続権を与え、ひとり親にも養子を迎える権利を与え、夫の名前とハイフンでつないだ場合に旧姓を使い続ける権利を女性に与える。
[19]
- 1.40 トルコ刑法女性のプラットフォーム（Turkish Penal Code Women's Platform）により承認され、女性の人権のために働く女性たち（WWHR）によって作成された報告書は、2005 年 1 月の CEDAW 第 32 回総会で提出されたが、それには以下の記載がある。

「新民法で最も重要な修正（2001 年に議会で採択された）の 1 つは、「獲得した財産の所有権に関する制度」を夫婦の法律となる事実上の財産制度として採用したことである。これによって、婚姻中に獲得したすべての財産を平等に共有することができ、それによって、家族の日常生活を維持させる女性の無償労働の価値を評価する」[4b]

一般法的規定

- 1.41 Yakin Erturk による、女性への暴力およびその原因と結果に関する特別報告者の 2006 年報告書には、以下の記載がある。

「2004 年 9 月 26 日、トルコ国民議会は刑法の改正を採択し、2005 年 6 月 1 日に施行された。同改正によって、最も明白であった家父長制の概念を法律から削除することに成功した。「社会の良識と家族の規律に対する犯罪」としてそれまで理解されていた強姦および性的暴力は、現在「性の神聖さに対する犯罪」として定義されている。配偶者強姦は（被害者の訴え

を条件として）犯罪とされ、配偶者や家族の一員への暴力の行使に対する罰則は強化された」[29a] (16 ページ)

- 1.42 司法省 EU 協力委員会の総局長 Ahmet Firat 氏、および部局長 Zumra Yilmaz 女史は意見書で、女性に対する暴力に関連した法的枠組みに関して以下の意見を述べた。

「近年、女性への暴力の防止、および女性の権利保護に向けて数多くの積極的な措置が取られるようになった。女性を対象とし、公的機関と女性の NGO の貢献によって生み出された法律改正は実践に移されている。家族保護法 No. 4320 は 1998 年に施行された。この法律は 2007 年に改正された。2002 年に成立したトルコ民法、および 2005 年に成立したトルコ刑法 (TPC) には、女性への暴力の撲滅を視野に入れて様々な方策が組み入れられた。家族保護法は暴力を防止し、被害者（特に女性と子ども）を保護し、暴力に訴える者を罰することを目的とする。このため、166 カ所に家庭裁判所が設置され、そのうち 157 の裁判所が現在運用されている。2007 年に家族保護法の修正が行われ、「被害者」は明確に定義され、被害者に提供される保護の範囲も拡大された。妻とともに他の家族も暴力にさらされる恐れがあることを考慮に入れて、その条項の規定は拡大された。アルコールや薬物の禁止範囲、暴力に訴える者に対して課す対策、および暴力の被害者を保護するために取られる対策も拡大された。

「離婚（扶養）手当の請求がなされていない場合でさえ、裁判官が sua sponte（「職権により」のラテン語。これは、いずれか一方の当事者によって求められたのではなく、裁判官が決定する決定または裁定を説明するのに最も一般的に使われる言葉である）で措置を講じることの必要性に注意が向けられてきた。被害者の救済策を探るための方法を促進するために、法律は訴訟手続き中に実施される処置に対する手数料の免除、および手数料の廃止といったより広範な適用範囲を規定している。他方、新トルコ刑法で導入された制度および方策は個人を中心に置く。個人を大切にする重要性を強調することを目的として、『人道に対する犯罪』は特別な規定において規制されている。これに関連して、女性に対して主に行われている『性の神聖さに対する犯罪』については、『個人に対する犯罪』という見出しの下に、それゆえ女性の人格を守るための規定がなされている」[S10W]

- 1.43 女性の地位部局・総局長（Head of Department and Directorate General for Women's Status）Olçay Bas 夫人は、人権侵害の女性被害者が利用できる法的救済手段に関して、家族保護法 4320 は 1998 年に導入され、女性に対し必要な法的救済を提供したと述べた。公共部門の組織と NGO の法定代表者間の一連の会議が続いた後、発効日から広く実行に移されてきた同法の実施において問題のある部分を取り除くことになる、同法の変更を行う法案が女性の地位総局との協力の下に起草された。同法案はトルコ大国民議会総会で可決され、2007 年 5 月 4 日に施行された。[S13.3]
- 1.44 変更が行われるとともに、家庭内暴力の被害者の定義はさらに広く解釈され、家庭内暴力とは夫婦間のみの暴力を意味する表現は取り除かれていると、Bas 夫人は説明した。家庭内暴力の対象となる者の定義は、同じ屋根の下で生活していない者、別の家で暮らす個人（離婚または別居したため）、または結婚しているにもかかわらず、実際に別々に暮らしている

個々の家族の一員および子ども（家庭内暴力を受けているとも考えられるため）も含めることが考慮されると、Bas 夫人は説明した。憲法第 41 条（家族の保護）に依拠して、形はどうあれ、暴力の実行者から行動能力を奪えるかどうかについての治療と評価を通して、実行された、または実行される恐れのある暴力を防止することを目的とした「医療施設での治療または検査の申請」という対策も導入された。さらに、家庭内暴力の被害者が過剰な法的手続きの費用を負担するのを避けるため、法律の範囲内でなされる申請、および付与される決定の遂行に関連して実行される行政事務費に負担がかからないようにされた。[S13.4]

- 1.45 関連の公的機関および市民社会組織の法定代表者の参加を得て、女性の地位総局（Directorate-General on the Status of Women）の協力の下に用意された家族保護法の施行に関する指令（Directive on the Implementation of the Law on Family Protection）は、2008 年 3 月 1 日に官報 No: 26803 に公表された後に施行された。この指令と合わせて、法律 No: 4320 に概要が示された防止対策が詳細に整備されて、「家庭内暴力」、「告知」、「訴え」などの概念が明確にされ、離婚（扶養）手当・予防策の発効の問題、および正しい手続きの利用問題について、市民および法の施行者に法の施行はどうあるべきかを示すことができるように詳細な説明がなされていると、Bas 夫人は報告した。[S13.5]
- 1.46 女性が暴力夫の被害者である場合、その女性または第三者の訴えにより、暴力夫に対し 3～6 カ月間家に近づけない決定を下すことができると、Bas 夫人は述べた。[S13.6]
- 1.47 女性の人権のために働く女性たち（WWHR）は、2004 年の刑法改正で、国際基準に沿って家庭内暴力、性的暴力および強姦を含む女性への犯罪の加害者に対して刑罰を厳しくする 35 カ所の条項の修正が行われたと述べた。例えば、性的暴力罪の加害者に対する訴追が成功した場合、加害者は懲役 5 年から 20 年の判決を受ける可能性がある。WWHR の見解では、新刑法の実際の実施までには時間がかかるが、新刑法の下で成功した訴追の事件がいくつか報告されるようになった。もっと一般的に言えば、WWHR は、家庭内暴力・性的暴力・名誉殺人に関連した事件の訴追件数は増加傾向にあると述べた。その変化は劇的とはいえないが、顕著なものである。[S.1.13]
- 1.48 女性の権利委員会（Board for Women's Rights）（弁護士協会内に設置）委員長の Senay Ertem 女史は、女性への人権侵害に対する救済のための適切な法的枠組みについて質問された。同女史はそれに対し、新しい法的メカニズムは整っており、実施状況はゆっくりと改善されつつあると報告した。しかしながら、家族保護法 4320 に関する規則、およびその変更は直ちに施行された。こうして、あらゆる種類の暴力に苦しむ女性および家族は直接的に法的保護を求めることができるため、保護に関する問い合わせや申請について素早く対応してもらえるようになった。[S6.7]
- 1.49 いくつか重要な点で家庭裁判所制度に変更を加える必要があり、また実施、手続きおよび態度の改善に向けて、家庭内暴力の被害者の窮状に家庭裁判所はもっと敏感になる必要があると、Ertem 女史は述べた。家庭内暴力の犯罪に対する判決に関する法的枠組みの修正はまた、女性の保護に関連した変更に加えて、暴力に脅かされている女性に、夫の給与を共有するか、家

計支出の一部を要求する権利を与えるなど、経済的脅迫に取り組むための変更をもたらした。[S6.7]

- 1.50 アンカラ弁護士協会会長の Vedat Ersen Cosar 氏は提出した文書の中で、新刑法は一般に、家庭内暴力の問題に関して広範な枠組み内で有効な方策を規定すると述べた。家族内での強姦を犯罪として認識し、しきたり（töre）殺人を加重要素として承認したことを、同氏はこの顕著な例として取り上げた。家族保護法 4320 により、家庭内暴力を防ぐために家庭裁判所に申請する権利が認められ、適用される防止策も明記されていると、同氏は指摘した。[S6W]
- 1.51 EU 委員会代表団はまた、家庭内暴力の被害者を救済するために必要な制定法は整備されていると述べた。制定法には、とりわけ行われた申立てについて検察官が調査するための要件が含まれており、これは大きな改善であった。ただし、法的枠組みの実施については、まだ問題として残っている。[S19.5] 家族法 4380 も拡大されて、被害者の安全対策が定められており、それにより、家庭内暴力または他の虐待の被害者は暴力夫に対して禁止命令を行うよう申請することができるようになった。[S19.6]
- 1.52 「女性に対する暴力撲滅」運動の責任者 Temucin Tuzecan 氏は、1997 年以降、家庭内暴力に関する法は変更されたが、その実施の歩みは遅いと指摘した。[S2.4]
- 1.53 トルコは財源的に制限はあるものの、物理的に大きな国であるが、女性の人権分野で肯定的な進展が見られ、今後もこの傾向は続くと、WWHR は述べた。法的枠組みは整備されたが、その実施の歩みは遅かった。また、女性の利益を代表する組織は、かつてはそうではなかったこの国の一部になるまでに成長した。

家族法 4320 については、[付属文書C](#)を参照。
法律扶助規則については、[付録文書 D](#)を参照。

名誉殺人

- 1.54 EU 委員会代表団は、トルコの新刑法は 2005 年に施行され、名誉殺人は、現在、第 82 条に基づいて殺人罪の加重理由として扱われていると述べた。[S19.3]
- 1.55 司法省 EU 協力委員会の総局長 Ahmet Firat 氏、および部局長 Zumra Yilmaz 女史は提出した文書の中で、「TPO（トルコ刑法）の第 81 条は殺人罪を規定する。第 82 条は、殺人と見なし、かつ以下のいずれかの殺人を含むのに満たしていなければならない条件を規定する」と指摘した。
- 上の世代の親族（父親、母親など）、下の世代の親族（子ども、孫など）または配偶者や兄弟姉妹に対する殺人（TPC 第 82(d)条）
 - 妊娠中であることがわかっている女性に対する殺人（TPC 第 82(f)条）
 - 伝統的しきたりを動機とした殺人（第 82(k)条）

Ahmet Firat 氏および Zumra Yilmaz 女史は、「『名誉殺人』（『töre』または『namus』）と呼ばれる親族間で行われた殺人において不法行為の申立て

の誤った適用を防ぐには、『不法行為』を見出しとする第 29 条で定めた法的方法に従って、犯罪は不法行為によって生じた、激烈かつ深刻な感情的苦悩の影響下で行われなければならない」と指摘した。従って、例えば、性的暴力にさらされた女性の父親または兄弟が犯した殺人は、不正行為の申立てに基づく減刑の恩恵を受けることはできない」[S10W]

- 1.56 Ahmet Firat 氏および Zumra Yilmaz 女史は続けて、「TPC の第 38(2)条は、上の世代または下の世代の親族関係から発生する権威を利用して犯罪を犯すよう教唆した場合の罰則強化について規定する。子どもが犯罪を犯すよう教唆された場合、第 38(2)条は上の世代か下の世代の親族関係を問わず、重い刑が適用されるものとする。このように、子どもに犯罪を犯すように教唆した者に科される刑は重くなる」と述べた。[S10W]

制定法の施行

- 1.57 女性に対する暴力撲滅運動の責任者 Temucin Tuzecan 氏は、国務省は新しい法的枠組みの有効な実施を積極的に進めており、警察、裁判官および検察官の研修も進行中であると報告した。[S2.4]
- 1.58 1996 年から 1998 年に行われた調査によると、警察が家庭内暴力事件の調査に消極的であるため、女性は家庭内暴力の訴えを扱う国家機関を信用していないと、女性の人権のために働く女性たち（WWHR）は述べた。この状況は変わり、女性は警察に家庭内暴力事件を以前よりも積極的に警察に報告するようになった。警察は以前より積極的に虐待事件を調査するようになったが、これは女性がどこに住んでいるかによって異なり、女性の人権侵害に対する警察の対応に一貫性はないと、WWHR は述べた。[S1.6] さらに一般的には、WWHR は、家庭内暴力・性的暴力・名誉殺人に関する事件の訴追数は増加傾向にあると述べた。その変化は劇的とはまでは言えないが、顕著なものであった。[S.1.13]
- 1.59 独立警察告訴委員会プロジェクトチームの住民ツイニング諮問委員 Jennifer Douglas-Todd 女史は、トルコは伝統的に家父長制社会であると述べた。女性に対する家庭内暴力やその他の人権侵害の多くの事件では、トルコ社会では警察は従来、家族を引き離すことはしないため、女性問題に対処するための訓練を受けたことがあまりない警察は個別の事件の対応を家族に委ねてしまっていた。[S18.7]
- 1.60 身体に殴打の跡があるなど暴力の肉体的証拠がある場合は、報告のあった家庭内暴力事件に対し捜査を進める可能性が高くなっていると、Tuzecan 氏は述べた。一般に証拠として認められない、または考えられない、家庭内暴力による精神的影響を考慮する姿勢は、警察には事実上欠けている。しかし、肉体的暴力の証拠が強い場合、加害者の刑罰は懲役最大 8 年から 10 年、殺人の場合は、終身刑になる可能性がある。[S2.5]
- 1.61 Tuzecan 氏によると、女性が人権侵害の事件を公にすることに消極的であることがよくある問題であった。人権侵害の女性被害者側が正式な訴えに失敗するのは、救済を求める権利や告訴制度がどのように機能するのかについて知らないからでもあると、Tuzecan 氏は述べた。Tuzecan 氏の勤める新聞社「The Hurriyet」では、トルコの女性に対し基本的人権および女性

が救済を受ける方法を知らせるための発信源になりたいと、同氏は述べた。
[S2.9]

1.62 Tuzecan 氏の意見では、女性の扱いに関する社会の意識が変化するまで、また関係性の問題の対処法について女性が一層意識するようになるまで、家庭内暴力は問題として残るだろう。ただし、Tuzecan 氏は楽観的でもあった。というのは、トルコが EU への加盟を悲願としているため、政府は歴代政府が整備してきた家庭内暴力に関する法律を実施し始めたからである。
[S2.11]

1.63 アンカラ弁護士協会会長の Vedat Ersen Cosar 氏は、家庭内暴力・女性の人権侵害事件の訴追に成功した事件が見られるようになり、家庭裁判所も肯定的な結果を生み出すようになってきていると述べた。報告された事件数は増加したが、その数字が必ずしもトルコ社会で家庭内暴力や女性の人権侵害の事件数が増加したことを示しているわけではなく、むしろ女性が利用できる法的救済手段に関する女性側の意識、および訴えを起こしたり求めたりする積極性が高まっていると、Cosar 氏は述べた。Cosar 氏によると、一般的な見方は家庭内暴力事件は減少傾向にあるというものであった。
[S6.6] WWHR は、女性は以前よりも頻繁に家庭内暴力の事件を報告しており、報告された事件数の上昇が、必ずしも実際に発生した事件数の上昇を示しているわけではないと述べた。[S1.5]

1.64 家庭内暴力に関する法的規定の執行の有効性については、Cosar 氏は提出した文書の中で、これらの対策の実施に関する裁判官の見方は異なっているが、一般的にはこれらの対策は実施されていると言えるのではないかと述べている。[S6W]

1.65 EU 委員会代表団は、女性に対する家庭内暴力の事件について裁判所が決定を下すという方法には疑問が残ると述べた。ニュースになる良い判決もあったが、差別的で、必ずしも夫の犯罪の重さに見合っていない判決もあった。従って、裁判による制定法の履行は裁判所によって様々であり、一貫性は全くなかった。[S19.5]

1.66 過去 2 年間に何件の家庭内暴力、強姦・性的暴力および名誉殺人の事件が裁判所に持ち込まれたか、またそれらの犯罪を分類別に見て、何件の裁判で被告が有罪を宣告されたかについて質問された司法省 EU 協力委員会の総局長 Ahmet Firat 氏、および部局長 Zumra Yilmaz 女史は、提出した文書の中で次のように指摘している。

「2005 年、刑事裁判で法 4320 に従って合計 439 件の訴訟が起こされた。同年、これらの訴訟のうち 323 件が結審し、2002 人の容疑者が有罪と宣告された。2006 年、合計 646 件の訴訟が起こされ、同年に起こされた訴訟と前年から持ち越された訴訟を合わせると、669 件の訴訟が結審し、574 人の容疑者が有罪と宣告された」 [S10W]

1.67 「名誉殺人の容疑で TPC 第 82(k)条に従って 2006 年に起こされた合計 14 件の訴訟は 2007 年に持ち越された。2007 年、新たに 5 件の訴訟が起こされた。合計 19 件の訴訟のうち 4 件は 2007 年 10 月までに結審し、18 歳以上の男性 5 人が有罪を宣告された。その 5 人の男性のうち 3 人は懲役刑を科され、2 人は懲役刑と罰金刑を科された」

性的暴力の犯罪については、Firat 氏と Zumra Yilmaz 夫人は提出した文書の中で、次のように述べている。

「2006 年、TPC の第 102 条 [性的暴力] に従って 4,419 件の訴訟が起こされた。2005 年から持ち越された訴訟を含め、合計 6,287 件が結審し、そのうち 4,418 件が有罪となった」

「2006 年、TPC の第 103 条 [子どもに対する性的暴力] に従って 2,414 件の訴訟が起こされた。2005 年から持ち越された訴訟を含め、合計 2,337 件が結審し、そのうち 1,607 件が有罪となった」

「2006 年、TPC の第 104 条 [未成年者との性行為] に従って 1,234 件の訴訟が起こされた。2005 年から持ち越された訴訟を含め、合計 2,373 件が結審し、そのうち 953 件が有罪となった」

「2006 年、TPC の第 109 条 [自由の剥奪] に従って 3,919 件の訴訟が起こされた。2005 年から持ち越された訴訟を含め、合計 4,964 件が結審し、そのうち 3,326 件が有罪となった」

「2006 年、TPC の第 232 条 [虐待] に従って 3,451 件の訴訟が起こされた。2005 年から持ち越された訴訟を含め、合計 3,442 件が結審し、そのうち 2,218 件が有罪となった」

「2006 年、TPC の第 233 条 [家族法から生ずる義務の違反] に従って 192 件の訴訟が起こされた。2005 年から持ち越された訴訟を含め、合計 117 件が結審し、そのうち 52 件が有罪となった」

「2007 年、性的嫌がらせの容疑で TPC 第 105 条に従って起こされた 787 件の訴訟は 2007 年に持ち越された。2007 年、新たに 2,642 件の訴訟が起こされた。最高上訴裁判所は 17 件の判決を破棄した。合計 3,446 件の訴訟のうち 1,352 件が 2007 年 10 月までに結審し、そのうち 620 件が有罪となった。11 件で懲役刑、375 件で罰金刑、11 件で懲役刑と罰金刑の判決が下され、懲役刑のうち 47 件が罰金刑、13 件が禁止命令、63 件が執行猶予に変更された」 [S10W]

- 1.68 女性に対する暴力撲滅運動の責任者 Temucin Tuzecan 氏は、女性に対する人権侵害の訴えを監視または追跡する責任を担う適切な公式機関があるかどうか質問され、その目的に適した法的機関はないと報告した。さらに続けて、中央政府には子どもと女性を扱う地域組織を持った公式機関が必要であるが、トルコの公務員に染み付いた公務員気質のため、9時から5時までの主要公務時間以外に窓口を開かないと述べた。[S2.7] WWHR もまた、家庭内暴力、性的暴力または名誉殺人の訴えを追跡する法的機関はなく、訴訟事件は警察に報告されなければならないと述べた。[S1.5]

警察および治安部隊の研修

- 1.69 家庭内暴力の事件を扱う上で法執行機関の態度に何らかの変化があったかどうか質問されて、EU 委員会代表団は、複雑な状況であり、法執行機関はまだ、警察に関する訴えを受けていると論評した。若い世代の警察官は古

い世代の警察官よりも教養もあり、家庭内暴力を取り巻く問題も深く理解しているが、古い世代の警察官のやり方は非常に時代遅れであった。女性の人権問題についての研修は国中で行われていたが、警察官および農村警備隊員が女性の問題を深く理解し、敏感になったかどうかはまだ不明のままであった。警察やその他の法執行機関に対する訴えを追跡するのに適した法的機関はなかった。[S19.7]

- 1.70 EU 委員会代表団は、警察は必ずしも積極的というわけではないが、女性の人権問題に関する研修を受けている。EU 委員会代表団は、例えば、警察官の中には、疑惑を調査する代わりに家に帰って和解するよう家庭内暴力被害者に話す者もいるため、女性に対する暴力事件に関する警察の態度に改善が見られるかどうかを述べることはできなかった。また、人権侵害について女性の報告が実際よりも、特に農村地域では少ないという問題がまだ残っていた。[S19.4]
- 1.71 女性の人権のために働く女性たち（WWHR）によると、家庭内暴力および性的暴力を取り巻く女性の問題に関する警察および検察官への研修は改善された。女性の問題に関して警察学校には標準的な必須カリキュラムはなかったが、女性事件の扱いに関して裁判官、検察官および警察官に対し、範囲や時間的に限られたものであったものの、研修が行われていた。[S1.7]
- 1.72 公正発展党（AKP）の Gaziantep 選出の国会議員 Sahin 女史は、微妙な女性の問題について警察の意識を高める目的として 4 万人を上回る警察官への実地研修プログラムでは、実際の影響を評価するために厳しい監視が必要であると報告した。[S20.9]
- 1.73 女性の権利委員会（弁護士協会内に設置）委員長の Senay Ertem 女史は、家庭内暴力事件を扱う警察の態度に関して一部改善が見られると述べた。対象となる警察の意識向上、教育プログラム、および申請の時点で活動する警察への研修の強化を定期的実施した結果、警察業務の有効性は改善された。警察は、女性からの訴えの捜査を重視し、気配りをもって女性に接する姿勢を見せていた。[S6.9]
- 1.74 女性に対する暴力撲滅運動の責任者 Temucin Tuzecan 氏は、政府は家庭内暴力に関する新しい法的枠組みの有効な実施を積極的に進めており、警察、裁判官および検察官の研修も進行中であると述べた。[S2.4] 非常に強力な文化的習慣を変えるのは、困難でゆっくりとした過程であった。しかし、人権に対する意識と理解に優れた、新たに見識を身に付けた若い世代の警察官の登場と相まって女性の問題に関する警察の研修を強化することで、女性への人権侵害事件に対する警察の扱いについて目に見える形の改善が見られた。[S2.4]
- 1.75 2007 年 11 月 27 日の「Kathimerini English Edition」ニュースは、虐待を行う配偶者からの家庭内暴力と女性保護に関して警察の感度を高めるための政府の研修プログラムについて報じている。国連人口基金（United Nation Population Fund）が支援するこのプログラムの下で、2008 年には暴力からの保護を求める女性を支援するために、4 万人の警察官が研修を受けることになる。それらの警察官の指導は、[2007 年] 5 月以降研修を受けてきた 270 人の警察指導官によって行われる。[38]

法廷制度を利用できる権利

- 1.76 トルコ憲法は、法の前に差別のない男女平等を規定する。第 10 条の規定には、「すべての者は言語、人種、肌の色、性、政治的見解、哲学的信念、宗教と宗派などいかなる違いがあっても、法の下に差別されることなく平等である」と記されている。[19] (page6)
- 1.77 女性が法廷制度を利用できる権利について質問された司法省 EU 協力委員会の部局長 Zumra Yilmaz 女史は、救済を求める権利はトルコ憲法の第 2 編「基本的な権利と義務」に規定されていると答えた。第 36 条は、「すべての者には、合法的な手段と手続きを通じて法廷の前で原告か被告のいずれかの立場で訴訟に関わる権利がある。裁判所はその管轄内の訴訟事件の審理を却下してはならない」と規定する。この 36 条に照らして、女性と男性は同様に平等の権利と自由を持ち、従って、いずれも同様に司法制度を容易に利用することができる。[S10W]
- 1.78 Zumra Yilmaz 女史はさらに続けて、家族保護法第 1 条の最後の項に従って、家庭裁判所に提出される家庭内暴力事件に関するすべての申請、および判決の執行については、手数料の支払いは免除されると述べた。加えて、他の理由で民事裁判所で告訴したいと望む者は、首長が発行する文書によって貧しいことを証明した場合、「訴訟扶助」を定める民事訴訟法の第 465 から 472 条の恩恵を受けることができる。[S10W]
- 1.79 女性の地位総局部局長の Olcay Bas 夫人はまた、性差別はなく、男女ともに法的代理人を含む司法制度を同等に利用する権利があると述べた。[S13.14] 首相府人権統括会議議長の Fendoglu 教授は、EU 基準に従って男女は平等に法的枠組みを利用する権利があることに同意した。[S17.10]
- 1.80 女性の人権のために働く女性たち（WWHR）は、人権侵害およびその他の問題に対して救済を求める女性には、弁護士協会に所属して活動する多くの女性弁護士が対応でき、その中には、訴訟費用を払う余裕のない女性に無料で訴訟業務を引き受ける弁護士もいると述べた。[S1.14]
- 1.81 Bas 夫人は、女性弁護士に依頼する機会については、司法制度において非常に高い割合で女性弁護士が代理人を務めていると述べた。女性が訴訟を進めるための費用を用意することができない場合、弁護士協会に法律扶助を申請することができた。裁判所に持ち込まれる訴訟事件は平等に扱われた。トルコは女性に対する差別を防止するための条約を批准しており、これを実施するのに必要な憲法修正をすでに行っていた。[S13.15] 家庭内暴力の被害者が過剰な費用を負担しないように、法律の範囲内でなされる申請、および付与される決定の遂行に関連して実行される行政事務の費用は無料となると、Bas 夫人は述べた。[S13.4]
- 1.82 EU 委員会代表団は、女性の訴訟事件を慎重に扱うことができる女性弁護士はいると述べた。他の地域に比べトルコの主要都市には女性弁護士が多く存在した。しかしながら、アナトリア州では女性弁護士の数が他の州より少なく、またトルコの 9 つの州では弁護士協会がなかった。女性弁護士に依頼できる機会を得られるかどうかは、良い弁護士協会を利用できるかどうか、および NGO からの申し出に対する支援があるかどうかで決まってい

た。弁護士を依頼する余裕のない家庭内暴力の被害者は法的経済支援を受けられ、弁護士は経済的に苦しい被害者に無償で訴訟業務を請け負ったが、EU 委員会代表団はこのような制度を農村地域で利用できるかどうかについて見解を述べるができなかった。[S19.9]

- 1.83 法廷制度を利用できる女性の権利について、建前上、女性にも同等の権利が与えられているが、現実には、特に農村地域ではそれは真実ではないと、EU 委員会代表団は述べた。代表団によると、農村地域の女性は教育や社会福祉を受ける機会が乏しく、トルコ語を話せない女性も多く見受けられるため、法的救済を受ける機会も制限されていた。加えて、裁判所に通訳を依頼することはできても、通訳者の能力は保証されていないため、通訳者が必要な訴訟事件に通訳者を付けることができない裁判所もあった。さらに、クルド語を話す地域では通訳者の数が一般的に不足しており、裁判所で働く行政職員がクルド人地域出身者の代理を務める場合もしばしば見られた。そのような職員を使用することは、明らかに適正でも合法的でもなかった。[S19.8]
- 1.84 WWHR は、読み書きができない女性やトルコ語を話せない女性は、裁判所・司法サービスを受けることに苦労していると述べた。例えば、クルド人・移住民社会の女性が通訳者を利用する権利は「くじ引き」で決まった。ただし、裁判所に持ち込まれた訴訟事件では、トルコ語を話せない者のために通訳が用意された。[S1.15]
- 1.85 読み書きのできない女性が司法を利用する権利について質問された Bas 夫人は、トルコでは 15 歳まで義務教育であると報告した。女子を学校に通わせるために経済支援を行うという「娘たちよ、学校へ行こう」(Come on Girls, to School) プロジェクト運動は、UNICEF によって進められており、トルコ全土に広がっていた。成人のための読み書き教室は国によって運営された。多くの運動が、特に学校に通う女子の割合を増やすために実施されていた。[S13.14]
- 1.86 裁判所に民事上または法律上の救済を求める平等の権利を女性是与えられているのかどうかという質問に答えて、司法省 EU 協力委員会の総局長 Ahmet Firat 氏、および部局長 Zumra Yilmaz 女史は提出した文書の中で、「救済を求める権利はトルコ憲法第 2 編『基本的権利と義務』で規定されている」と述べた。第 36 条は、「すべての者には、合法的な手段と手続きを通じて法廷の前で原告か被告のいずれかの立場で訴訟に関わる権利がある。裁判所はその管轄内の訴訟事件の審理を却下してはならない」と規定する。この 36 条に照らして、女性と男性は同様に平等の権利と自由を持ち、従って、いずれも同様に司法制度を容易に利用することができる。[S10W]
- 1.87 どのような規定が読み書きのできない女性のために法制度において定められているかという質問について、Firat 氏と Zumra Yilmaz 夫人は、「刑事裁判については、刑事訴訟法第 158(4)条は、報告または訴えは後に文書に記載することを条件として口頭で行うことができると規定する」と述べた。[S10W]
- 1.88 書面による手続きは民事裁判権に不可欠な要素である。従って、告訴は申立ての原因を書面にして行う必要がある。弁護士および申立人は、読み書きのできない女性が申立ての原因または申立ての原因に対する答弁を作成

する際に手を貸すことができる。口頭による告訴では、民事訴訟法第 474 条に従って、両当事者はその訴訟事件の範囲内で自らの意思により調停裁判所に申立てることができる。そのような訴訟事件では、両当事者は主張と抗弁の理由および要旨を含む、書面による申立ての原因を提出しなければならない。読み書きのできない場合は、裁判官は、理由および証拠だけでなく主張および抗弁を事務官に書き取らせる。[S10W]

1.89 民事裁判所や商事裁判所の事務官室に関する規則第 42 条には、「読み書きのできない者が法廷に提出した文書（原本か写しかを問わず）を取り出す申請を行う場合、本人であることが証明され、訴訟簿にその身分証明が記載された後に当該文書は提示されるものとする」という記載がある。[S10W]

1.90 慎重な対応が必要な訴訟事件を担当できる女性弁護士がいるかどうか、また弁護士費用を払う手段がない女性がどの程度まで無償の法律扶助を受けられるのかについて質問された Firat 氏と Zumra Yilmaz 夫人は、提出した文書の中で以下のように述べている。

「家族保護法第 1 条の最後の項に従って、家庭裁判所に提出される家庭内暴力事件に関するすべての申請、および判決の執行については、手数料の支払いは免除された。加えて、他の理由で民事裁判所で告訴したいと望む者は、首長が発行する文書によって貧しいことを証明した場合、「訴訟扶助」を定める民事訴訟法の第 465 から 472 条の恩恵を受けることができる。[S10W]

訴訟扶助には以下のものが含まれる。

- 裁判に関連したすべての手数料と費用の一時的支払い免除。
- 証人および専門家に関わる費用の支払い（前払い金として国が支払う）。
- 裁判費用の担保提供の免除。
- 通知手数料および費用の一時的支払い免除。
- 必要に応じ、手数料の支払いを後払いとする法定代理。
- 執行官事務所が徴収するすべての手数料と費用の支払い（前払い金として国が支払う）。
- 印紙税の一時的支払い免除。
- 公証人によって発行される文書および写しの手数料および税の一時支払い免除。

刑事告訴については、被害者は告訴料を支払うことはない。訴訟の終了時に、有罪となった容疑者が告訴料を支払う」[S10W]

1.91 男性と女性の両方によって起こされた訴訟は平等に調べられ、扱われるかどうか質問された Farit 氏と Zumra Yilmaz 夫人は、提出した文書の中で以下のように述べた。

「すべての者は法の前に平等であり、告訴人が男性であれ女性であれ、何ら違いはない。検察官および裁判官はすべての者に平等に法を執行する義務がある。法と正義の前の平等は以下の通りトルコ刑法第 3 条で規定される。

「第 3 条

- (1) 違反者に対する刑罰と治安対策は、犯した行為の重大性と比例するものとする。
- (2) 刑法の実施を目的として、いかなる者も特権を付与されず、人種、言語、宗教、宗派、国籍、政治上その他の思想、哲学的信念、出身民族もしくは出身社会集団、家柄、および経済的もしくは社会的地位に基づく差別の対象であってはならない」

さらに、刑罰および治安対策の執行に関する法の第 2 条には以下の規定がある。

- 「(1) 刑罰および治安対策の執行に関する規則は、受刑者の人種、言語、宗教、宗派、国籍、および経済的もしくは社会的地位に関して差別することなく、またいかなる者にも特権を与えることなく実行されるものとする。
- (2) 刑罰および治安対策の執行において、いかなる者も残虐、非人道的、もしくは下劣な行為の対象であってはならない」 [S10W]

政府戦略

- 1.92 公正発展党（AKP）の Gaziantep 選出の国会議員であり、公正発展党女性支部の国家議長である Fatma Sahin 女史は、家庭内暴力および名誉殺人に関する政府戦略について質問された。Sahin 女史は 2002 年から 2007 まで名誉殺人・女性および子どもに対する暴力に関する議会調査委員会の議長を務め、これらの問題に関する結果報告書を作成した。[S20.1]
- 1.93 司法省 EU 協力委員会の総局長 Ahmet Firat 氏、および部局長 Zumra Yilmaz 夫人が提出した文書に指摘されているように、同委員会の報告書は、女性に対する人権侵害に取り組むための国家行動計画として講じるべき対策を提言した。首相は正式回覧（Official Circular）の方式で、すべての公的な機関および組織に取るべき対策を連絡することについて指令を発した。[S10W]
- 1.94 Firat 氏および Zumra Yilmaz 夫人が示した正式回覧の詳細については、以下に再掲載する。

「首相府回覧 No. 2006/17：女性および子どもの権利

我が国では女性や子どもに対する暴力が止まず、新たに緊急の対策を講じる必要があるため、この社会的傷を手当する必要があると判断したトルコ大国民議会は、名誉殺人・女性および子どもに対する暴力の背後にある原因を調査し、講じるべき対策を特定するために議会調査委員会（Parliament Inquiry Commission）を設置した。同委員会は調査を完了し、女性および子どもに対する暴力と名誉殺人に関して講じるべき対策について包括的な報告書を作成した。この報告書を土台にした講じるべき対策に関する提言は、首相府により発せられた正式回覧 No. 2006/17 を通してすべての公的な機関および組織に伝えられた。総合調整を図る任務は、子どもに対する暴力の領域では社会福祉・児童保護機関（Social Services and the Child Protection Agency）総局に、また女性に対する暴力および名誉殺人の領域では女性の地位総局に割り当てられた。この回覧を通じて、司法省は以下の任務に当たることになった。

- a) 子どもに対する暴力の問題に基づいて司法職員が採用する手法に関する研修活動を提供すること（これは「子どもに対する暴力に関する解決策の提言」という章で推奨された「保護・予防対策」のうちの１つ）、下部組織の矯正施設の欠陥を解消すること、子ども保護法 5395 に関する下部組織の欠陥を解消、整備すること、暴力の被害者である子どもの審問を記録する際の AV 機器の使用義務に従って必要な下部組織を構築すること、暴力、特に近親相姦の加害者を従わせ、リハビリテーションにかかる費用を加害者に負担させることを法的要件とするのに必要な法的規則を設けること、被害者のための救済を求める過程の法的手続きを簡易化するのに必要な法的規則を設けること、無償で文書や記録資料を作成すること、および身体的検査に関して子どもから「インフォームド・コンセント」を得ること。
- b) 「女性に対する暴力に関する解決策の提言」という章に基づいて女性に対する暴力に関する「社会的性の平等の見方」に関する研修を、家庭および少年裁判所に勤める司法職員およびソーシャルワーカーに対して提供すること、家庭裁判所の設立、任務および裁判手続きに関する法 4787 に従って家庭裁判所に配属されたソーシャルワーカーをできるだけ早くそれぞれの職務に正式に任命するよう図ること、無償で健康記録を提供すること、この手続きのすべての段階で女性のプライバシーを尊重する保護対策を講じること、できるだけ早く「平等に関する枠組み法」を承認するために必要な作業に着手すること、憲法第 10 条に規定された「法の前の平等」規定を有効にするのに必要な法的規則を策定すること、平等を危うくする現行制定法の規定を切り離すのに必要な対策を講じること、女性の身体を支配する、つまり女性の人権を侵害することを目的とした法的規則を代えること、家族保護法に規定された規則に変更を加えること、および女性の政治参加を支持する「政党法」の規則を策定すること。
- c) 名誉殺人の領域で法および国際条約に基づく義務に従って必要な規則を策定すること、および法の概念の変更を実践に反映させるために専門的研修を提供すること。

司法省が取り組んだ調査は、正式回覧の実施の枠組み内で 4 カ月に 1 回調整当局に伝えられる。これに関連して、実習制度の大衆教育総局

（Directorate General of Mass Education for Apprenticeship）の調整の下に、UNICEF からの技術的経済的支援を得て、「0～6 歳児を対象とした家族研修プログラム－我が家族」が実行に移された。司法省の所管する施設に収容された、受刑者および拘留者の 0～6 歳児が、SHCEK の下で運営されているそれらの施設で SHCEK が提供する福祉サービスの恩恵を受けられるようにするため、同プログラムは SHCEK と協力した。なお、刑罰執行施設に拘留された受刑者および拘留者の拘留生活への悪影響を最小限に抑えるため、そのような施設の収容能力に準拠している。これらの領域に関する 9 件の調査が大学の協力で進められている。裁判官、検察官および扶助職員は、「子どものための司法のよりよい管理・保護・強化プロジェクト」の範囲内で子どもに関する領域の研修を確実に受けられるようになり、この領域の研修活動は現在も続けられている。

名誉殺人、および女性および子どもに対する暴力を防ぐ最も有効な方法は間違いなく教育である。社会全体がこの問題について教育を受ける必要があり、このような事件が起こっている地域で記録される統計的データは、ニーズを満たす有効な研修を提供するために収集され、解釈される必要がある。現在、この問題に関する迅速かつ最新の情報を提供できる機関がトルコにはない。司法省の管轄内の問題に関する統計的データの特定・収集・分類・評価、およびそれぞれの業務の提供は、司法記録および統計総局（Directorate General of Judicial Records and Statistics）の責務である。司法記録および統計総局は、司法組織全体が提供する情報を年度末に記録簿に移すことによって正式な統計をまとめる」 [S10W]

1.95 Sahin 女史の説明によると、国家行動計画および首相府回覧によって、女性の人権問題に取り組む政府当局その他の組織が効果的に虐待に対処することができるようになった。この目的のため、以下の通り複数の関連プロジェクトが実施されていた。

- 4万人の兵士が家庭内暴力および名誉殺人に関連した問題に関する研修を受けた。
- 家庭内暴力の加害者に対しより重い判決を下すために、刑法の規定が修正された。
- 名誉殺人罪に関して、加害者は減刑を受けるようになっていたが、トルコ刑法の修正後、名誉殺人は殺人罪として扱われ、加害者はその犯罪に見合った判決を宣告されるようになった。
- 女性に対しては裁判所を容易に利用できるように、また裁判官に対しては再犯者になりやすい家庭内暴力犯罪加害者を監視することができるようにするため、下部組織の家庭裁判所を設ける家族法（法 4320）の修正が実施された。[S20.5]

1.96 首相は 2006 年 7 月、国家当局が家庭内暴力の問題を深刻にとらえ、それに関連した問題を軽減するための手段を講じることを求める命令 [正式回覧] を下したと、女性に対する暴力撲滅運動の責任者 Temucin Tuzecan 氏は述べた。同命令は、家庭内暴力の被害者の扱いに影響を与えたという点で大きな前進であると見なされた。Tuzecan 氏は知り得る限りでは、家庭内暴力に取り組むために実行されているその他の政府の運動もしくは戦略はないと述べた。[S2.10]

1.97 EU 委員会代表团もまた、首相府回覧について見解を述べたが、代表团によると、その首相府回覧に続いて内務省からも類似の回覧が出された。ただし、EU 委員会代表团は、告訴になった件数または有罪になった件数に関する情報は把握していなかった。家庭内暴力撲滅に関して上述した、政府によって発布された回覧（ただし、クルド人の NGO は、言語問題のためそれらの回覧もあまり役に立っていないと言及していた）を別にすると、EU 委員会代表团は、女性に対する人権侵害に取り組むために政府が計画するその他の戦略について認識していなかった。[S19.6]

1.98 政府は家庭内暴力に関連した指導指針を含む、名誉殺人に関する調査報告を委託したと、国会議員の Fatma Sahin 女史が主導する女性の人権のために働く女性たち（WWHR）は述べたが、この調査からは大した結果は得られなかったとも述べた。[S1.11]

- 1.99 回覧で明記された責任組織および調整組織によって、回覧の枠組み内で実施される活動に関連したデータは、女性の地位総局の調整役割の範囲内で 3 カ月に 1 回精査されると、女性の地位総局部局長 Olcay Bas 夫人は述べた。Bas 夫人の説明によると、首相府に提出されるその定期報告書は、同総局のウェブサイトに掲載された。[S13.12]
- 1.100 女子児童の教育、男女平等、女性の人権、家庭内暴力、およびしきたり・名誉殺人の防止に関連した主題に関する教育用の資料、CD およびポスターは女性の地位総局によって作成され、600 の守備隊に配付されたと、Bas 夫人は述べた。Bas 夫人によると、これらの教材は、女性に対する暴力撲滅の取り組みの重要な要素として、男性の意識を高めることを目指して、市民の義務（兵役）を果たす兵卒および下士官（NCO）に提供される市民権授業の枠組み内で使用された。[S13.13]
- 1.101 Bas 夫人は、「家庭内暴力の実地調査」プロジェクトが開始段階にあると述べた。実地調査が完了すれば、調査結果は暴力の原因および種類に関する重要データを提供し、トルコ統計局（TUIK）の「公式統計プログラム」の範囲で公式データとして評価されることになろう。[S13.14]
- 1.102 Bas 夫人は、トルコ国営テレビ（TRT = Türkiye Radyo Televizyon）と女性の地位総局は諮問委員会「Gap Radio-TV Consultative Board」の作業枠組み内で議定書を締結したと述べた。これは、女性の地位総局によって実施された活動についての世論を有効に伝え、南東部アナトリア地域での女性の活動の価値、およびそれがもたらした恩恵について説明し、地元民に情報を伝えるプロジェクトへの参加者を確保することを目的とした議定書である。この議定書に基づいて、南東部アナトリア地域に暮らす女性を対象とし、雇用、教育および暴力の問題に取り組んだ「傷つけないで」(Don't Hurt Me)という地域番組の撮影が完了した。その番組は 2008 年、TRT GAP TV で南東部アナトリア地域に放送される。[S13.15]
- 1.103 Bas 夫人は、女性の地位総局は女性に対する暴力問題に関する報告書および文書を作成するとともに、国民の意識を高めるために様々な組織が開催する会議、シンポジウムおよび公開討論会に参加してきたと述べた。アンカラ地方自治体文化および社会問題部局本部（Ankara Local Authority Cultural and Social Affairs Department Headquarters）の協力の下、「女性の権利、女性に対する暴力、および法整備」に関するセミナーが同地方自治体管轄の女性保護施設 12 カ所で毎週場所を変えて開催され、約 500 人の女性が参加した。女性の地位総局は今後もそのような会合で報告書および文書を提供し続けるだろう。[S13.16]
- 1.104 「女性に対する家庭内暴力との闘いプロジェクト」の一環として、法 4320 に基づく対策を取り上げるために 2 編の「スポット映画」が作成され、これによって第三者の申請で暴力を振るう者に対して対策を講じることができるようになったと、Bas 夫人は述べた。また、それらの映画は、暴力の被害者は国の保護下にあるということに注意を喚起し、さらに暴力を受けた者は必ず救済を求めることができることを強調した。それらの映画には、「女性に対する暴力は犯罪である。その暴力に目をつぶってはいけない。

沈黙はいけない」というメッセージが込められている。それらの映画は地方局と全国局で放送中であった。[S13.17]

- 1.105 女性の人権意識を向上させ、家庭内暴力を防止するために、国連人口基金（UNFPA）と協力して進められている進行中のプロジェクトが 2 つあると、内務省の外交・EU 問題部局の職員は報告した。その職員の見解によると、家庭内暴力問題への取り組みにおける予防政策は非常に重要であった。[S12.10]
- 1.106 内務省の外交・EU 問題部局の職員が言及したプロジェクトの 1 つは、イズミール、シャンルウルファ、ワンおよび中央部アナトリア地域を含む 6 州で UNFPA と協力して実施されていた。そのプロジェクトの目的は、女性が訪れて自分の権利およびその他の関連した問題について学ぶことのできる女性に友好的な組織を、地方自治体や地方議会と協力して作り上げることであった。[S12.11]
- 1.107 女性の地位を地元の郡で向上させるために、郡知事（Kaymakams）、市長、副郡知事および郡職員の意識向上を図る指令 2006/17 に基づいて、デンマークと内務省の協力の下に 2 つ目のプロジェクトは実施されていた。女性が居住する郡の社会的、教育的および文化的状況の改善を目指して、例えば、地域の女性の雇用改善を目標とするなどの対策を導入するため、職員は中央政府当局によって任務を課された。それらの職員は、中央政府が定めた目標に対して進捗度を見るため、査察委員会によって 3 年ごとに査察を受けることとなった。[S12.12]
- 1.108 女性に対する人権侵害に取り組むためにトルコにおいて進められている EU 戦略に関して、EU 委員会代表団は、それらの戦略に関わっているプロジェクトが以下の通り複数あると報告した。
- 男女平等の推進
 - 虐待への取り組みに際し利害関係者による国家行動計画および戦略の構築を含む、家庭内暴力問題に積極的な利害関係者の能力を強化することを目的としたプロジェクトを通じて家庭内暴力の撲滅を図ること
 - 家庭内暴力の被害女性への保護施設を増やすプロジェクト
 - 名誉殺人を記録する国家データベースを確立するプロジェクト [S19.10]
- 1.109 WWHR は、名誉殺人を具体的に防止するための政府戦略は限界があると考えた。政府は意識向上運動に関して、国連人口基金（UNFPA）および巨大メディア企業と協力してきた。しかしながら、これらの運動は具体的な目標対象ではなかったため、重要な結果をもたらしたかどうかについては議論の分かれるところであった。[S1.10]

保護施設

- 1.110 2008 年 3 月 11 日に刊行された、2007 年度米 국무省人権報告書では、「女性の NGO は、2001 年から 2005 年の間に、15 万人以上の女性が家庭内暴力の被害にあっていると報告している。人口 5 万以上の町には家庭内暴力の被害女性のための保護施設が必要であることを定めた 2004 年法の実施において、政府の取り組みには進展があまり見られないままだった。政府によると、政府系社会福祉・児童養護施設機構は、家庭内暴力および強姦の被

害女性を最大 405 人収容できる保護施設を 23 カ所運営していた。政府は、州政府、市町村および NGO は 18 カ所の保護施設を、私立財団が 1 カ所の保護施設を運営していた」という報告がなされた。[28a]

- 1.111 2007 年度米 국무省人権報告書ではさらに、「Bursa Gunyuzu 女性連帯協同組合および地元検察官は、大ブルサ市（Bursa Greater Municipality）および Osmangazi 郡に対し、人口 5 万以上の地方自治体に虐待された女性のための保護施設を開設するよう求める法律を適切に実施しなかったとして同協同組合が 2006 年 12 月に刑事告訴したが、それを断念する決定を下した」という報告がなされた。[28a]
- 1.112 面談を受けた情報提供者の何人かは、地方自治体に関する新附則に従って、女性の保護施設は人口 5 万人以上の都市ごとに 1 つ必要であると言及した。女性の人権のために働く女性たち（WWHR）は、この規定はまだ完全な実施までに至っていないと述べた。[S1.3] 社会福祉・児童保護機関（SHCEK）は、女性保護施設の設置完了の期限は設定されていないと述べた。[S11.14] 女性に対する暴力撲滅運動の責任者 Temucin Tuzecan 氏は、これらの女性保護施設の大半は、政府の指導指針がないため建設されていなかったと述べた。[S2.13]
- 1.113 現在利用可能な女性保護施設の数に関しては、異なった情報源から異なった情報が示された。とはいえ、女性の地位総局局長 Olcay Bas 夫人は、女性保護施設は全部で 44 カ所あり、そのうち 23 施設が社会福祉・児童保護機関（SHCEK）によって、21 施設が地方自治体その他の組織によって運営されていると述べた。[S13.16] Bas 夫人が提供した数字は、23 カ所の保護施設は政府機関によって、21 施設は NGO および地方自治体によって運営されていると述べた SHCEK によって確認された。[S11.11]
- 1.114 トルコの法律は、女性に支援と扶助を提供する（SHCEK の組織以外の）独立系の社会福祉機関について規定していると、SHCEK は説明した。SHCEK は、そのような独立系機関を認可し、それらの機関が提供するサービスを監視する責任を負っていた。[S11.10] SHCEK はこれまでに、地方自治体が運営する女性保護施設 3 カ所、および市民社会団体が運営する女性保護施設 1 カ所に免許状を発行した。[S11.11]
- 1.115 WWHR は、女性保護施設の設置は、これまではアンカラ、イスタンブール、イズミールなどのトルコの都市に限定されていたと述べた。しかしながら、現在は家庭内暴力被害者のための保護施設が全国 36 カ所にある。[S1.3]
- 1.116 Tuzecan 氏は、トルコ全土で 7,200 万余りの人口に保護施設は現在 26 カ所あると指摘した。全国にある 26 カ所の保護施設は NGO および地方自治体によって運営されていた。Tuzecan 氏は、いくつかの保護施設が実際にさらに必要になるのかについて、妥当な数字はわからないと述べた。ただし、重要なことはさらにいくつかの保護施設を建てるのではなく、草の根レベルで女性への暴力を撲滅するための防止対策に焦点を絞ることである。[S2.14]
- 1.117 Bas 夫人は、UNFPA および内務省の協力の下、新規プロジェクトにより 8 都市に追加の保護施設を建設し、それらの施設に配属する人材を育成する計画が進められていると述べた。トルコの保護施設の数多くないが、保

護を必要とする女性を直ちに収容できるように全国の機関が協力していると、Bas 夫人は述べた。例えば、1 つの保護施設に空いている部屋がない場合は、別の保護施設や安全な家に住めるように手配する。[S13.16]

- 1.118 地方自治体総局（Directorate General for Regional Authorities）局長 Zorluoglu 氏は、人口 5 万以上のすべての都市は地方自治法 5393 に基づいて女性および子どものための保護施設を設ける義務があると述べた。それ以下の地方自治体も保護施設を建設することはできるが、そうしなければならない法的規定はなかった。さらに加えて、保護施設の建設は市町村にとって新たな責任の領域であると同氏は述べたが、中心課題は市町村による保護施設の建設であるという話を同氏は耳にしていた。[S14.3]
- 1.119 保護施設を利用する必要のある非常に数多くの女性を収容するには、トルコに建設されている保護施設だけでは不十分であると、Tuzecan 氏は述べた。また、保護施設の有効利用には、小規模な地域社会で保護施設に匿名性が求められたが、これは達成できていなかった。[S2.13] EU 委員会代表団もまた、小規模な町村では保護施設の匿名性を保つことは非常に難しく、被害者の夫は保護施設の所在地を捜し出し、妻を連れ戻しに来ることがよくあると述べた。[S19.2]
- 1.120 既存の保護施設の実際的な運営については、保護施設のサービスは限定的、つまり 24 時間サービスではなく、一般的には 9 時から 5 時までであると、WWHR は報告した。政府または社会福祉機関が運営するものもあれば、女性組織との協力で地方自治体が運営するものもあった。ただし、保護施設が提供するサービスは家庭内暴力の被害者に限定されておらず、性的暴力の被害者や名誉殺人の被害者になる恐れのある女性にも提供されていた。[S1.4]
- 1.121 地方自治体総局局長 Zorluoglu 氏は、保護施設によって提供する収容施設の種類の異なると述べた。社会福祉部局が地域の福祉サービス部門を通じて保護施設の運営責任を担っている主要組織であると、同氏は報告している。Zorluoglu 氏は、多くの例から見て、地方自治体がその責任地域に女性および子どものための保護施設を建設だろうが、これらの保護施設はその後、地域の福祉サービス部門に譲渡されるだろうと述べた。[S14.5]
- 1.122 上記で示したように、社会福祉・児童保護機関（SHCEK）は直接 23 保護施設（「ゲストハウス」とも呼ばれる）を運営していると述べた。各保護施設は、関連の社会科学分野で大卒レベルの教育を受けた管理者、ソーシャルワーカー、心理学者、看護婦、およびその他の職員で構成されていた。それらの職員は対立や紛争、および女性が求める法律扶助や支援・扶助の種類を特定するため、協力して活動した。保護施設は家族と再会することを願う女性とも協力し合っていた。[S11.6]
- 1.123 SHCEK の 23 カ所の保護施設は合計 477 人の女性を収容できる能力があった。SHCEK は、さらに 10 施設の建設が進行中であるが、これについては、職員の確保と宿泊設備の適合性に関して評価する必要があると説明している。しかしながら、SHCEK によれば、理想的には、女性への暴力を防止するために活動することによって、さらなる保護施設の建設が必要でなくなるようにすることに重点を置きたいということであった。[S11.7]

- 1.124 SHCEK を通じて庇護を求める女性の背景について質問された SHCEK は、保護施設への申請者の大多数は初等教育しか受けていない若い既婚女性で、仕事に就いたことがなく、夫の収入以外に収入がないと報告した。ほとんどの女性には 0～6 歳の子どもがいた。とはいえ、SHCEK はまた、家庭内暴力は単にこの社会階層に限定されるのではなく、すべての年齢層およびすべての社会階層に及んでいるとも述べた。[S11.8]

支援

- 1.125 社会福祉・児童保護機関（SHCEK）は、同組織はトルコにおいて女性、子どもおよび老人への支援と社会的援助を行っていることを説明した。同組織は、助けを必要とする人たちに対し、全国の社会センター、さらに家族電話ヘルプラインおよび意識向上戦略を通じて福祉サービスを提供した。[S11.2] 法 4320（家族の保護に関する法）の実施を改善し、女性の人権問題への意識を向上させるために、全国のコミュニティセンターとともに緊密に活動し、それによって人権侵害を軽減し、女性の自己開発を支援していると、SHCEK は述べた。具体的には、市町村はそれらの問題に関して女性を扱うことに最も秀でたソーシャルワーカー、心理学者、小児科医、および児童専門家を採用できるよう、SHCEK は活動していた。[S11.15]
- 1.126 家族が専門家に問題について相談し、家庭内暴力に訴えなくても問題を解決する能力を向上させることができる家族相談センターを設ける戦略もあると、SHCEK は報告している。家族相談センターと協力して、都市生活への順応について女性の意識を向上させ、子どもや若者が引き続き教育を受けるよう後押しするために、その他の戦略には社会福祉部門が運営するものも含まれている。[S11.16]
- 1.127 女性の人権のために働く女性たち（WWHR）は、全国のコミュニティセンターを運営して女性のための人権総合教育を提供する社会福祉機関と協力し合っていた。コミュニティセンターは、トルコ社会の社会経済階層で低い層に属する女性への支援に重要な役割を果たす。コミュニティセンターは、多くの女性が自分たちの権利について、および警察が家庭内暴力などの問題で女性のために何ができるのかについて理解していないことを考えると、特に重要である。[S1.12]
- 1.128 内務省地方自治体総局局長 Murat Zorluoglu 氏は、地域の NGO や市民団体は人権侵害に苦しむ女性に支援や援助を行うよう活動し、それらの組織が提供するサービスの機能と質は日々向上していると述べた。[S14.7]
- 1.129 女性の地位総局局長 Olcay Bas 氏は、首相府指令 2006/17 後に順調な前進が見られたと述べた。女性問題に関して女性に支援と援助を行うその他の政府機関については、同女史はそれらは以下のものを含むと述べた。
- すべての女性に関連した問題に関して助言と指導を行う様々な NGO 組織
 - 指導および無料の法律相談を行う弁護士協会の女性委員会
 - 首相府東南部地域（GAP）庁に関係した多目的社会センターの数は 29
 - 女性問題に関する支援と援助を行う（SHCEK 関係の）74 カ所の社会センター。これらのセンターもまた、児童保護の福祉業務を行う

- 児童保護社会福祉部門によって運営される電話ヘルプライン「コール 183」 [S13.17] [S13.17]

- 1.130 面談した情報提供者は、女性が利用できるいくつかのヘルプラインについて言及していた。SHCEK の電話ホットライン「コール 183」では上記の通り、家庭内暴力・虐待の問題に関する女性への支援と助言が行われていた。コールセンターは全国で利用できるのも、直ちに暴力の報告ができるようになっていた。必要に応じて、SHCEK（トルコ国家警察と協力）は暴力的な家庭環境から人々を移すことが可能であった。トルコ国家警察ヘルプライン「コール 155」、Gendarmerie ヘルプライン「コール 156」、人身取引の問題に取り組む国際移住機関（IOM）が運営するラインの「コール 157」などのその他のホットラインも、支援と助言を提供しており、女性たちはトルコ中で利用できた。また、市民社会組織や地方自治体の組織、および日刊新聞「The Hurriyet」の協力で運営されているイスタンブール・ホットライン 02126569696 もあった。[S11.18]
- 1.131 女性に対する暴力撲滅運動の責任者 Temucin Tuzecan 氏は、The Hurriyet は人権侵害の被害女性のための 24 時間電話ホットライン（02126569696）を運営していると述べた。[S2.7] 国家当局の協力と、一部 EU の資金援助で運営されているそのホットラインには、常勤の心理学者 7 名と常勤の弁護士 2 名が対応した。Tuzecan 氏の説明によると、トルコの国内外から電話連絡すると、Hurriyet ホットラインから助言が得られた。そのホットラインは運営されたこれまでの 3 カ月間に 6,000 件の電話を受けた。Tuzecan 氏は、6,000 件の電話のうち 3,500 件は純粋に助言を求め、その他は「時間の無駄」になったと述べた。[S2.8]
- 1.132 法的な問題に関する助言に関しては、アンカラ弁護士協会の「女性の権利センター」（Women's Rights Centre）は家庭内暴力その他の人権侵害の被害者に対し、法的救済手段および法的経済支援の利用に関する助言を行っている。女性の権利委員会（弁護士協会内に設置）委員長の Senay Ertem 女史は述べた。[S.6.3] また、トルコ弁護士連合会（Turkish Union of Bars）の組織内に創設された統括組織「TUBAKKOM」の組織会員として、同センターは女性に法的権利の問題について、または他の社会部門に女性の権利問題について情報を提供するために、他の弁護士協会と協力して活動していた。[S.6.4]
- 1.133 Ertem 女史によると、その他にも、アンカラ弁護士協会は、相談センターに来ることのできない女性の法的意識を向上させるため、地方自治体との協力で定期的に会合を開いたり、「Purple Port」というウェブページを開設したり（これによって、女性に対する家庭内暴力を含む女性に関するすべての問題についてトルコ全体に法的助言を提供する）、女性の保護・権利の問題に関する手引書や多くのパンフレットやポスターを作成、配付したり、弁護士協会の施設、学校、大学で女性の人権の意識を向上させるプログラムを準備したり、女性問題の運動に関わったりしてきた。[S6.5]
- 1.134 女性の地位部局・総局長の Olcay Bas 夫人によると、回覧 2006/17 の枠組み内で、首相府の女性の地位総局、および保健省の基本保健福祉総局が策定した「女性に対する暴力との闘いにおける保健職員の役割に関する教育プロジェクト議定書」と呼ばれる戦略は、暴力の被害を受ける、または受

ける危険のある女性に提供するサービスの手続きを明確化し、これに従って教育プログラムを準備することを目的として、2008 年 10 月 3 日に Dr Recep Akdag 保健相と Nimet Cubukcu 国務相によって調印された。[S13.2d] 前述の議定書の範囲内で研修を実施して、第 1、第 2、第 3 段階の保健サービスを公的部門の組織（病院、医院、母子保健や家族計画の組織など）で働く医師、看護師、助産師およびその他の保健職員（81 カ所の地方保険局の行政官も含む）の、女性に対する暴力との闘いの問題に関する意識を高めるとともに、専門能力と教育の向上を図ることが目標である。[S13.2e] 研修では、500 名の研修指導員を優先的に育成し、それに続いて現場で働く保健職員が 75,000 名に達するまで育成することを目指す。議定書は 2 年間で実施する予定である。[S13.2e]

- 1.135 Bas 女史は、宗教問題会議（Presidency of Religious Affairs）と協力して行うプロジェクトがアンカラで実験的に進められていると付け加えた。そのプロジェクトの目的は、イマームが上記の問題（家庭内暴力、しきたり・名誉殺人、女性の人権など）に関する指導指針を示すことができるように、イマームの研修を行うことである。アンカラでまず実施されるそのプロジェクトは、3 つの段階において実現することになろう。2009 年には、全国的に実施されることになろう。[S13.2f]

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

2. 受刑者および拘留者の取扱い

2.01 憲法第 19 条は以下の通り規定する。

「すべての者には個人の自由と安全の権利がある」

「手続きおよび条件が法によって定められた場合、つまり自由を制限する判決の執行および裁判所命令により決定された治安措置の実施、判決に基づく逮捕もしくは拘留、または法に定める義務がある場合を除き、誰もその自由を奪われないものとする」

「犯罪を犯したことを示す確たる証拠がある者は、逃亡を防ぐ目的または証拠の隠滅もしくは改ざんを防ぐ目的、および拘留を必要とし、かつ法に定めるその他の同様の事情においてのみ、裁判官の判断により逮捕できる」

「逮捕または拘留された者は速やかに、あらゆる場合において書面、またはそれができない場合は口頭により、逮捕または拘留理由、および容疑者に対する犯罪容疑について通告するものとする」

「逮捕もしくは拘留された者は、遅くとも 48 時間以内、集団での犯罪の場合は最大でも 4 日以内に裁判官に接見するものとする。ただし、逮捕現場に最も近い裁判所に容疑者を送致するのに時間がかかる場合はこれを除く。誰も裁判官の決定を経ずして上記の指定期間終了後も自由を奪われないものとする。逮捕または拘留は容疑者の最近親者に直ちに通知するものとする」

「上記の規定に反する取扱いを受けた者が被った損害は、補償法の一般原則に則り、国家によって法の下に補償されるものとする」 [29c]

2.02 トルコは、子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child）、および 2003 年 9 月に批准の市民的および政治的権利に関する国際規約（ICCPR）を含め、主要な 7 つの国連人権条約にすべて批准した。トルコはまた、長年にわたり欧州人権条約の締約国であり、個人の訴えを受け入れる欧州人権裁判所の権限を承認している。トルコは欧州拷問等防止条約の締約国でもあり、その条約に基づいて設立された欧州拷問等防止委員会（CPT）による視察を定期的に受け入れており、一番最近の視察は 2005 年 12 月であった。[29c] (詳細報告)

2.03 2006 年 10 月 9 日から 20 日にかけてトルコを訪問した国連の恣意的拘束に関する作業部会（Working Group on Arbitrary Detention）の国連報告書は、新刑法および刑事訴訟法の 2005 年 6 月 1 日発効によって、トルコの刑事司法制度において恣意的拘束に対する対抗手段がいかに強化されたかについて記している。新刑事訴訟法は、拘置所での拘留期間、および裁判と判決を待つ容疑者の再拘留期間に対する制限を定めている。[29b] (報道発表)

2.04 2006 年国連報告書はさらに、「拘留中での容疑者の弁護士への接見は以前よりも守られている。弁護士の立ち会いのない中で警察に対してなされた供述は、もはや証拠としての価値はない。少年犯罪者は今は少年専門の警察部隊によって拘束され、心理学者とソーシャルワーカーの助けを受け、

未成年のための特別裁判所において少年専門の検察官によって起訴される」と指摘している。[29b] (報道発表)

刑務所および拘束 — 一般情報

- 2.05 トルコの刑務所は警備上から 3 種類に分類されている。F 型刑務所は重警備、E 型刑務所と特殊刑務所は中警備、開放型刑務所と少年矯正施設は軽警備である。[20] [1a]
- 2.06 国連の恣意的拘束に関する作業部会は 2006 年 10 月にトルコを訪問して、国連報告書では、刑務所（軍事刑務所を除く）は司法省の権限下にある刑務所体制総局によって運営されていると指摘した。ただし、各刑務所内の拘束の法律面の責任は、各刑務所に検察官を派遣する地方検事長に帰属する。1997 年以降、刑務所のインフラ設備はかなりの改修が行われた。1995 年以降、新しい刑務所が 475 カ所に開設され、1990 年以降、238 カ所の古い刑務所が閉鎖されている。2006 年 10 月 6 日時点で、刑務所体制の下に置かれた受刑者は 6 万 7,795 人であり、これは 10 万人当たり受刑者 91 人に相当する。[29c] (詳細報告)
- 2.07 欧州委員会（EC）トルコ 2006 年進捗報告書には次の記載がある。「拘束手続きおよび拘束期間の改正は現場に肯定的な結果をもたらした。警察、つまり gendarmerie の拘置所にいる容疑者の健康診断制度に関する規則は、拷問防止委員会のこれまでの提言に従っている」[17a]
- 2.08 EC トルコ 2006 年進捗報告書はさらに次の通り指摘している。「トルコはこの領域の 2004 年法律改正を実施するための規則を採択した。物理的なインフラ設備も継続的に改良され、研修も強化されている。刑務所施設の未解決な問題は、社会活動の欠落、刑務官と受刑者の限定的交流、不十分な健康管理と精神科資源、および監房の過密状況である。刑務官による虐待の事件が報告されている。民事刑務所および軍事刑務所は、拷問等禁止条約の選択議定書（OPCAT）の批准があるまで、独立系監視団に公開されない」[17a]
- 2.09 司法省 EU 協力委員会の総局長 Ahmet Firat 氏は、一般犯罪で告訴された者の拘留期間は最大 4 日であると説明した。テロ法に基づいて逮捕された者は、最大 7 日間拘留することができた。ただし、7 日を超える拘留はできなかった。[S10.8]
- 2.10 トルコに関する EC2005 年進捗報告書は次の指摘をした。「憲法第 141 条は、合理的な期間内に判決を受ける権利について規定することにより、裁判前拘留の期間を制限する。刑事訴訟法第 91 条に基づいて、逮捕された者は一般に 24 時間以内に裁判所にかけられるものとし、例外的な場合は、この期間が最大 4 日間に拡大することもある。裁判を待つ間拘置所に再拘留されている者は、軽犯罪で告訴された場合は最大 6 カ月間、重大犯罪で告訴された場合は 2 年間、刑事訴訟法第 102 条に基づいて拘留することができ、例外的な場合は、3 年に拡大されることもある」[17b]
- 2.11 刑務官の研修に関しては、刑務所および拘禁施設国際問題部局の裁判官は、刑務官はこれまでは所内研修を受けていたが、現在の刑務官研修は大きく

異なっており、トルコには 4 カ所の主要刑務官研修センターがあると述べた。それらのセンターを運営する指導官は全員、心理学者およびソーシャルワーカーを含む国内の専門家とともに欧州評議会からの専門家による研修を受けた。人権研修は、刑務所研修の必須カリキュラムの一環として新入職員に対して行われ、刑法、刑事訴訟法、刑執行法、刑務所改革、社会福祉、刑務所における心理学、刑務所に関する国際規則および基準、人権、怒り管理、および効果的な関係などの問題に関する教材が用意されていた。刑務所長を務める職員は学歴が高く（高校卒か大学卒）、最近では刑務所長職の採用が多くなった。[S9.6]

2.12 上記裁判官はさらに、新しい刑務所の作業場に関する法 4301 の実施の結果、刑務所サービス予算が増加して、刑務所体制の改善が見られた。それまでは刑務所は過密で、サービスも限定されており、例えば、食料の配給は不十分なため、刑務所に食料を持ち込むことが許されていた。法 4301 および刑務所予算の追加投入によって、受刑者の更生、食料の改善、過密の軽減、および刑務所施設の修復または建設という観点から、よりよいサービスの提供ができるようになった。[S9.7]

2.13 上記裁判官はまた、受刑者の更生サービスには教育的、雇用的、社会的ニーズに重点置いた、個人のニーズに合わせて組まれた犯罪者の心理・社会プログラムが含まれていると説明した。トルコの刑務所の現在の目的は、各受刑者が出所後に職を得るのに役立つ専門・職業訓練の修了資格を取得させることであった。司法省は、労働教育省と協力して受刑者の職業訓練を行っていた。[S9.8]

2.14 また、上記裁判官によると、司法省は欧州評議会と協力して、凶暴な犯罪者、長期刑の受刑者、性犯罪者、および薬物問題や飲酒問題のある受刑者のための怒り管理などの 10 種類の犯罪者行動プログラムの開発に取り組んでいた。刑務所管理者は、100 以上もある市民社会組織と協力するよう奨励されていた。[S9.9]

2.15 上記裁判官は、2008 年 2 月 1 日時点での公式な受刑者統計を以下の通りまとめた。

85169	— 一般犯罪者
637	— テロリスト・イスラム原理主義者
3761	— マルクス・レーニン主義者および分離主義者のグループを含む左翼グループ（数字は減少傾向にある）
4496	— マフィア・詐欺グループ
2035	— 女性
1500	— 未成年[S9.12]

2.16 有罪判決を受けた 13～15 歳の子どもは非施設内処遇を実施する 133 カ所の保護観察所の 1 つに収監され、有罪判決後の受刑者と被害者への社会的心理的支援と同様の支援を受けられると、上記裁判官は説明した。有罪判決を受けた 16～18 歳の子どもは、犯罪の性質に従って非施設内処遇か施設内処遇のいずれかを宣告される。上記裁判官はまた、トルコのすべての犯罪被害者も保護観察所の支援を受けると説明した。各保護観察所には、被害

者と受刑者の両方に支援と仕事を提供する地域の企業、市民社会組織、公的組織に所属する人々で構成される保護委員会があった。[S9.13]

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

受刑者・拘留者への虐待事件

- 2.17 刑務所および拘禁施設国際問題部局の裁判官によると、法的にも実際的にも刑務所内での虐待は容認されなかった。上記裁判官は、虐待疑惑の件数は減少傾向にあり、1998 年以前と比較すると非常に少ないと述べた。これは、欧州拷問等防止委員会（CPT）によってすでに確認されている。上記裁判官は、自分の責任の及ばない警察の拘置所に関する傾向については知らなかった。[S9.3]
- 2.18 内務省外交 EU 部局の職員は、欧州拷問等防止委員会（CPT）は定期的にトルコ刑務所を査察すると述べた。CPT の最新の 2 つの報告書では、同委員会は、虐待事件、刑務所当局への訴えや疑惑はないと記載した。従って、職員の虐待に対する申立てのほとんどは拘置所での警察官に対するものであった。[S12.5]
- 2.19 ただし、トルコに関する EC2006 年進捗報告書には、拷問と虐待の事件はまだ、特に拘置所以外で報告されているという記載があった。[17a] (13 ページ) 2006 年報告書によると、トルコの法的枠組みには、拷問と虐待に対する一連の包括的な対抗策が含まれている。拷問と虐待の事件は報告期間に減少した。ただし、拘置所外の事件、南東部における人権侵害、および刑事免責の問題に関しては懸念が残っていた。[17a] (13 ページ)
- 2.20 人権協会（IHD = İnsan Hakları Derneği）会長 Husnu Ondul 氏によると、過去の拘留者は、パレスチナ人の吊下げ（逆さ吊り）、電気ショック、脚への殴打を含む酷い虐待の対象となっていたが、そうした耐え難いやり方の虐待は現在、事実上行われなくなった。1 年間に 500 から 800 件の虐待が報告されたが、そうした虐待方法の対象となった事件は約 3~4 件ではないかと、Ondul 氏は推計した。[S4.3]
- 2.21 警察官によって拘置所か刑務所で個人が受けた虐待の性質について質問された Ondul 氏は、警察は 32 種類の虐待方法を用いると述べた。それには、睡眠剥奪、定期的な殴打、握り拳での闘い、一本脚で立たせること、裸にすること、および殺す、強姦する、もしくは一般的な屈辱を与えることが含まれる。Ondul 氏はまた、警察官は性転換者など異なる性的信条を持つ個人に対して様々な虐待方法を用いると述べた。[S4.4]
- 2.22 虐待はいくつかのレベルに定義分けされているのか質問された Ondul 氏は、人権協会が受けた虐待や拷問の報告は虐待の申立てと拷問の申立てに分けられていないと報告した。言葉による虐待または精神的虐待は、殴打などの何らかの形の酷い肉体的暴力とともに行われた。例えば、人権協会ディヤルバクル支部では、警察による虐待を引用した申請者は 1 人で、それは罵ったことと押したことであったと報告した。それ以外に同支部が受け取った報告は、殴打を含んでいた。[S4.13]

- 2.23 虐待事件および虐待が起こった場所の傾向から、Ondul 氏は、西部から北部と東部から南部の国家警察署内で、イスタンブールからディヤルバクルまでの全国で事件の報告があると述べた。さらに、警察は通常、虐待を行う場合、容疑者を拘置所に直接連れて行くようなことはせず、まず別の場所、例えば、駐車場などに連れて行き、その後ようやく警察署に連れて行くのではないかと、同氏は付け加えた。ただし、虐待事件の中には、CCTV が設置されていない拘置所のどこかで行われるものもあると、同氏は述べた。[S4.5]
- 2.24 トルコ人権団体 Mazlum Der（トルコ語のその正式名を訳すと「虐げられた人々の人権および連帯のための組織」）の議長 Emrullah Beyter 氏によると、虐待のほとんどの事件は、警察の拘置所で起こった。刑務所内での受刑者の扱いについて導入された重要な改善の結果、刑務所での虐待の事件は、あまり報告されなくなった。ただし、性犯罪を含む [特定の] 犯罪で起訴された容疑者は、時に虐待の被害者になった。[S5.5]
- 2.25 人権協会の Ondul 氏によると、2007 年前半の 6 カ月間に 51 件の虐待が刑務所内で行われた。それらの虐待はどの刑務所で行われたのか質問された Ondul 氏は、全国のあらゆる種類の刑務所で起こっており、89 件の虐待も当局の拘置所以外の場所で起こったと述べた。[S4.6]
- 2.26 2005 年、人権協会は、警察による拷問・虐待事件の訴えを 825 件受け付けた。その数字は 2006 年が 708 件、2007 年が 678 件であった。報告された虐待事件の数字は状況によって変動し、特定の時点で増加したり減少したりした。例えば、1999 年の場合、拘留者の拷問と虐待問題に関して法的改正が政府によって実施される前は、594 件の拷問と虐待の事件が報告された。2004 年に法的改正が導入されると、報告数は 1040 となった。Ondul 氏は政府が「ゼロ・トレランス政策」（「法的枠組み」を参照）を実施できなかったと思う一方、特定の時点での増加は、同氏によると、虐待の事件数の増加を示すものではなく、むしろ訴訟を行おうと勇気付けられた人々の気持ちを反映したものであった。[S4.7]
- 2.27 Ondul 氏の見解では、例えば、軽犯罪や窃盗を犯した者の場合、警察官は犯罪容疑の刑罰として拘留者を虐待した。同氏は、少年が店から商品を盗んだと主張する店主の例を取り上げた。現場に到着した警察官は少年を殴打し、すでに少年には犯罪記録があり、殴打を受けるに値すると言った。殴打した場面が現場のカメラに収録され、テレビで報道された。[S4.10]
- 2.28 Mazlum Der 議長 Beyter 氏は、報告されたその虐待は大半、暴力行為と殴打の形で行われていたと述べた。同氏の見解では、拷問と言えるような水準の暴力に関する報告は最近なかった。警察当局による虐待の報告事件の約 70%は、殴打があったと言及された。それ以外の方法の虐待に言及した報告については Beyter 氏は知らなかった。[S5.6]
- 2.29 民主社会党（DTP）議員 Ahmet Turk 氏は、人々は 1990 年～1994 年にかけて拘置所および刑務所にいる間に酷い虐待を受けたと述べた。最も影響を受けた人々は、クルド人または極左の反対政党の人々であった。ただし、同氏は、トルコの現状は非常に異なっていると述べた。拘留中での虐待の

事件はまだあるものの、拘留者および受刑者への組織的な虐待はなくなった。[S7.2]

- 2.30 トルコ人権協会（HRFT）に報告のあった、法執行機関による虐待数の傾向・パターンに関して、会長の Metin Bakkalci 氏は、2005 年には 692 件、2006 年には 337 件、2007 年には 452 件の報告があったと述べた。同氏は、それらの事件の割合は拷問の訴えに関連したものが高かったと指摘した（2006 年が申請者 337 人のうち 222 人、2007 年が 452 人のうち 320 人であった）。[S8.4]
- 2.31 Bakkalci 氏は、2006 年までに報告された事件数の減少に貢献したのは、1999 年から 2005 年の積極的な法の改正であると述べた。ところが、2007 年のトルコのテロ関連法は報告事件数の増加をもたらした。これらの法は個人を停止させ、搜索する逮捕権限の拡大を図るものであった。テロ関連法の新たな変更に伴い、それまで秘密と見なされた弁護士と被告の会話は警察官によって記録することが可能になったとも、Bakkalci 氏は述べた。加えて、警察官は弁護士による依頼人への初期の秘密面接にも同席することができた。[S8.5]
- 2.32 HRFT への申請数の増加に加えて、警察による物理的力の行使の拡大が指摘された。HRFT は、申請者には骨折、臓器の損傷や損失、鼓膜破裂などの多くの損傷が重い外傷として残っていることに気付いた。それらの身体に関わる訴えに加え、心的外傷後ストレス障害など様々な精神状態にも気付いた。[S8.6]
- 2.33 虐待の発生地などの地理的傾向、および国家の法律執行者に虐待されたと主張する者の背景について質問された Metin Bakkalci 氏は、2007 年の HRFT 年次報告について言及した。Bakkalci 氏は、HRFT は反テロ支部（ATB）のあるトルコの地域では、数多くの虐待事件数が記録されていると報告した。例えば、報告事件はイスタンブールでは 1.5 倍、イズミールでは 2 倍に増加し、アダナ、ディヤルバクル、アンカラでも報告事件の増加が見られた。ディヤルバクルでは、その数字はそれまで減少していた。[S8.11]
- 2.34 地域分布に関しては、Bakkalci 氏は、これまでの事件は南部と南東部地域に密接に結び付いていたが、もはやそれは真実ではなくなったと述べた。マルマラ（Marmara）地域、地中海地域、および南東部アナトリア地域でも事件が記録されている。[8.12]
- 2.35 国家の法執行官による虐待に対する申立ての性質または範囲における顕著な傾向またはパターンについて質問され、司法省 EU 協力委員会の総局長 Ahmet Firat 氏は、警察拘置所で発生する事件は同氏の職務権限外であるため、トルコ刑務所内で発生した事件についてのみ信頼に足る見解を伝えることができると述べた。刑務所に関しては、Firat 氏は記録された事件を聞いておらず、受刑者を虐待することは不可能であると述べた。争いは刑務所内では日常茶飯事であるが、これらの争いは公務員が関与したものでなく、受刑者間で起こっていると、Firat 氏は述べた。また、刑務官に対する受刑者による申立てがあった場合、検察官が捜査を開始することになる。

証拠が見つければ、刑務官は告訴され、加害者は刑罰を逃れる可能性はないだろう。[S10.3]

- 2.36 拘置所に関しては、拘留者への虐待が疑われる事件はあっても、確実に組織的な虐待ではないと、Firat 氏は述べた。イスタンブール議定書に従って、容疑者を拘置所に入れた後と、拘置所から釈放した後、警察官は直ちに健康診断書を取得するよう求められる。このように、拘禁制度は透明であり、虐待は必ず発見される。トルコでは、虐待・拷問に対してゼロ・トレランス政策が取られた。[S10.4]
- 2.37 受刑者からの虐待疑惑の報告数について質問された Firat 氏は、申立てを調査すると、起訴にまで進む証拠が見つかる事件はまれであると述べた。利用できる数字はなかったが、Firat 氏は絶対的な権威を持って、報告事件数は減少していると述べた。[S10.5]
- 2.38 起こった虐待の性質について質問された Firat 氏は再度、トルコにおける受刑者への虐待について知らないと述べた。Firat 氏は、拘置所で暴行疑惑があったとしても、直ちにそのような事件は調査され、加害者は罰せられると報告した。[S10.7]
- 2.39 国家の法執行官によると疑われる虐待事件がどれほどまん延しているのか質問され、EU 委員会代表团（外交・政治レベルで欧州委員会を代表する）は、利用できる最近の統計はないと述べた。ただし、個人からの訴えの数は、個人を停止させ、捜索する警察権限を拡大したテロ関連法の修正の後に増加した。また、1 つの刑務所から別の刑務所に移送される中に殴打される場合も含め虐待について、および治療を受けられないことについての訴えが受刑者からあった。[S.19.12]
- 2.40 MSNBC ワールドニュースは 2008 年 5 月 1 日、「トルコ警察、メーデーのデモ参加者と衝突」の記事を掲載、政府が禁止したレイバーデーのデモ行進でイスタンブールの主要広場に辿り着こうとしていた労働者や学生の群衆を追い散らすため、トルコ機動隊が警棒、催涙ガス銃、放水砲を使用したと報じた。180 人のデモ参加者が拘留され、30 人が負傷した。[30]
- 2.41 一方、*International Herald Tribune* は、イスタンブールでトルコ機動隊が群衆を追い散らすため、警棒、催涙ガス銃、放水砲を使用し、警察官 6 人が負傷し、467 人のデモ参加者が拘留されたと報じた。メーデー祭典の開催が 1977 年以降禁止されていた広場の内外に、警察官がバリケートを築いた時、正体不明の武装集団がデモ参加者に向けて発砲を開始したため、参加者の間で将棋倒しが起こり、数十人が死亡した。[31]

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

虐待された受刑者・拘留者の背景

- 2.42 虐待を報告した拘留された者の一般的な背景について質問されて、人権協会会長 Ondul 氏は、2007 年に人権協会が受け取った 232 件のうち、大多数はクルド出身の個人からのものであったと述べた。受け取った件数で 2 番目に多かったのは、反政府勢力の見方を持った者（例えば、クルディスタ

ン労働者党（PKK）党员）からのものであった。その他はジプシー、性転換者、軽犯罪に関わった者からのものであった。[S4.11]

- 2.43 拷問および虐待を報告した者の背景についてさらに質問された Ondul 氏は、大半の報告事件は、警察や兵隊との武力衝突に巻き込まれた個人（主にクルド人分離武装グループに属する者、他にもさらに政治活動に強く関与する者）に関係していると述べた。ただし、虐待を体験したのはそれらのグループであると示唆するには、評価があまりにも一般的すぎると、同氏は述べた。Ondul 氏の見解では、トルコ南東部や東部から報告事件があり、それらの地域では、PKK の行事や活動に加わった人々だけでなく、PKK に全く関わっていないと思われる、クルド人社会で暮らす素朴な村人もまた虐待を受けていた。Ondul 氏は、南東部地域や東部地域の警察は素朴な村人を PKK の党员と見なすことがよくあると述べた。同様に、民主トルコ党などの反政府政党の党员（積極的党员か消極的党员かを問わず）は、警察によって犯罪の容疑で拘留された場合、虐待の対象となった。ジプシーや性転換者もまた、虐待を受けており、ジプシーの集団は人権についての意識に乏しいだけでなく、「訴えるという思考方法がない」ため、虐待に関する訴えをしないことがよくあった。[S4.12]
- 2.44 拘留所または刑務所で虐待を受けた人々の背景、およびそれらの事件が起こった地域について質問された Mazlum Der 議長 Beyter 氏は、明確な答えはないと述べた。ほとんどの事件はトルコ南東部と東部、およびイスタンブールとイズミールの遅れた地区で起こっているように思われた。報告例には、クルド自治運動グループや学生などのトルコ反政府左派グループのメンバーの事件が含まれていたが、これらの報告例を裏付ける証拠はなかった。その他の報告例にはイスラム過激派や軽犯罪者の事件も含まれていた。[S5.3]
- 2.45 Beyter 氏はまた、イスタンブールの喫茶店に親戚の 1 人といた弁護士を巻き込んだ、警察官による最近の虐待の疑惑について言及した。数人の警察官がその親戚に近づき、二人に身分証明書を提示するよう求めた。この時点で、警察はその弁護士を殴り倒したという疑惑がもたれた。弁護士は警察に対して虐待を受けたとして訴訟を起こした。その訴訟に対する警察側の答弁は、弁護士が職務質問に抵抗したからだというものであった。[S5.4]
- 2.46 民主社会党（DTP）議員 Ahmet Turk 氏は、クルド人などのグループは、DTP 党员、社会主義者、共産主義者、イスラム過激派も含め、拘留所・刑務所での虐待を受ける可能性が高いと述べた。ただし、Turk の見解では、拘留された者の大多数は、政治的発言を行い、PKK とつながりのあるクルド出身者である。とはいえ、すべてのクルド人がそのような扱いを受けるとは限らない。政治に積極的でないクルド人は警察官から虐待を受けることはないだろう。[S7.8]
- 2.47 政治信条のために拘留された受刑者の割合について質問されて、Mardin 選出の民主社会党（DTP）議員 Ahmet Turk 氏は、現在 200 人から 300 人の人たちが拘留されていると述べ、さらに、DTP 党首、およびバトマン DWP 党首（バトマン党の党首は数日前に逮捕されたばかりであった）を含め、拘留中の人たちの一覧を提供できるとも述べた。[S7.4]

- 2.48 HRFT の Bakkalci 氏によると、虐待を受けたという政治的背景のない人々からの事件報告数は 2006 年の 11%から 2007 年の 14%に増加したと述べた。ただし、ごく最近になって、DTP の党員がバトマンで逮捕されていた。[S8.13]
- 2.49 刑務所および拘禁施設国際問題部局の上記裁判官は、刑務所に収監中に虐待を受けたと主張する者に特定の背景はないと述べた。性犯罪で有罪となった者からテロ活動で刑務所に収監中の者まで、誰でも虐待を受けたと申立てる可能性がある。しかし、刑務所でのいかなる虐待事件も、法と実践に従って行政および司法レベルの両方で慎重に調査する。その裁判官はまた、刑務所に収監中の個人が虐待を受けたとして申立てる事件のほとんどは、精神的な性質の申立てであったり、刑務所サービス、治療行為および規律の問題に関連した申立てであったりした。その裁判官は、刑務官が「間違った方法」で受刑者を見る例を示した。そのような申立てを行う人の背景は、テロ活動で収監された者（分離主義者、原理主義者、またはマルクス主義者・レーニン主義者）、マフィアの一員、性または薬物犯罪者、生理障害の受刑者、またはその他の受刑者の分類で定義されるのが普通であった。その裁判官の経験では、刑務所での虐待の申立ては一般的には確認されていなかった。[S9.4]
- 2.50 司法省 EU 協力委員会の総局長 Ahmet Firat 氏は、国家の法執行官による虐待の報告事件の地域的パターンに関する統計は取られていないと述べた。ただし、同氏の見解では、申請は一般に、PKK などのテロ組織に近い東部地域や南東部地域に暮らす者が行っていた。[S10.6] 虐待を受けたと主張する者は、背景に精神的問題を抱えていたり、無教養であったりするが、特に政治的グループに属しているということとはなかったと、Firat 氏は述べた。ただし、虐待を受けたと主張する者がどのグループまたは地域社会に属しているかは重要ではない。すべての訴えは法の下に平等に扱われ、信頼に足る申立てであれば、虐待の加害者は罰せられることになる。[S10.7]
- 2.51 内務省外交 EU 部局の職員は、警察から虐待を受けたと主張した者に特別な背景はないと述べた。同職員は加えて、特定の社会的もしくは政治的意識を持つ人が抗議の行進やデモを開く傾向が強く、法的義務と手続きに従わない個々の人々が警察当局と反目する可能性が高いという個人的推測を示した。ただし、個人の背景に関する調査は実施されたことはなく、どの背景を持つ個人もデモに参加する可能性はある。[S12.6]
- 2.52 人権統括会議議長 Fendoglu 教授は、それらの訴えには特別な背景はないと述べた。クルド族、ロマ族、トルコ族を含む多様な民族の人たちによって法執行官に対する訴訟が起こされた。[S17.9]
- 2.53 虐待を受けたと主張する者の背景、および事件の起きた場所の地理的傾向に関しては、独立警察告訴委員会プロジェクトチームの住民ツイニング諮問委員 Jennifer Douglas-Todd 女史は、虐待事件は従来、国内東部に集中していたが、イスタンブールでも起こっていたという話も聞いていたと述べた。[S18.5]
- 2.54 虐待の顕著なパターン、または虐待を受けたと主張する者の背景について質問された EU 委員会代表团は、特別な背景はなく、一般犯罪で拘留される

人たちが訴える場合が多いと述べた。親クルド派政党に属する人々は時に虐殺を受けたと主張したが、これには非常に政治的背景を持った人たちだけでなく、クルド派政党の平党员も含まれていた。ただし、政治的に消極的で政治グループのメンバーでないクルド人は一般的には影響を受けることはなかった。[S19.15]

- 2.55 EU 委員会代表団は、デモ後の拘留は普通のことであると述べた。バトマンでは、政治的な記念祭後のデモ中に問題が起こっていた。2007 年 1 月、レイバーデーのデモから多数の逮捕者が出て、その後、警察当局から虐待を受けたとして複数の訴えがなされた。[S19.15]

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

法的枠組み

- 2.56 面談を受けた数人の情報提供者は、AKP の新政権が 2002 年に発表した拷問に対する「ゼロ・トレランス」政策について言及した。[1]

- 2.57 同政策の適用に関する州知事への政府回覧には、以下の記載がある。

「『ゼロ・トレランス』に関する政府の理解に従って、決定された法的および行政上の手続きの慎重かつ明白な実施に際し、いかなる形態での譲歩をしない。拷問と虐殺の疑惑に対して必要な調査は、遅延することなく開始し、可能な限り短期間に完了する。拷問に対処するための法的および行政上の手続きに従って、事前の通知によりおよび事前の通知なしに行われる、公的部門の組織のあらゆるレベルの管理者およびその他の責任者に対する定期調査と並行して、州や準州に置かれる人権委員会および関連の組織や部署は事前の通知によりおよび事前の通知なしに査察を実施する。それらの査察および調査で特定された問題に取り組むために、必要な予防措置は迅速に講じるとともに、過失があると特定された者に関して必要な手続きを実施する図る」[21] (解釈)

- 2.58 アムネスティ・インターナショナル (AI) は、2005 年 8 月 1 日付の報告「人権侵害に取り組むための AI の政府への提言」の中で、「拷問に関するゼロ・トレランス」政策は法的変更（拷問で有罪とされた個人に対する刑罰の強化、拘留者の弁護士への接見の許可など）および警察官の研修に限定されているように思われると指摘した。[2]

- 2.59 刑務所および拘禁施設国際問題部局の上記裁判官によると、トルコには、欧州評議会およびその他の国際機関との協力の下に、2005 年に公布された最も近代的な刑法と刑事訴訟法、および欧州の刑事執行法がある。「トルコ刑務所改革」の枠組み内で、刑務所の物理的な近代化に加えて、法執行官による虐待を含む刑務所に関する 19 種類の制定法が実施されるようになった。[S9.5]

- 2.60 トルコは 1999 年 12 月、EU 加盟に向けてリストアップされて以降、刑務所と拘置所での虐待に関連する既存の法的枠組みの改善が続いたと、人権協会会長 Ondul 氏は報告した。2002 年 11 月 30 日、政府は有事規制を廃止し

て拘留者が弁護士に相談することを認めたため、拷問と虐待事件に対して厳しい判決が下されるようになった。[S4.2]

- 2.61 Mazlum Der 議長 Beyter 氏によると、政府が EU 基準に従って法改正を目指したため、拘留所や刑務所での虐待に関する法的枠組みに改善が見られた。つい最近（数日前）、市民の取扱い方で恣意的に行動できる警察権を弱める法的枠組みを政府は修正した。[S5.2]
- 2.62 Mazlum Der 議長 Beyter 氏は、政府には拷問に関するゼロ・トレランスの声明について誠実さがないと考えていた。例えば、監視委員会の刑務所への定期的査察に医師と弁護士を含める変更がなされたにもかかわらず、人権団体の代表者を監視委員会に加えることはなかった。[S5.7]
- 2.63 DTP の Turk 氏は、トルコ共和国政府は拷問等禁止条約選択議定書を 2 年以上前に署名したにもかかわらず、批准するまでに至っていないと述べた。同議定書に従うと、刑務所および拘留所は独立機関による検査と監視を受ける必要がある。ところが、トルコの刑務所および拘留所は独立機関による検査を受けていなかった。[S7.10]
- 2.64 刑務所監視委員会には、NGO の代表者などの独立委員が参加しておらず、代わりに元裁判官、および偏見の強い検察官を委員に任命していると、EU 委員会代表団は述べた。監視委員会もまた、定期的に調査報告を行うことも、透明性の高い報告を行うこともできなかった。トルコはまだ拷問等禁止条約選択議定書（OPCAT）を批准していないが、EU 委員会代表団は批准を働き掛けていることから、間もなく批准されるだろうという希望的観測を示した。[S.19.12]

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

執行

- 2.65 EU 委員会代表団は、政府の拷問と虐待に関するゼロ・トレランス政策の執行には問題があり、法執行官の刑事免責の問題も残ったままであると述べた。政府は拘留所および刑務所での虐待に取り組む複数の実験的プロジェクトを発表したが、EU 委員会代表団は、これらのプロジェクトの実施と有効性に関して特筆すべきものは何もないと見ていた。[S19.11]
- 2.66 人権協会会長 Ondul 氏は、法的救済手段は警察当局による虐待を受けた個人に用意されているものの、警察の刑事免責の問題は残ったままであると述べた。警察官は告訴されていても、警察の職務を続けることができた。最近、イスタンブールの警察に拘留中に殺されたナイジェリアの男性の例を、同氏は取り上げた。その事件で告訴された警察官は相変わらず職務に就いていた。警察官による個人への虐待が過去 8 年間に数千件報告されているが、2007 年の後半 6 カ月間に限ると、逮捕され、裁判にかけられた警察官は報告されていないとも、Ondul 氏は述べた。[S4.8]
- 2.67 Ondul 氏によると、政府および司法は虐待および拷問に関して罰しない（刑事免責）政策を採用しており、これこそ、拘留所および刑務所での個人に対する虐待が治安警察で実行され続ける理由であった。[S4.9]

- 2.68 政府の拷問に対するゼロ・トレランス対応策に関する首相府声明は、前向きではあったが、十分に実施されているわけでも、大きな成果を挙げているわけでもなかったと、Ondul 氏は発言した。Ondul 氏は、全国で面談した裁判官に関して最近発表された学術調査を引用して、裁判官が個人の人權のほうが国家の権利よりも重要であると見ているかどうかについて質問された時、ほとんどの裁判官は国家の利益のほうに関心があると述べた。Ondul 氏はこの例を、トルコにおける告訴文化は、個人の権利ではなく国家を守るよう形成されたという自らの見解を裏付けるために引用した。[S4.14]
- 2.69 人権侵害に関与した警察官およびその他の個人に対する起訴の見込みについて、Mazlum Der 議長 Beyter 氏の見解は、法廷制度は国家当局の利益を超えて個人の権利を保護しないというものであった。国家当局による虐待に対して起こされた告訴事件のほとんどは無罪となった。[S5.9]
- 2.70 虐待疑惑は警察官によって調査されるのかどうか質問された DTP の Ahmet 氏は、事件は調査されてもすべて無罪となると述べた。Turk 氏は、警察が 1 軒の家を包囲し、父親と息子を射殺するというトルコ南部で起こった最近の事件の例を用いて説明した。その事件はアナトリアで起訴されたが、事件に関与した警察官は保釈され、裁判所は最終的に、当該警察官は職務中の行為であるとして、無罪を宣告した。Ahmet 氏はまた、最近起こったもう 1 つの事件の例を取り上げた。警察官は車内にいた乗客を射殺したが、職務中の行為であるとして、無罪判決を受けた。Turk 氏の見解では、人命は敬意を払われるとする法の原則がトルコにあるにもかかわらず、法執行官による一般的な手法は、個人の権利よりも国家の利益を保護するというものであった。[S7.9]
- 2.71 HRFT 会長 Bakkalci 氏によると、新しい法的枠組みの下で拘留者は弁護士 1 名のみを任命する権利を与えられているのに対し、裁判を受ける警察官には 3 名からなる弁護団を依頼する権利があった。Bakkalci 氏はまた、国家は市民のために法律扶助として弁護士 1 名につき 135~420YTL の金額を支給するが、警察官には、弁護士 1 名につき 7,000~35,000YTL まで、弁護士 3 名で 105,000 YTL まで支給すると説明した。[S8.7]
- 2.72 虐待疑惑を調査し、起訴することができるかどうか質問されて、Bakkalci 氏は、トルコ国民は人権侵害事件の起訴の見込みに関して法廷制度への希望を失いつつあると述べた。これは、告訴の申立てをする上での法的手続きに実際的な障害があるからであった。Bakkalci 氏は、調査のための訴訟を起こすことが難しいため、受刑者または拘留者を虐待した罪で個人に対して起こされる訴訟件数は限られていると述べた。[S8.9]
- 2.73 Bakkalci 氏は代表例としてディヤルバクルのデモを取り上げた。多くの人々がそのデモで虐待されたが、32 件のみが起訴され、2 年経っても、いずれも判決は出されていなかった。[S8.9] EU 委員会代表団はまた、メーデーのデモ後に起こされた多くの裁判事件が司法当局によって不起訴とされたため、そのような事件における有効な司法権、および警察の刑事免責に関して論争が起こったことに言及した。[S19.15]
- 2.74 Bakkalci 氏は、短期間に判決が出る法廷制度を通じて、法執行官による虐待事件を立件する場合の実際的な限界に関して調査を実施していると述べ

た。起訴まで進んだ事件に関して、ほとんどの事件は裁判所によって無罪にされると、Bakkalci 氏は述べた。[S8.10]

- 2.75 個人に対し人権侵害を犯した警察官を起訴することができるかどうか質問されて、Ondul 氏、Beyter 氏、Bakkalci 氏、および EU 委員会代表団はいずれも、1991 年の警察官による学生殺人に関する 1 例しか知らないと述べた。その事件は、裁判所によって判決が出るまでに 18 年かかった。殺人罪で起訴された同人は、退職し恩給を受け取るまで勤務し続けた。同人は懲役 4 年の判決を受けたのみであった。[S4.9] [S8.8] その判決は犯した罪に見合っていないと、Beyter 氏は見解を述べた。[S5.9]
- 2.76 刑務所および拘禁施設国際問題部局の上述の裁判官は、刑務官に対して起こされた虐待訴訟の件数、および拘留中の犯罪者に対する虐待で起訴された者に関する数字について統計を示すことはなかった。この情報はすべての裁判所から収集すべきである。ただし、上記裁判官はそのような事件は極めて少ないことを示唆した。上記裁判官はまた、すべての犯罪者が虐待を受けたかどうかを判断するため、医師が犯罪者の入所時に検査を行い健康診断書を作成すると報告した。上記裁判官によると、政治的理由で勾留された者は、テロ活動に関係して拘留された者に限定された（3 名のみ）。[S9.11]
- 2.77 受刑者に対する虐待で有罪となった個人に科す判決が犯した犯罪に見合ったものかどうか質問されて、司法省 EU 協力委員会の総局長 Ahmet Firat 氏は、通常の判決は、犯した罪の程度によって懲役 3 年から 12 年であると報告した。性的暴力で有罪とされた個人は 10 年から 15 年の懲役刑を受け、受刑者の死亡で有罪とされた個人は終身刑を言い渡される。単なる罰金刑で放免される者はいないと思われる。[S10.9]
- 2.78 内務省外交 EU 部局の職員は、警察官に対し拘置所・刑務所で個人を虐待した容疑をかけられた警察官に対しなされた起訴件数は 1990 年代半ばから 2005 年にかけて急速に減少した。2005 年、警察官による虐待または過度の力の行使の嫌疑で起訴になった件数は 290 であった。2006 年はその数字が 42 件、2008 年はこれまでのところ 10 件である。その職員はまた、それらの事件はいずれもまだ判決が決定されておらず、法廷制度の下で進行中であると述べた。[S12.2]
- 2.79 警察当局による疑いのある虐待事件が起訴になるかどうかについて質問されたその職員は、検察官は常にそのような申立てを十分に調査すると報告した。内務省外交 EU 部局の同職員は、法廷制度で警察当局に有利となるような偏向はなく、警察に対する起訴事件における司法の決定は間違いなく正確であると述べた。[S12.7]
- 2.80 法執行官による疑いのある虐待事件数について質問された人権統括会議議長 Fendoglu 教授は、NGO は 2007 年前半の 6 カ月間に虐待事件 600 件、そのうち 451 件は重大事件として記録されていると述べた。ただし、同教授によると、その NGO の数字は、人権統括会議がトルコ中の人権委員会からの情報を照合した統計と一致しなかった。また、法執行官による虐待事件の調査において、検察当局がその訴えを裏付ける証拠を見つけ出せない場合が多いと、Fendoglu 教授は述べた。[S17.5]

- 2.81 Fendoglu 教授は、政府は受刑者および拘留者への虐待に対しゾロ・トレランス政策を導入していると述べた。とはいえ、虐待に取り組むのに適した法的枠組みがあるにもかかわらず、人々に対する警察官、つまり gendarme の消極的態度と行動はやはり問題のまま残っていると言い得た。しかし、それらは組織的な事件というよりも個人的な事件であった。さらに、Fendoglu 教授は、法的枠組みに従って実行に移す試み（実施プロジェクト）によって、トルコの拘置所での虐待報告の事件数は減少傾向にあると説明した。[S17.7]
- 2.82 報告された国家当局による虐待事件の件数の統計分析に関して、Mazlum Der の Beyter 氏は、2000 年以降、事件数が減少していたと報告した。ただし、現在の数字は、拷問および虐待問題に関して政府が行った声明と関連性はなかった。[S5.11]
- 2.83 DTP の Turk 氏は、拘置所または刑務所での虐待の報告例に関する数字については知らなかった。個々の訴えは頻繁に行われるが、それらはかつてほど大規模に行われておらず、虐待事件は組織的ではないと、同氏は述べた。Turk 氏の見解では、警察官が暴力に訴えるかどうかに関して、個人の警察官の特質によるところが大きかった。[7.5]
- 2.84 人権統括会議議長 Fendoglu 教授は、受刑者および拘留者に対する虐待行為を行った罪で告発された法執行官に対してなされた訴訟事件に関連した、2007 年前半の 6 カ月間に記録された統計について報告した。この統計を分類すると以下の通り。
- 継続中の検察官調査 — 20 件
 - 告訴しないとする知事の決定 — 4 件
 - 継続中の人権委員会調査 — 55 件
 - 責任のある法執行官に対する継続中の訴えに関して調査中、職務を続けることが許されなかった法執行官 — 7 件
 - 疑惑はあっても証拠が見つからなかった、共和国検察官に対する刑事告訴 — 19 件
 - 警察、つまり gendarme が関係した場合、検事長が告訴しないと決定した件数 — 11 件
 - 訴えの撤回 — 2 件
 - 人権委員会が人権侵害はないと決定した件数 — 5 件
 - 主要刑事裁判所で継続中の事件 — 1 件[17.6]
- 2.85 トルコ国家警察本部の人権部は、2005 年 2 月 14 日から 2008 年 1 月 31 日の期間に調査した「拷問」の告訴に関して拷問および虐待事件を扱う法に基づいて法執行官に対して取られた措置を反映する統計を作成した。
- 2005 — 41 件は判決が下された — 「刑罰を言い渡すことはできない」
 2006 — 26 件は判決が下された — 「刑罰を言い渡すことはできない」
 2007 — 23 件は判決が下された — 「刑罰を言い渡すことはできない」に加えて 3 件の判決 — 「時間切れ」
- 2.86 同じ期間の「虐待」の告訴に関連した数字は以下の表の通り。

2005	刑罰を言い渡すことはできない	545
	時間切れ	6
	短期停職	2
	警告	1
	減給	1
	長期停職	1
2006	刑罰を言い渡すことはできない	598
	時間切れ	1
	短期停職	4
	減給	2
2007	刑罰を言い渡すことはできない	171
	時間切れ	6
	短期停職	1
	長期停職	1
	有罪宣告	1
		[22]

2.87 警察官による疑惑のある虐待の訴えの性質に関して、独立警察告訴委員会プロジェクトチームの住民ツイニング諮問委員 Douglas-Todd 女史は、トルコ人は拷問を広く定義し、受け取った一部の訴えは、英国基準では些細な訴えに類するものであると述べた。トルコ政府は、拷問問題への取り組みに向けて非常に積極的な姿勢を取っており、拷問疑惑の件数が過去数年にわたり大幅に減少したことは、公的部門と市民社会の両方が認めていた。事件に基づいて言えば、個人がテロに関係していると疑われた場合、許容範囲は法執行官と民間人の両方が変更することが可能であった。これは英国で起きたブラジル人の事件に類似しており、その事件では、そのブラジル男性がテロ行為に関与していないことが確認されて、国民の態度が一変した。[S18.4]

2.88 Douglas-Todd 女史は、個人は様々なオフィスや組織に対し訴えを起こすことができるが、すべての訴訟事件は司法告訴部を通じて最終的に進められるが、これが唯一の救済手段であると説明した。虐待で訴えられた警察官が起訴されるかどうか質問された Douglas-Todd 氏は、2007 年 EU 進捗報告書、および刑事免責に関するアムネスティ・インターナショナル報告書を引用して、起訴された多くの警察官は無罪判決を受けて復職したと報告した。ただし、法執行機関は違法行為に厳しいため、違法行為をした者を解雇もしており、それを証明する記録もあると述べた。[S18.6]

2.89 Beyter 氏によると、拘留所・刑務所での虐待事件のほとんどは人権組織によって訴訟が起こされた。この理由は、人々は個人的に訴訟を起こすことに慎重であるからであった。Beyter 氏は、人権機構は非常に積極的であり、アンカラ、アダナ、ディヤルバクル、イスタンブールおよびイズマールに事務所および更生センターがあると述べた。人権機構によって起訴された 80～90%の事件は虐待・拷問事件であると、同氏は述べた。[S5.8]

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

虐待を防止するための政府その他の戦略

- 2.90 人権協会会長 Ondul 氏は、トルコには虐待の訴えを調査する独立オンブズマンがいないと述べた。トルコはまだ、拷問等禁止条約選択議定書（OPCAT）を批准していなかった。そのため、刑務所および拘置所は現在、独立した機関の監視を受けていなかった。トルコの人権機構は、トルコが OPCAT に調印、トルコ議会が承認するよう運動していた。人権協会はこの運動を支持している。[S4.15]
- 2.91 Mazlum Der 議長 Beyter 氏はまた、虐待の訴えを追跡調査する法定機関がないと報告した。首相府付属の人権機関は、個人が人権侵害の事件を報告できるように全国の地区や州に支部を置いている。ただし、そのような組織は個人から虐待の発生の報告を受ける可能性が低いため、虐待問題に関する傾向について知らない、Beyter 氏は述べた。Beyter 氏の報告によると、アンカラを拠点とする首相府の人権協会会長は、首相府人権機関付属の地区支部および州支部の支部長は人権意識がほとんどなく、管轄する地域での人権保護活動をあまり行っていないと述べた。[S5.10]
- 2.92 内務省外交 EU 部局の上述の職員は、政府は虐待の訴えを調査するオンブズマンを設けようとしたが、そのプロジェクトは実施されないままだったと述べた。英国・トルコ間ツイニングプロジェクトの一環として英国当局と協力して、そのプロジェクトを進めていると、同氏は述べた。とはいえ、同氏は、警察拘置所と刑務所を査察するとともに、警察官による虐待の申立ての調査も行う付属の視察委員会が内務省にあると説明した。視察委員会本部はアンカラにあるが、地域事務所はイズミールとイスタンブールに置かれている。それらの職員には高学歴者（刑務所所長など）が含まれ、どの職員も虐待・人権侵害に類した申立てに対処する研修を 6 カ月受け、また法執行業務での人権侵害の申立ての調査方法に関する具体的な研修も受ける。[S12.8]
- 2.93 上記の職員はさらに、拷問と虐待に対するゼロ・トレランス政策の枠組み内で内務大臣が取る方策、および人権意識の高い警察業務を保証し、拘置所施設を改善するために実施する作業は、以下の 3 つの区分の下に取り組むことができると述べた。
- a) 1995 年に開始、2005 年まで続いた法的改革の結果、拘留者の人権を侵害した警察官に対する刑罰の強化、虐待事件を行政裁判所に持ち込む許可、および検察官が警察の拘置所内での虐待疑惑への調査および健康診断書作成を終了するまでの期限 1 カ月、を含む刑事訴訟法が修正された。
 - b) すべての拘置所の 24 時間監視、CCTV 記録装置の設置、および収容設備の一般的な改善を含む警察拘置所のインフラ設備を改善する活動。上記の職員によると、拘置所の 78%は現在、CPT 基準に準拠したインフラ設備および施設はすでに改善を終えていた。
 - c) 人権問題および日常の手続きに関する一般的な意識に関する警察官研修の改善を含めた警察機関内の人権ベースの文化構築。上述の職員は、2006 年末時点で警察官 30 万人が人権意識研修を受けていると報告した。[S12.9]

- 2.94 UN 特別報告者は、拷問および拘禁の問題を含め、市民的および政治的権利に関する 2006 年 3 月報告書の中で、次のように指摘した。「34 州にある治安総局の反テロ支部の拘置室および取調室での尋問その他の扱いを記録するための音声・画像設備の購入のための新プロジェクトが計画された。このプロジェクトの入札が 2007 年始めに行われ、2007 年 6 月 26 日にある企業と契約が締結された。同プロジェクトは 120 日後に完了する予定である。2008 年、さらに治安総局の 12 カ所の反テロ支部に同様の音声・画像設備を設置する予定である。警察部隊にある 2,865 室の拘置室・取調室のうち、2,237 室は近代化プロジェクトを通じて改善された。残りの 628 室を近代化するプロジェクトは現在進行中である」[29d]
- 2.95 刑務所の監視については、HRFT の会長 Metin Bakkalci 氏の説明によると、2007 年 7 月 29 日の総選挙から 1 週間後、刑務所監視に関する法が変更された。それまでの法の下では、議会のいずれの議員もトルコ国内にある刑務所を視察することができた。ところが、2007 年 7 月以降は、議会委員会の選んだ議員のみがこの権利を与えられた。さらに、2006 年の懲罰法の変更によって、被害者にとって訴訟事件の判決が下されるのを見ることが困難になった。Bakkalci 氏は、1991 年に開始された訴訟例に言及した。この訴訟はつい最近（2008 年 1 月）判決が出て、警察官に対し懲役 4 年が宣告されたが、その刑罰は犯罪の重さに見合っていないと見なし、判決を不服として控訴することとなった。[S8.8]
- 2.96 刑務所および拘禁施設国際問題部局の上述の裁判官は、トルコ内の裁判所は市民監視委員会の査察、執行裁判官、司法省査察官、国家刑務所業務統制官の司法査察、さらに議会人権委員会、地域の人権団体、欧州拷問等防止委員会（CPT）および国連の人権機関による査察の対象となることを報告した。同氏の説明では、市民監視委員会は、重犯罪裁判所のある 133 カ所に英国の基準に沿って設立されたボランティア団体であった。ただし、同団体は 2 つの観点から英国の基準と異なっていた。同委員会の委員は大臣の代わりに裁判官によって任命され、事務所は刑務所ではなく裁判所庁舎に置かれていた。委員は司法当局によって任命され、医師、教師、弁護士、心理学者およびソーシャルワーカーで構成されていた。[S9.2]
- 2.97 国連特別報告者の 2006 年 3 月報告書の指摘では、法 4681 は 2001 年 6 月 14 日に議会で採択されたと政府は発表した。政府は刑務所など拘留する場所がある地域に刑務所監視委員会を設置した。同委員会は、司法委員会によって任命された 5 名の委員で構成される。委員はボランティアが基本である。同委員会の委員は独立した個人であり、法学部、医学部、薬学部、心理学部、社会福祉学部、または類似の教育プログラムを修了した者である。委員は 10 年の職業経験があり、正直かつ公平であるとの評価を得ていることが望ましい。[29d]
- 2.98 上記裁判官によると、刑務所での虐待の申立ては刑務所の管理部門以外に、弁護士や血縁者から検察官、執行裁判官、議会人権委員会、司法省、CPT、および欧州人権裁判所（ECHR）を通じて行うことができた。上記裁判官は、刑務官は犯罪者に用意された告訴手続きについて十分に理解しており、しかも適切に計画された、受刑者の権利に関する研修を受けているため、監督中に受刑者を虐待することはないと報告した。新トルコ刑法では受刑者

への虐待は重く罰せられる。さらに上記裁判官は、多くの刑務所では CCTV 記録機器が居住空間を除いて適切な場所に設置されており、刑務官または受刑者が虐待行為を犯すことは極めて困難であると説明した。[S9.10]

- 2.99 国連特別報告者はさらに、拷問および拘禁の問題を含め、市民的および政治的権利に関する 2006 年 3 月報告書の中で、人権侵害疑惑捜査局（Bureau for Inquiry into Allegations of Human Rights Violations）が 2004 年 3 月、内務省査察委員会内に設置されたと指摘した。同捜査局が調査が必要であると判断した場合、調査を行うため査察官が任命される。査察官は拘置所内のすべての場所を監視する権限があり、人権に関する講習を受ける。[29d] (69 ページ)
- 2.100 国連 2006 年報告書は加えて、刑務所監視委員会が必要に応じて、刑事施設の査察を行うことができると指摘した。しかしながら、各地域の刑務所監視委員会は最低 2 カ月ごとに地元の各刑事施設を視察するよう要請される。同委員会は受刑者と個別会合を開いたり、職員と面談したり、記録簿や文書を調査したりすることが許されている。同委員会は、すべての関係団体・関係者等に送付する報告書を四半期ごとに作成する。同報告書を受領次第、司法省の刑務所および拘禁施設総局は同報告書に言及された問題を是正するための対策を講じる。[29d]
- 2.101 治安総局の人権部局（Human Rights Division）の Sedat Ozcan 氏は、2000 年から 2007 年の間に 35 万 4,279 人の警察官が人権意識の研修を受けたと述べた。人権部局はまた、2003 年以降、反テロ支部に勤務する要員に対し、トルコに関して下された最新の ECHR による判決、CTP からの助言、および人権分野における最新の問題や懸念に関する情報を伝えるための講習を開いてきたとも述べた。[S16.3]
- 2.102 警察倫理に関する法案もまた、警察と地域社会の間の協力を強化することを目的として策定されていると、Sedat Ozcan 氏は述べた。同法案は警察の日常任務の運用に関する指導指針を規定し、警察の提供するサービスの向上を図ることを目指す。同法案はまた、コペンハーゲン基準（Copenhagen criteria）に則して起草され、警察官の任務は専門職として定義されることになろう。[S16.8]
- 2.103 Ozcan 氏はまた、拘置所内の状態を標準化する作業も進行中であると述べた。今日までに、トルコの拘置室 2888 室の 81%は国際最低基準を満たし、残りの 547 室の改善に向けた取組みが進行中であった。人権部局は、一部の拘置室は保存・歴史建物にあるため、すべての拘置室を基準に合わせることはできないと報告した。[S16.12]
- 2.104 トルコの拘置所を基準に合わせる取組みの一環として、CCTV が 16 州の拘置所に設置された。Ozcan 氏の説明によると、これは拘置所内での自殺や自傷の防止、および警察に対してなされる根拠のない人権侵害疑惑の防止のためである。[S16.13]
- 2.105 独立警察告訴委員会プロジェクトチームの住民ツイニング諮問委員 Douglas-Todd 女史によると、トルコにおける現行の告訴制度の主な強みは、トルコ市民が様々な公的機関や非政府組織に行って、法執行官に対して刑

事問題であれば訴えを起こし、裁判手続きを進めることができる。この告訴制度の主な弱点は、法執行官に対する訴えに関するデータ記録が少ないことであった。そのため、IPCC プロジェクトでは、年間基準のそのようなデータを発表するための枠組みを設けることは、今後の傾向分析に役立つと見なされた。IPCC プロジェクトを完成させ、2 段階（一つは協議を実施し、必要な法の変更を行うこと、もう一つは IPCC 自体を確立すること）で実施するには、4 年がかかることが予測された。協議文書は 2008 年 5 月に発行される予定であった。[S18.3]

- 2.106 国連特別報告者はさらに、拷問および拘禁の問題を含め、市民的および政治的権利に関する 2006 年 3 月報告書の中で、NGO からの情報では、法医学研究所（Adli Tip Kurumu）がまだ拘留者の健康診断を行うことのできる唯一の機関であると指摘した。同研究所は司法省の下で運用された。医師は報告によると、法医学の適切な資格を持っておらず、また身体的、精神的な拷問を特定するのに必要な研修を受けたことはなかった。健康診断のために拘留者に付き添う警察官は、拘留者の逮捕または尋問に関わっていない警察隊から選ぶ必要があることを定めた新法が 2005 年 6 月 1 日に施行された。ただし、新法はまだ実行に移されていなかった。[29d] (67 ページ)

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

3. 子ども

- 3.01 「トルコ子ども情報ネットワーク」(Child Information Network in Turkey) ウェブサイトでは、子どもは「本条約の適用上、18 歳未満のすべての者（ただし、子どもに適用される法の下で、より早く成人に達した者はこの限りではない）は子どもである」と定義されている。[6b]
- 3.02 トルコ共和国は 1990 年 9 月 14 日、国連子どもの権利条約に調印し、1994 年 12 月 9 日付の閣僚評議会決定 No: 4058 を持って同条約を批准した。1994 年 12 月 11 日、同条約は発効された。「武力紛争における子どもの関与」に関する、子どもの権利条約の選択議定書は 2000 年 9 月 8 日に調印され、2003 年 10 月 16 日付の閣僚評議会決定 No: 4991 を持って批准された。2004 年 3 月 18 日、同選択議定書は発効された。

非嫡出子として生まれた子ども

- 3.03 トルコ子ども情報ネットワークによると、子どもの権利条約（CRC）は、1989 年 11 月 20 日の国連総会決議 44/25 により採択され、調印、批准および加盟が開始され、1990 年 9 月 2 日に発効された。

第 7 条

1. 子どもは出生後直ちに登録されるものとする。子どもは出生の時から氏名を有する権利、国籍を取得する権利、および可能な限り父母を知りかつその父母によって養育される権利を有するものとする。
 2. 締約国は、特に何らかの措置を取らなければ子どもが無国籍になる場合には、国内法および当該分野の関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、これらの権利の実施を確保するものとする。[6c]
- 3.04 国連児童基金（UNICEF）の副代表 Pieters 夫人は、トルコで子どもの出生を登録するには、親が既婚者である必要があると報告した。当然、未婚者の場合、その子どもを家族内の既婚者の子どもとして登録することがよくある。Pieters 夫人は、UNICEF は間もなく発表される出生登録法の分析を行っていると言った。また、意識改革運動が内務省の下で人口総局と共同で開始されるだろう。[S3.15]
- 3.05 2007 年 EC 進捗報告書は、10 年前に比べこの 10 年で未登録の子どもの人口は大幅に減少したが、出生時に登録されたかった 5 歳未満の子どもの割合は依然として高く、特に国の東部と南東部では高いと指摘している。この問題は、子どもが出生後に医療・教育サービスを受ける上での障害となった。公式な統計は、出生時で死亡する子どもの割合が依然として高いことを示している。[17c]
- 3.06 Pieters 夫人は、非嫡出子として生まれた子どもに関する統計情報を示すことはできなかった。しかしながら、未婚の母から生まれた子どもの場合、家族内の子どもをいない夫婦に養育してもらうか、養子に出すことが多いと、同夫人は述べた。Pieters 夫人はイスタンブール刑務所に収監されている 4 人の妊娠した少女を例として取り上げた。少女たちは子どもは死産だったと教えられたが、実際には養子としてもらわれていった。[S3.14]

- 3.07 非嫡出子として生まれた子どもに関して、女性・子ども・社会福祉局女性支部局（SHCEK）の副総局長 Nurdan Tornaci 夫人および部局長 Nilgun Geven 氏は、この問題はトルコ社会の不名誉に付随しており、非嫡出子として生まれたと思われる子どもが路上に捨てられている場合が多いと報告した。育児放棄がある場合は、SHCEK は問題の子どもを収容して保育し、その後、中には里子、つまり養子に出される子どももいる。養子に出される事例は毎年、約 500 件あり、そのうち約 250 人は恐らく非嫡出子として生まれた、育児放棄の子どもであると、SHCEK は述べた。[s11.19]
- 3.08 UNICEF「2003 年トルコの教育におけるジェンダーレビュー」（Gender Review in Education in Turkey 2003）によると、未登録児童の推定割合を示すデータはない。[33]

児童労働

- 3.09 アンカラ・子どもの権利イニシアティブ（Ankara Child Rights Initiative）がまとめた、2006 年報告の「児童の売買、児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」（OPSC）に関する NGO 報告書には、「児童労働はトルコでは、いかなる場合でも 15 歳になるまで禁じられている」という記載がある。[32]
- 3.10 1989 年 11 月 20 日の国連総会決議 44/25 により採択され、調印、批准および加盟が開始され、1990 年 9 月 2 日に発効された子どもの権利条約（CRC）には、**第 32 条**に以下の記載がある。
1. 締約国は、経済的搾取から保護される子どもの権利、および危険を伴う、もしくは教育の妨げとなる恐れ、あるいは健康または身体的、心理的、精神的、道徳的もしくは社会的発達にとって有害となる恐れのあるいかなる労働に従事することからも保護される子どもの権利を承認する。
 2. 締約国は、本条の実施を確保するための立法上、行政上、社会上および教育上の措置を講じるものとする。締約国はこの目的のため、他の国際文書の関連条項に留意しつつ、特に以下の事項を行うものとする。
 - (a) 最低就労年齢を規定すること。
 - (b) 雇用時間および雇用条件に関する適切な規則を定めること。
 - (c) 本条の有効な履行を確保するため、適切な罰則その他の制裁措置を規定すること。[29e]
- 3.11 「教育の権利」（Right-to-Education）ウェブサイトには次の記載がある。トルコ労働法第 67 条に基づいて、15 歳未満の子どもを雇用することは禁じられる。ただし、子どもの健康、学校教育または職業訓練に悪影響を及ぼさない限り、13 歳の子どもが軽労働に就くことが許される場合がある。[18]

- 3.12 2006 年 4 月報告の「児童の売買、児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」に関するトルコ NGO 報告書には、「家庭内児童労働、施設等で使われる児童労働、路上で小悪党一味に強制的に使われる児童労働など、様々な形態の強制労働の問題に関する分割情報が十分に揃っていない」という記載がある。[32] (9 ページ)
- 3.13 同報告書には加えて、路上で暮らしたり働いたりする子どもは OPSC 関連の犯罪に関して非常に脆弱な一群の子どもたちであると記されている。トルコ大国民議会 (TGNA) におけるストリートチルドレンに関する最近の臨時委員会は、SHCEK が路上で暮らしたり働いたりしている子ども 41,982 人に保護対策を講じたことを明らかにした。[32] (6 ページ)
- 3.14 トルコのどの地域に児童労働法の適用が及ぶか質問されて、労働・社会保障省児童労働部局長 Yilmaz 氏は、同法は全国に適用され、地域的制限はないと述べた。[S15.1] 国連児童基金 (UNICEF) の副代表 Pieters 夫人は、児童労働法は公式には全国に適用されるが、農業地域は有効に同法の規定が適用されないと報告した。学校に登録された子どもが畑仕事をする代わりに、定期的に学校に通うことを保証するのに役立つ法的理由もその他の手段もなかった。[S3.1]
- 3.15 2007 年 EC 進捗報告書は、児童労働は相変わらず季節的な農作業や路上で広く行われていると指摘している。労働法とその実施にはまだ欠陥があり、児童労働に取り組むために割り当てられた国家資源は不十分であった。[17c] (19 ページ)
- 3.16 EU 委員会代表団の委員は、子どもの雇用に関して、労働法の適用範囲は限定的であることを確認した。例えば、従業員 50 人未満の農業企業は同法の適用範囲外である。[S19.17]
- 3.17 特に農村地域では、家族の年長者が雇用者との口約束で家族のための雇用を確保するという家族の「一族」を基本にして、労働者は雇用されると、Pieters 夫人は述べた。その結果、成人に達していない子どもの労働について雇用者に法的責任を負わせることはできない。[S3.2]
- 3.18 Pieters 夫人によると、国際児童労働撲滅計画の支援を受けてトルコ統計研究所が 2007 年 4 月に公表した調査では、958,000 人の 6~17 歳の子どもが何らかの形で経済的雇用・経済活動に関わっており、そのうち、120,000 人は学校に通っていない。同夫人はまた、7 年で最初の児童労働に関する調査は、修学年数の伸長、および働き口としての農業の重要性の低下は児童労働の著しい減少をもたらしたとも述べた。同調査によると、農村地域では、児童労働は 1999 年から 2006 年の間に 50%減少した。また、農業部門の近代化のため、また家族が都市部の工業部門に移っていったため、農業に従事する子どもの数は減少したと、Pieters 夫人は述べた。[S3.4]
- 3.19 2006 年 4 月報告の「児童の売買、児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」に関する NGO 報告書は、「トルコには就労児童が 385 万人前後いる。そのうち 51 万 1,000 人が 6~14 歳の子ども、46 万 9,000 人が 12~14 歳の登録就労児童である」と指摘している。[32] (9 ページ)

- 3.20 何らかの形で雇用されている子どもの割合について質問されて、労働・社会保障省児童労働部局長 Yilmaz 氏は、ここ数年で実施された調査によると、一部の子どもは家族にかかる経済的重圧を和らげるために短期間就労するという証拠があると述べた。こうした子どもには、自営の店で父親の手伝いをする子どももいれば、農場で農作業をする子どももいる。1994 年調査は、6～17 歳の子どものうち 226 万 9,000 人が就労していることを示した。その数字は 1999 年に 163 万人に、2006 年に 95 万 8,000 人に減少した。[S15.3]
- 3.21 季節労働で雇用される子どもに関する地理的傾向またはパターンの証拠について、Yilmaz 氏は、子どもはアダナ、ウルファなどの南東部地域などの農村地域で季節労働に従事することが多いと説明した。同氏はそれに加えて、季節労働に従事する子どもの割合については、大半は農業部門、次に都市部の工業部門およびサービス部門で働くと述べた。[S15.6]
- 3.22 児童労働の広がりについて質問されて、独立警察告訴委員会プロジェクトチームの住民ツイニング諮問委員 Douglas-Todd 女史は、児童労働はワンで広く見られるが、イスタンブールではさらに酷い状況であり、警察は「見て見ぬふりをしている」と述べた。[S18.8]
- 3.23 都市部で雇用された子どもに関しては、Pieters 夫人は事実調査団に対し、経済的雇用・経済活動に関係する子どもの数は 1999 年の 47 万 8,000 から 2006 年の 45 万 7,000 に減少したと語った。しかしながら、6～14 歳の就労児童数は 10 万 9,000 から 11 万 6,000 に増加した。統計はさらに、全就労児童数のうち 39 万 2,000 が農業、27 万 1,000 が工業、29 万 4,000 が通商その他のサービスに従事していることを示した。ただし、これらの数字は、調理、清掃、買い物、および家族の兄弟姉妹や老人の世話などの家事労働を担っている子どもを考慮していなかった。2006 年調査によると、女子の 53%、男子の 33%が家庭の雑用を行っているが、女子は大きくなっても、男子よりも引き続き家事をする傾向が強い。[S3.5]
- 3.24 子どもの問題への取組みは農業部門で徐々に進んでいるとはいえ、仲介業者がトルコ東部や南東部の家族から 12～16 歳の子どもを雇い、トルコの西部や北部の地域で、大抵は夏の数カ月間働かせるという、社会的貧困層を搾取する報告例が今もある。こうした子どもは、畑での重労働を強制されるだけでなく、性的虐待を含むあらゆる種類の虐待にさらされる。[32] (9 ページ)

法的枠組み

- 3.25 労働・社会保障省児童労働部局長 Yilmaz 氏は、トルコ政府は国際基準に従って、児童労働の防止に関連する法令を採用してきたと述べた。国際労働機関（ILO）、国連（UN）など、トルコで活動する国際機関は多数あり、それらは児童労働を規制するため、政府と協力している。Yilmaz 氏の報告によると、ILO は 2006 年、児童労働防止のための措置を講じている最も信頼でき、かつ問題意識の高い国の 1 つとしてトルコを選んだ。[S15.1]
- 3.26 Yilmaz 氏は、児童労働の防止に関連してトルコには附則規定があるが、憲法に則り整備された最も強力な規定はトルコ労働法第 50 条であると述べた。

児童教育、および児童労働の防止に関する附則規定には、以下のものがある。

- 子どもが重労働に従事することを禁止する法 4857（トルコ労働法第 71 条）
- 8 年間（6～14 歳）の初等・中等義務教育を修了する義務に関する法 222
- 児童労働に関する企業連合・労働組合法の規定に関する法 2821
- 児童労働の防止に関する警察および地方当局向けの指導指針の規定に関する法 2559
- 児童労働に関する地方自治体の責任に関する法 1580
- 社会福祉・児童保育福祉に関する法 2828
- 児童保護に関する法 5395 [S15.2]

3.27 また、住民ツイニング諮問委員 Douglas-Todd 女史はそれに加えて、制定法が整備され、児童労働に関する多くの運動が積極的に進められているが、その実施には問題があると述べた。[S18.8]

3.28 国連児童基金（UNICEF）の副代表 Pieters 夫人は、UNICEF は子どもに関する問題に対処するトルコ国家法の規定と EU 指令の規定の間の相違を評価する比較調査を実施したと述べた。この調査は、子どものための既存の法的枠組みを強化するのに必要な修正について、政府に働きかけるために利用されることになろう。表現の自由および子どもの母語で教育を受ける自由に関する児童法は 1932 年まで遡る法律であり、主要な修正が必要であると、Pieters 夫人は述べた。2004 年になされた修正は農業部門にまで範囲を拡大する必要があったのに、それに対応していなかった。国連の子どもの権利に関する条約を批准する一方、トルコは第 17、29 および 30 条について留保を付した。それらの留保は今日を維持されている。トルコ当局に対し 2009 年の第 2 および 3 回締結国報告書の見直し期間に、それらの留保を撤回するよう働きかける必要がある。[S3.3]

3.29 最後に、Pieters 夫人は事実調査団に対し、児童保護法の 2005 年改正の実施は、実施に向けた基盤がまだ整備されていないため、前進するには非常に困難な作業になるだろうと語った。このためには、政府当局の様々な部門から効果的な協力を得る必要があるが、それらの部門は法的改革を進めることを支持する公算が大きい。[S3.16]

3.30 また、2006 年米国国務省報告（USSD）は、職場での搾取から子どもを保護する法はあるが、政府は有効にそれらの法 [CRC 第 32 条] を実施していないと指摘している。法は 15 歳未満の子どもの雇用を禁じ、16 歳未満の子どもの 1 日 8 時間を超えて働かせることを禁じている。15 歳の子どもは通学を続ける限り、軽労働に従事することができる。法には、年齢、性または能力に適しない仕事を行うよう要求してはならない規定があり、政府は夜間や採掘の坑内などで子どもが働くことを禁じている。法は、就学児が 1 日 2 時間または 1 週 10 時間を超えて働くことを禁じている。[28b]

3.31 2006 年 USSD 報告書はさらに、中規模および大規模の工業・サービス部門の企業を含め、労働法の適用対象にある職場に対する上記の規制を、労働・社会保障省児童労働部局が有効に実施したと指摘している。従業員 50

人以下の小規模な農業企業、海運業および航空輸送業、従業員 3 人以下の小規模な商店を含む、いくつかの部門は法の適用外である。 [28b]

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

執行

- 3.32 不法な児童労働の使用で起こされた訴訟および有罪判決に関する証拠について事実調査団が質問すると、国連児童基金（UNICEF）の副代表 Pieters 夫人は、政府や弁護士協会はこの問題に関する統計を確保していないと述べた。Pieters 夫人は、全国の各弁護士協会には子どもの問題を扱う部署があるが、あまり効率的ではないと述べた。また、Pieters 夫人は、全国に 60 ある弁護士協会には「子どもの権利委員会」と呼ばれる事務所が設置されているが、そのうち 40 事務所のみが積極的に活動していることに言及した。公式には、法的救済が子どものために用意されているとはいえ、子どもの裁判所はなく、子どもの訴訟事件は成人の裁判所に付託されていた。 [S3.11]

教育

- 3.33 「トルコ子ども情報ネットワーク」ウェブサイトによると、子どもの権利条約第 28 条には、以下の規定がある。

1. 締約国は、教育についての児童の権利を認め、この権利を漸進的に機会の平等に基づいて達成することを目的として、特に以下を行うものとする。
 - (a) 初等教育を義務教育とし、すべての者が無償で受けられるようにする。
 - (b) 一般教育および職業教育を含む様々な形態の中等教育の発展を奨励し、すべての児童がこれらの中等教育を容易に利用できるように図り、かつ教育の無料化、必要な場合には財政的援助の付与などの適切な措置を講じる。
 - (c) あらゆる適切な手段を講じて、すべての者がその能力に応じて高等教育を受けられるよう図る。
 - (d) すべての子どもが教育および職業に関する情報および助言を容易に利用できるよう図る。
 - (e) 定期的な登校、および中途退学率の減少を促進するための措置を講じる。
2. 締約国は、子どもの人間としての尊厳に反しない方法で、かつ本条約に従って学校の規律が確実に守られるよう、あらゆる適切な措置を講じるものとする。
3. 締約国は、世界中の無教育および非識字の撲滅に寄与すること、および科学上、技術上の知識および現代教授法を利用しやすくすることを特に目的として、教育に関する問題について国際協力の促進と奨励を図るものとする。これに関しては、特に発展途上国のニーズについて考慮する。 [6a]

- 3.34 国連児童基金（UNICEF）の副代表 Pieters 夫人は、トルコは人口の成長速度が落ちたにもかかわらず、就学年齢の子ども 1,080 万人に比べ学校の数が不十分であると報告した。国家教育省はこの 10 年間に、UNICEF と協力して女子の教育運動「Haydi Kizlar Okula」（娘たちよ、学校に行こう）の開始を始め、問題と闘うための資源を結集した。多くの地域では女性は成長して社会で伝統的な役割を演じるよう求められているので、女子を学校に行かせても意味がないと地域社会は見ていたため、この女子の教育運動は開始された。多くの保守的家族は娘、特に 11 歳より上の娘を学校に通わせることに消極的であった。それらの家族は女子教育の恩恵を疑っているだけでなく、娘が男子と交わることを望まず、バスで通学するのは安全でないと考えていた。[S3.6]
- 3.35 Pieters 夫人によると、積極的に娘と息子の両方を学校に通わせる親もいるが、経済的に困窮すると、息子を継続して通学させることを優先する一方、娘は家事を手伝うために家にいるよう求められる可能性が高かった。政府は、こうした昔からの考え方を克服して子どもが就学できるように家族に経済的支援を行うために、こうした地域社会の指導者およびフィールドワーカーに協力を求めた。それにもかかわらず、過密な教室など好ましくない環境を、家族は女子を学校に行かせないための強力な言い訳として使った。[S3.7]
- 3.36 また、女性の地位総局局長 Bas 夫人、および公正発展党（AKP）の Gaziantep 選出の国会議員 Sahin 女史は、農村地域で実施され、トルコ全体に広がりつつある「娘たちよ、学校に行こう」運動について言及した。[S13.14] この運動によって女子 25 万人がこれまでに復学した。[S20.8] Bas 夫人は、多くの戦略が通学する女子の割合を増やすために取られていると述べた。教育に関する女子の人権意識を向上させることは、Sahin 女史によると、主要な優先事項であり、その後の人生に起こり得る女性に対する虐待の根絶に重要な役割を果たすと見なされている。[S20.8]
- 3.37 学校の長期欠席に関して、Pieters 夫人は、トルコには学校を欠席している子どもに関する厳格な指導指針がないと述べた。最近まで、欠席者数に関するデータは取られていなかった。しかしながら、政府は UNICEF の支援で、欠席者を記録してその親に対して措置を講じることを学校に対し義務付けた。新システム（e-school）では、小区域ごとに 6～14 歳のすべての就学児、および教員と校長について記録し、この情報をデータベースに保存した。校長と教員はまた、各生徒の進級状況と出席状況を追跡するために、それらの生徒の学生簿を閲覧できるようにするよう求められた。ウルファ州は新記録システムの導入以降、出席率で好結果を示しており、UNICEF がトルコの就労児童の割合に関する 2009 年の動向分析を実施する上で役立つデータを、新システムは提供するのではないかと、Pieters 夫人は述べた。[S3.9]
- 3.38 2007 年 EC 進捗報告書は、教育に関して、初等教育の男女格差は 2006～2007 学年度に 4.6%まで縮まったと指摘している。国家教育省と UNICEF が実施した女子のための教育運動の第 1 段階は終了した。2004 年から 2006 年の間に、合計女子 191,879 人と男子 114,734 人が初等教育に統合された。家族に直接所得補助金を送るという送金スキームはその運動を促進

させた。初等教育および幼年教育の在学率を高めることを目指した民間部門と NGO の運動は継続された。[17c] (19 ページ)

- 3.39 2007 年 EC 進捗報告書はさらに、初等教育の在学率は 90%のままであった。教育分野では、進級状況および中退状況、特に初等教育からの女子の進級状況および中退状況の監視については、改善が必要となった。就学率における地域格差を縮小するための取組みがさらに必要となった。初等教育の女子の在学率は上昇したが、中等教育における男女格差は開いたままであった。[17c] (19 ページ)

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

若年結婚

- 3.40 「Right to Education – At What Age?」によると、学童は何歳で就労し、結婚し、裁判にかけられるのか。このウェブサイトでは、民法第 87 条に基づいて、最低 18 歳で結婚できる。ただし、親の同意があれば、男性は最低 17 歳、女性は 15 歳で結婚できる。こうした制限に関係なく、重要な理由があり、かつ民法第 88 条に基づく例外的な状況にある場合は、裁判官は 15 歳の男性と 14 歳の女性の結婚を許可することがある。[18]
- 3.41 首相府報道情報総局は、法定結婚年齢は男女ともに引き上げられた（第 124 条）と記している。[39]ただし、極端な状況で、かつ十分な理由がある時は、16 歳以上の男女はともに裁判官の許可がある場合に結婚できる。[39]
- 3.42 若年結婚に関して、国連児童基金（UNICEF）のトルコの副代表 Pieters 夫人は、若年結婚は、クルド人社会、ロマ人社会、アラブ人社会を含む特定の社会階層に影響を及ぼしていると述べた。Pieters 夫人は、そのような結婚の 99%は文化的な名誉のため、告訴されることはなかった。[S3.12]
- 3.43 Pieters 夫人は、UNICEF は現在、子どもの出生登録ができないため、社会的に排除されることの多いトルコのロマ人社会を懸念していると述べた。ロマ人社会では、子どもは就学せず（ロマ人の女子に影響を及ぼす主要な要因）、若年結婚もまた問題であった。[S3.10]
- 3.44 2008 年トルコの青少年に関する国連開発計画（UNDP）報告書は、法は子どもが結婚することを禁じているが、家族（特に辺鄙な農村地域の家族）には、登録手続きの不備によって自由に思春期の娘を結婚させる余地が十分に残されていると指摘した。加えて、多くの農村社会では、男女の婚姻は *imam nikah*、つまり宗教儀式があれば十分であると見なされている。その結果、多くの結婚は公的に登録されないため、実質的に国家の届かないところに置かれている。[34] (59 ページ)
- 3.45 同報告者はさらに、多くの場合、形はどうあれ、娘の貞節が貶められたとすれば、娘の家族の名誉が損なわれるという恐れから、若年結婚はかなり動機付けられていると指摘している。その恐れは名誉殺人の問題（つまり、特に農村地域では、思春期の女子、若い女性、成人女性を問わず、それらの女性に対する永続的な脅しの問題であり、その結果、傷つけられたとさ

れる家族の名誉の償いとして、数百人ものトルコ女性が毎年、死亡している）と同根である。[34] (59 ページ)

行方不明の子ども

- 3.46 人権統括会議議長 Fendoglu 教授は、人権統括会議は内務省およびトルコの各郡知事に対し、それぞれ管轄する地域内での行方不明事例の傾向とパターンに関する情報を求めて、全国で多くの子どもが行方不明になっていることについての文書を書き送っていると報告した（報告では 1 万 1,460 人の子どもがトルコで行方不明になっているとされる）。人権統括会議チームは次に新規プロジェクトの一環として発見した事実を分析することになる。[S17.11]

児童養護施設

- 3.47 女性・子ども・社会福祉局女性支部局（SHCEK）の副総局長 Nurdan Tornaci 夫人および部局長 Nilgun Geven 氏は、12 歳までの子どもには児童擁護施設を、13～18 歳の子どもには教育を行う寄宿舍および養成所を、路上で働く子どもには更生施設を、老人および障害者には住居を、家庭内暴力を受けた女性には保護施設を提供していると述べた。SHCEK はまた、子どもの監護問題、特に外国国籍の子どもの場合の監護問題に取り組んでいる。[S11.3]
- 3.48 トルコの児童保護施設に関して、国連児童基金（UNICEF）の副代表 Pieters 夫人は、UNICEF は最低基準の保護に関してトルコ議会に提示する提言の取りまとめに取り組んでいると説明した。UNICEF の調査によって、幼児期の発達に関して研修を受けた高い能力のあるソーシャルワーカーが児童保護施設で働くために必要とするものが特定された。Pieters 夫人はまた、トルコには必要な研修を行う施設が 2 カ所しかないため、ソーシャルワーカーの研修には時間がかかると説明した。[S3.13]
- 3.49 2006 年国際ヘルシンキ連盟（IHF）人権侵害年次報告書は、子どもの虐待は国立児童保護施設でもまん延しているとの報告があると指摘した。マラトヤ（Malatya）にある児童保護施設の職員による深刻な集団暴行を受けている子どもたちの映像が 2005 年 10 月に放送されて、スキャンダルが明らかになった。[40]

それらのマラトヤ国立児童保護施設職員に対する告発の結果に関する情報はあるのかどうか質問されて、EU 委員会代表団は、関与した 9 人の職員に対する刑事訴訟は、行政処分を科すに留まった、という情報をつかんでいると報告した。[S19.17] ただし、Pieters 夫人は、その結果に関して利用できる情報はないと報告した。[S3.13]

- 3.50 2007 年米国国務省報告書（USSD）には、マラトヤ刑事裁判所は 2007 年 12 月 26 日、9 名の容疑者に対し職権の不履行と乱用の罪で懲役 1 年の有罪判決を下したと記録されている。その他 5 人の職員に対するもう 1 つの訴訟は継続中であった。[17c]

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

S1: Liz AnudonおよびKarin Rouge – 女性の人権のために働く女性たち（WWHR）

- 1.1 国、地域、国際レベルでの女性の人権向上を目指して、独立系の女性が組織する NGO の「女性の人権のために働く女性たち」（WWHR = Women for Women's Human Rights – New Ways）は 1993 年に設立された。設立以降、WWHR は世界で広く知られた非政府組織になった。10 年間の現状改革、支援運動および陳情運動を通じて、WWHR は様々なトルコ法改正、イスラム社会のネットワーク化、および国連レベルでの女性の人権向上に多大な貢献をしてきた。WWHR は 2005 年以降、国連の経済社会理事会（ECOSOC）に参加する諮問資格を有する。[4]

面談記録

- 1.2 WWHR は、トルコ中で、様々な社会、経済、民族グループ内で家庭内暴力が起こっていることを報告した。WWHR 自体は家庭内暴力発生の統計を記録していなかった。
- 1.3 WWHR は、女性保護施設の設置は、これまではアンカラ、イスタンブール、イズミールなどのトルコの都市に限定されていたと述べた。しかしながら、現在は家庭内暴力被害者のための保護施設が全国 36 カ所に存在している。新たな地方自治体の条例に従って、人口 5 万以上の各市町村に保護施設を置く必要があるが、まだ完全に実施されているわけではないと、WWHR は報告した。
- 1.4 既存の保護施設の実際的な運営については、保護施設のサービスは限定的、つまり 24 時間サービスではなく、一般的には 9 時から 5 時までであると、WWHR は報告した。政府または社会福祉機関が運営するものもあれば、女性組織との協力で地方自治体が運営するものもある。ただし、保護施設が提供するサービスは家庭内暴力の被害者に限定されておらず、性的暴力の被害者や名誉殺人の被害者になる恐れのある女性にも提供される。
- 1.5 WWHR は、家庭内暴力、性的暴力または名誉殺人の訴えを追跡する法的機関はないと説明した。事件は警察に報告する必要がある。WWHR は、女性は以前よりも頻繁に家庭内暴力の事件を報告していると述べた。従って、報告された事件数の上昇が、必ずしも実際に発生した事件数の上昇を示しているわけではない。
- 1.6 1996 年から 1998 年に行われた調査のよると、女性は警察が家庭内暴力の事件をしつこく調査するため、家庭内暴力の訴えを扱う国家機関を信用していないと、WWHR は述べた。この状況は変わり、女性は警察に家庭内暴力事件を以前よりも積極的に警察に報告するようになった。警察は以前よりも積極的に虐待事件を調査するようになったが、これはどこによって女性が住んでいるかによって異なり、女性の人権侵害に対する警察の対応に一貫性はないと、WWHR は述べた。

- 1.7 WWHR によると、家庭内暴力および性的暴力を取り巻く女性の問題に関する警察および検察官への研修は改善されている。女性の問題に関して警察学校には標準的な必須カリキュラムはないが、女性事件の扱いに関して裁判官、検察官および警察官に対し、範囲や時間で限られたものではあったものの、研修が行われている。
- 1.8 上記で示したように、報告された名誉殺人の数は増加したが、それは名誉殺人の件数が増加したからではなく、むしろ積極的に当局に事件を報告する件数が増加したからである。WWHR は、トルコ社会にはまだ名誉殺人の問題はあるが、その件数は上昇していないように思われると述べた。ただし、報告数が増加し、名誉殺人がしばしば自殺（すなわち、少女たちは自殺するように家族に強制された場合）として記録されるようになったとはいえ、発生率の水準について明確にすることは不可能である。
- 1.9 名誉殺人は傾向としてトルコの南東部地域および東部地域（ディヤルバクル、ワンなど）、特にクルド民族社会・宗教社会に広がっている。ただし、名誉殺人はこの部門の地域社会・地理的地域に限定されておらず、その問題はイスタンブールの移住者社会などの女性にも影響を及ぼしている。WWHR はまた、トゥンジェリ（Tunceli）等の東部の州など、アレヴィー派（Alevi）社会および一定の地理的地域では、名誉殺人は見られないと報告した。
- 1.10 WWHR の見解では、名誉殺人を防止する政府の戦略は限定的である。政府は意識向上運動に関して、国連人口基金（UNFPA）および巨大メディア企業と協力してきた。しかしながら、これらの運動は具体的な目標対象ではないため、重要な結果をもたらしたかどうかについては議論の分かれるところである。
- 1.11 政府は家庭内暴力に関連した指導指針を含む、名誉殺人に関する調査報告（国会議員の Fatma Sahin 女史が主導）を委託したが、この調査からは大した結果は得られていない。政府は通常、これらの犯罪を「しきたり殺人」と呼ぶことを好む。
- 1.12 WWHR は、全国のコミュニティーセンターを運営して女性のための人権総合教育を提供する社会福祉機関と協力している。コミュニティセンターは、トルコ社会の社会経済階層で低い層に属する女性への支援に重要な役割を果たす。コミュニティセンターは、多くの女性が自分たちの権利について、および警察が家庭内暴力などの問題で女性のために何ができるのかについて理解していないことを考えると、特に重要である。
- 1.13 2004 年の刑法改正で、国際基準に沿って家庭内暴力、性的暴力および強姦を含む女性への犯罪の加害者に対して刑罰を厳しくする 35 カ所の条項の修正が行われた。例えば、性的暴力罪の加害者に対する訴追が成功した場合、加害者は懲役 5 年から 20 年の判決を受ける可能性がある。WWHR の見解では、新刑法の実際の実施までには時間がかかるが、新刑法の下で成功した訴追の事例がいくつか報告されるようになった。もっと一般的には、WWHR は、家庭内暴力・性的暴力・名誉殺人に関連した事件の訴追件数は

増加傾向にあると述べた。その変化は劇的とはいかないが、顕著なものである。

- 1.14 人権侵害およびその他の問題に対して救済を求める女性への司法サービスの提供に関しては、弁護士協会に所属して活動する多くの女性弁護士が対応でき、その中には、訴訟費用を払う余裕のない女性に無料で訴訟業務を引き受ける弁護士もいる。
- 1.15 WWHR は、読み書きができない女性やトルコ語を話せない女性は、裁判所・司法サービスを受けることに苦労していると述べた。例えば、クルド人・移住民社会の女性が通訳者を利用する権利は「くじ引き」で決まる。ただし、裁判所に持ち込まれた訴訟事件では、トルコ語を話せない者のために通訳が用意される。
- 1.16 トルコは財源的に制限はあるものの、物理的に大きな国であるが、女性の人権分野で肯定的な進展が見られ、今後もこの傾向は続くと、WWHR は結論付けた。法的枠組みは整備されているが、その実施の歩みは遅い。また、女性の利益を代表する組織は、かつてはそうではなかったこの国の一部になるまでに成長した。

面談日：2008年2月11日

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

S2: Temuçin Tuzecan — Hurriyet新聞の女性に対する暴力撲滅運動の責任者

- 2.1 Temuçin Tuzecan は、Hürriyet 新聞の協力の下に、「…2004 年以降運営されている、様々なパートナーや親善大使を巻き込んだ包括的な全国規模の運動」である「女性に対する暴力撲滅運動」の責任者である。[5]

面談記録

- 2.2 Tuzecan 氏は、国務省がまとめた女性に関する 1991 年統計によると、3 人に 1 人は家庭内暴力の被害者である。Tuzecan 氏の見解では、この統計が大きく変わった可能性は低く、しかもトルコの特定の地域ではその数字は他よりも高かった可能性が高い。
- 2.3 Tuzecan 氏は、トルコ経済社会研究基金（TESEV）の刊行した最近の報告書によると、15～24 歳の女性の 60%、24～30 歳の女性の 66%は無職であるか、もしくは何もしないで家にいるか、職に就くための資格がないと説明した。その報告書は、経済的な重圧および家族の保守的な態度が女子の未就学および社会活動の不参加の要因の一部であると言及している。
- 2.4 Tuzecan 氏は、1997 年以降、家庭内暴力に関する法は変更されたが、その実施の歩みは遅いと報告した。しかしながら、国務省は新しい法的枠組みの有効な実施を積極的に進めており、警察、裁判官および検察官の研修も進行中であった。非常に強力な文化的習慣を変えるのは、困難でゆっくりとした過程であった。しかし、人権に対する意識と理解に優れた、新たに見識を身に付けた若い世代の警察官の登場と相まって女性の問題に関する警察の研修を強化することで、女性への人権侵害事件に対する警察の扱いについて目に見える形の改善が見られた。
- 2.5 報告のあった家庭内暴力事件に対し捜査を進める警察については、身体に殴打の跡があるなど暴力の肉体的証拠がある場合は、事件捜査を進める可能性が高くなっていると、Tuzecan 氏は説明した。一般に証拠として認められない、または考えられない、家庭内暴力による精神的影響については、警察は考慮に欠けている。しかし、肉体的暴力の証拠が強い場合、加害者の刑罰は懲役最大 8 年から 10 年、殺人の場合は、終身刑になる可能性がある。
- 2.6 Tuzecan 氏によると、名誉殺人、もっと厳密にはトルコで呼ばれる「しきたり殺人」は、部族構造のためクルド人社会で非常にまん延していた。Tuzecan 氏はまた、名誉殺人が強制自殺として発表される場合も多いとも説明した。バトマンでは、例えば、無理心中の割合は非常に高かったが、無理心中は深刻に受け取られることはなかった。若い女性たちはそれほど公式に登録されることはなかったから、どう見てもそのような事件は公式には存在しなかった。
- 2.7 女性に対する人権侵害の訴訟を監視または追跡する責任を担う適切な公式機関があるのかどうか質問されて、Tuzecan 氏はその目的に適した法的機関はないと報告した。

中央政府には子どもと女性を扱う地域組織を持った公式機関が必要であったが、トルコの公務員に染み付いた公務員気質のため、9時から5時までの主要公務時間以外に窓口は開かれなかった。言われるように、Tuzecan 氏が勤務する新聞社「The Hurriyet」（人権侵害の被害女性のための 24 時間電話ホットライン（02126569696）を運営）を含む、様々な女性のための NGO がある。

- 2.8 国家当局の協力と、一部 EU の資金援助で運営されているそのホットラインには、常勤の心理学者 7 名と常勤の弁護士 2 名が対応した。Tuzecan 氏の説明によると、トルコの国内外から電話連絡すると、Hurriyet ホットラインから助言が得られる。そのホットラインは運営されたこれまでの 3 カ月間に 6,000 件の電話を受けた。Tuzecan 氏は、6,000 件の電話のうち 3,500 件は純粋に助言を求め、その他は「時間の無駄」と述べた。
- 2.9 Tuzecan 氏によると、女性が人権侵害の事件を公にすることに消極的であることがよくある問題であった。Hurriyet ホットラインで法的助言を求めたが、正式に訴えを起こすことができなかった、トルコ東部アルダハンの町に住む 17 歳の女性の例を Tuzecan 氏は取り上げた。人権侵害の女性被害者側が正式な訴えに失敗するのは、救済を求める権利や告訴制度がどのように機能するのかについて知らないからでもあると、Tuzecan 氏は述べた。新聞社として The Hurriyet では、トルコの女性に対し基本的人権および女性が救済を受ける方法について知らせるための発信源になりたいと、Tuzecan 氏は述べた。
- 2.10 政府は家庭内暴力に関して何か声明を発表したことはあるかどうか質問されて、Tuzecan 氏は、首相は 2006 年 7 月、家庭内暴力事件に対応するすべての関係当局に対し、そうした暴力事件を重要視し、家庭内暴力に関連した問題を少しでも解決するよう図る布告を発した。この布告は、家庭内暴力の被害者の扱いに変化をもたらして、その問題に優先的に取り組む Nimet Cubukcu 国務大臣の試みを支援する上で重大な一歩となると見なされた。
- 2.11 Tuzecan 氏の意見では、女性の扱いに対する社会の意識が変化するまで、また関係性の問題の対処法について女性が一層自覚するようになるまで、家庭内暴力は問題として残るだろう。ただし、Tuzecan 氏は楽観的でもあった。というのは、トルコが EU への加盟を悲願としているため、政府は歴代の政府が整備してきた家庭内暴力に関する法律を実施し始めたからである。
- 2.12 法廷制度および法的援助を利用できる女性の権利に関して、Tuzecan 氏は、女性は救済を求めて法廷制度を容易に利用できるようになったが、社会的には一部の女性は報復を恐れる余り、裁判所に人権侵害を訴えようとしなないと説明した。家庭内暴力の問題に意識の高い、支援を行う女性弁護士はいるが、女性は相変わらず被害を報告したり訴えを起こしたりすることを恐れている。
- 2.13 人権侵害の被害者への保護施設の提供について質問された Tuzecan 氏は、保護施設を利用する必要のある非常に数多くの女性を収容するには、トルコに建設されている保護施設だけでは不十分であると述べた。新しい法的枠組みは、人口 5 万の市町村ごとに 1 つの保護施設を備える必要があるが、

政府の指導指針がないため、これらの保護施設の大半はまだ建設に至っていないことを示している。また、有効であるためには、保護施設には小規模な地域社会で匿名性が求められたが、これも達成できていなかった。

- 2.14 Tuzecan 氏は、トルコ全土で 7,200 万余りの人口に保護施設は現在 26 カ所あると指摘した。全国にある 26 カ所の保護施設は NGO および地方自治体によって運営されていた。Tuzecan 氏は、いくつかの保護施設が実際にさらに必要になるのかについて、妥当な数字はわからないと述べた。ただし、重要なことはさらにいくつかの保護施設を建てることではなく、草の根レベルで女性への暴力を撲滅するための防止対策に焦点を絞ることである。
- 2.15 「家庭内暴力にノーを運動」について質問された Tuzecan 氏は、この運動は 2004 年から開始され、基本的人権について人々に理解してもらうことを主な目的としたと報告した。同運動は人口 1,000 万都市イスタンブールの、教育と所得水準の低い人々の住む地域にバスを乗り入れることから始まったと、Tuzecan 氏は説明した。2 時間にわたって、人権および虐待関係の対処法について説明を行った。初期の運動で手を差し伸べた人々は 2 万 6,000 人に達したが、それ以後も運動は拡大していった。同運動は最近、ロゴマークを用いたウェブサイトを開設し、全国から募った 550 人が同運動に協力する講師となった。加えて、同運動に携わった講師を招いて、トルコ全土の地方自治体や中心都市の警察官の研修を行った。UNFPA の支援を得て、Hurriyet は家庭内暴力に関する会議を 3 回開催したが、そのうち 1 つの会議に Baroness Scotland が出席した。それらの会議の目的は、女性に対し自分たちの権利を気付かせることであるだけでなく、家庭内暴力問題、および思いやりのある形でのそれらの問題への対処方法に関する意識を警察官に植え付けることであった。
- 2.16 Tuzecan 氏は、Hurriyet は 2008 年、地元企業との連携を築いて同運動に参加してもらう計画を立てたと述べた。これまでのところ、同運動は女性用ソックスの販売会社と協力関係を築いており、同社のパッケージを使った啓蒙活動を行うことができるようになった。Hurriyet はまた、間もなく協力を求めてユニリーバと交渉することになるだろう。
- 2.17 Tuzecan 氏は、Hurriyet は 2006 年度国連最優秀社会プログラム賞を受賞した後、Hurriyet と世界人権宣言が 60 周年で一致したことを契機に、トルコで実施される社会プロジェクトとして人権の確立を図っていくと説明した。

面談日：2008年2月11日

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

S3: Lila Pieters夫人 – トルコの国連児童基金 (UNICEF) 副代表

面談記録

- 3.1 児童労働法はどの地域に適用されるか質問されて、国連児童基金（UNICEF）の副代表 Pieters 夫人は、公式には児童労働法は全国に適用されるが、農業地域は有効には適用されないと報告した。学校に登録された子どもが畑仕事をする代わりに、定期的に学校に通うことを保証するのに役立つ法的理由もその他の手段もなかった。[S3.1]
- 3.2 特に農村地域では、家族の年長者が雇用者との口約束で家族のための雇用を確保するという家族の「一族」を基本にして、労働者は雇用されると、Pieters 夫人は述べた。その結果、成人に達していない子どもの労働について雇用者に法的責任を負わせることはできなかった。[S3.2]
- 3.3 Pieters 夫人は、UNICEF は子どもに関する問題に対処するトルコ国家法の規定と EU 指令の規定の間の相違を評価する比較調査を実施したと説明した。この調査は、子どものための既存の法的枠組みを強化するのに必要な修正について、政府に働きかけるために利用されることになろう。表現の自由および子どもの母語で教育を受ける自由に関する児童法は 1932 年まで遡る法律であり、主要な修正が必要であると、Pieters 夫人は述べた。2004 年になされた修正は農業部門にまで範囲を拡大する必要があったのに、それに対応していなかった。国連の子どもの権利に関する条約を批准する一方、トルコは第 17、29 および 30 条について留保を付した。それらの留保は今日を維持されている。トルコ当局に対し 2009 年の第 2 および 3 回締結国報告書の見直し期間に、それらの留保を撤回するよう働きかける必要がある。[S3.3]
- 3.4 Pieters 夫人の説明によると、国際児童労働撲滅計画の支援を受けてトルコ統計研究所が 2007 年 4 月に公表されたデータでは、958,000 人の 6~17 歳の子どもが何らかの形で経済的雇用・経済活動に関わっており、そのうち、120,000 人は学校にいなかった。同夫人はまた、7 年で最初の児童労働に関する調査は、修学年数の伸長、および働き口としての農業の重要性の低下は児童労働の著しい減少をもたらしたとも述べた。同調査によると、農村地域では、児童労働は 1999 年から 2006 年の間に 50%減少した。また、農業部門の近代化のため、また家族が都市部の産業部門に移っていったため、農業に従事する子どもの数は減少したと、Pieters 夫人は述べた。[S3.4]
- 3.5 都市部で雇用された子どもに関しては、Pieters 夫人は事実調査団に対し、経済的雇用・経済活動に関係する子どもの数は 1999 年の 47 万 8,000 から 2006 年の 45 万 7,000 に減少したと説明した。しかしながら、6~14 歳の就労児童数は 10 万 9,000 から 11 万 6,000 に増加した。統計はさらに、全就労児童数のうち 39 万 2,000 が農業、27 万 1,000 が工業、29 万 4,000 が通商その他のサービスに従事していることを示した。ただし、これらの数字は、調理、清掃、買い物、および家族の兄弟姉妹や老人の世話などの家事労働を担っている子どもを考慮していなかった。2006 年調査によると、女子の 53%、男子の 33%が家庭の雑用を行っているが、女子は大きくなって、男子よりも引き続き家事をする傾向が強い。[S3.5]

- 3.6 Pieters 夫人は、トルコは人口の成長速度が落ちたにもかかわらず、就学年齢の子ども 1,080 万人に比べ学校の数が不十分であると報告した。国家教育省はこの 10 年間に、UNICEF と協力して女子の教育運動「Haydi Kizlar Okula」の開始を始め、問題と闘うための資源を結集した。多くの地域では女性は成長して社会で伝統的な役割を演じるよう求められているので、女子を学校に行かせても意味がないと地域社会は見ていたため、この女子の教育運動は開始された。多くの保守的家族は娘、特に 11 歳より上の娘を学校に通わせることに消極的であった。それらの家族は女子教育の恩恵を疑っているだけでなく、娘が男子と交わることを望まず、バスで通学するのは安全でないと考えていた。[S3.6]
- 3.7 Pieters 夫人の報告によると、積極的に娘と息子の両方を学校に通わせる親もいるが、経済的に困窮すると、息子を継続して通学させることを優先する一方、娘は家事を手伝うために家にいるよう求められる可能性が高かった。政府は、こうした昔からの考え方を克服して子どもが就学できるように家族に経済的支援を行うために、こうした地域社会の指導者およびフィールドワーカーに協力を求めた。それにもかかわらず、過密な教室など好ましくない環境を、家族は女子を学校に行かせないための強力な言い訳として使った。[S3.7]
- 3.8 UNICEF トルコ国家委員会は 2007 年、プレハブ教室建設資金を集めることに成功し、Pieters 夫人の報告では、最初の建設実施に向けマルディン（Mardin）、シャンルウルファ（Sanlurfa）、バトマン（Batman）、シイルト（Siirt）、シルナク（Sirmak）、クルシェヒル（Kirsehir）の 6 州が選ばれた。内務省総局は同委員会が集めた基金に見合う助成を行っている。
- 3.9 学校の長期欠席に関して、Pieters 夫人は、トルコには学校を欠席している子どもに関する厳格な指導指針がないと述べた。最近まで、欠席者数に関するデータは取られていなかった。しかしながら、政府は UNICEF の支援で、欠席者を記録してその親に対して措置を講じることを学校に対し義務付けた。新システム（e-school）では、小区域ごとに 6~14 歳のすべての就学児、および教師と校長について記録し、この情報をデータベースに保存した。校長と教員はまた、各生徒の学習進度と出席状況を追跡するために、それらの生徒の学生簿を閲覧できるようにするよう求められた。ウルファ州は新記録システムの導入以降、出席率で好結果を示しており、UNICEF がトルコの就労児童の割合に関する 2009 年の動向分析を実施する上で役立つデータを、新システムは提供するのではないかと、Pieters 夫人は述べた。[S3.9]
- 3.10 Pieters 夫人は、UNICEF は現在、子どもの出生登録ができないため、社会的に排除されることの多いトルコのロマ人社会を懸念していると説明した。ロマ人社会では、子どもは就学せず（ロマ人の女子に影響を及ぼす主要な要因）、若年結婚もまた問題であった。
- 3.11 不法な児童労働の使用で起こされた訴訟および有罪判決に関する証拠について質問されて、Pieters 夫人は、政府や弁護士協会はこの問題に関する統計を確保も記録もしていないと述べた。Pieters 夫人は、全国の各弁護士協会には子どもの問題を扱う部署があるが、あまり効率的ではないと述べた。また、Pieters 夫人は、全国に 60 ある弁護士協会には「子どもの権利委員

会」と呼ばれる事務所が設置されているが、そのうち 40 事務所のみが積極的に活動していると述べた。公式には、法的救済が子どものために用意されているとはいえ、子どもの裁判所はなく、子どもの訴訟事件は成人の裁判所に付託されていた。[S3.11]

- 3.12 若年結婚に関して、Pieters 夫人は、そのような結婚の 99%は文化的な不名誉のため、告訴されることはないと説明した。若年結婚はクルド人社会、ロマ人社会、アラブ人社会を含む特定の社会階層に影響を及ぼしていると、Pieters 夫人は述べた。[3.12]
- 3.13 トルコの児童保護施設に関して、Pieters 夫人は、UNICEF は最低基準の保護に関してトルコ議会に提示する提言の取りまとめに取り組んでいると説明した。UNICEF の調査によって、幼児期の発達に関して研修を受けた高い能力のあるソーシャルワーカーが児童保護施設で働くために必要とするものが特定された。Pieters 夫人は、トルコには必要な研修を行う施設が 2 カ所しかないため、ソーシャルワーカーの研修には時間がかかると説明した。マラトヤ国立児童保護施設職員に対する告発の結果に関する詳しい情報はあるのかどうか質問されて、Pieters はないと報告した。[S3.13]
- 3.14 Pieters 夫人は、非嫡出子として生まれた子どもに関する統計情報を示すことはできなかった。しかしながら、未婚の母から生まれた子どもの場合、家族内の子どもにいない夫婦に養育してもらうか、養子に出すことが多いと、同夫人は述べた。Pieters 夫人はイスタンブール刑務所に収監されている 4 人の妊娠した少女を例として取り上げた。彼女たちは子どもは死産だったと教えられたが、実際には養子としてもらわれていった。[S3.14]
- 3.15 子どもの出生の登録について質問されて、Pieters 夫人は、トルコで子どもの出生を登録するには、親が既婚者である必要があると説明した。当然、未婚者の場合、その子どもを家族内の既婚者の子どもとして登録することがよくある。Pieters 夫人は、UNICEF は間もなく発表される出生登録法の分析を行っており、意識改革運動が内務省の下で人口総局と共同で開始されるだろうと述べた。[S3.15]
- 3.16 最後に、Pieters 夫人は、児童保護法の 2005 年改正の実施は、実施に向けた基盤がまだ整備されていないため、前進するには非常に困難な作業になるだろうと指摘した。このためには、政府当局の様々な部門から効果的な協力を得る必要があるが、それらの部門は法的改革を進めることを支持する公算が大きい。[S3.16]

面談日：2008 年 2 月 12 日

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

S4: Husnu Ondul — 人権協会（IHD）会長

- 4.1 人権協会（IHD = İnsan Hakları Derneği）は 1986 年 7 月 17 日、98 人の人権擁護者によって創設された。IHD は、1980 年 9 月 12 日に起こった軍事クーデター後の暗黒時代に創設された。そのような組織を創設しようとする動き、拘留者や有罪とされた受刑者の血縁者によって始められた。33 カ所の支部、2 カ所の代表事務所、および 1 万以上の会員や活動家を擁する人権協会の闘いは今日も続いている。20 年間の歴史を誇る IHD の活動には、運動や報告書の作成など数多くある。これらの活動は多くの目的のために行われている。例えば、死刑および DGM（国家治安裁判所）の廃止、表現の自由、行方不明者の発見、平和、社会平和のための恩赦、「1402」によってその地位を追われた人のための署名運動、「拷問に沈黙するな」運動、障害者に対する機会均等など…[8]

面談記録

- 4.2 トルコは 1999 年 12 月、EU 加盟に向けてリストアップされて以降、既存の法的枠組みの改善が続いたと、Ondul 氏は報告した。2002 年 11 月 30 日、政府は有事規制を廃止して拘留者が弁護士に相談することを認めたため、拷問と虐待事件に対して厳しい判決が下されるようになった。[S4.2]
- 4.3 Ondul 氏によると、過去の拘留者は、パレスチナ人の吊下げ（逆さ吊り）、電気ショック、脚への殴打を含む酷い虐待の対象となっていたが、そうした耐え難いやり方の虐待は現在、行われなくなった。1 年間に 500 から 800 件の虐待が報告されたが、そうした虐待方法の対象となった事例は約 3~4 件ではないかと、Ondul 氏は推計した。[S4.3]
- 4.4 警察官によって拘置所か刑務所で個人が受けた虐待の性質について質問された Ondul 氏は、警察は 32 種類の虐待方法を用いると述べた。それには、睡眠剥奪、定期的な殴打、握り拳での闘い、一本脚で立たせること、裸にすること、および殺す、強姦する、もしくは一般的な屈辱を与えることが含まれる。Ondul 氏はまた、警察官は性転換者など異なる性的信条を持つ個人に対して様々な虐待方法を用いると述べた。[S4.4]
- 4.5 虐待の発生および虐待が起こった場所の傾向から、Ondul 氏は、西部から北部と東部から南部の国家警察署内で、イスタンブールからディヤルバクルまでの全国で事件の報告があると報告した。さらに、警察は通常、虐待を行う場合、容疑者を拘置所に直接連れて行くようなことはせず、まず別の場所、例えば、駐車場などに連れて行き、その後ようやく警察署に連れて行く。ただし、虐待事件の中には、CCTV が設置されていない拘置所のどこかで行われるものもある。[S4.5]
- 4.6 2007 年前半の 6 カ月間に、虐待事件は刑務所で 51 件起こった。それらの虐待はどの刑務所で行われたのか質問された Ondul 氏は、全国のあらゆる種類の刑務所で起こったと述べた。89 件の虐待が当局の拘置所以外の場所で起こっていた。[S4.6]
- 4.7 2005 年、人権協会は、警察による拷問・虐待事件の訴えを 825 件受け付けた。その数字は 2006 年が 708 件、2007 年が 678 件であった。報告された

虐待事件数は傾向として変動しており、特定の時点で増加したり減少したりした。例えば、1999 年の場合、拘留者の拷問と虐待問題に関して法的改正が政府によって実施される前は、594 件の拷問と虐待の事件が報告された。ただし、2004 年に法的改正が導入されると、報告数は 1,040 となった。政府はゼロ・トレランス政策を実施できなかった。特定の時点での増加は、Ondul 氏によると、虐待の事件数の増加を示すものではなく、むしろ訴えを起こそうとと勇気付けられた人々の気持ちを反映したものであった。[S4.7]

- 4.8 法的救済手段は警察当局による虐待を受けた個人に用意されているものの、警察の刑事免責の問題は残ったままである。警察官は告訴されていても、警察の職務を続けることができる。最近、イスタンブールの警察に拘留中に殺されたナイジェリアの男性の例を、Ondul 氏は取り上げた。その事件で告訴された警察官は相変わらず職務に就いていた。警察官による個人への虐待が過去 8 年間に数千件報告されているが、2007 年の後半 6 カ月間に限ると、逮捕され、裁判にかけられた警察官は報告されていないとも、Ondul 氏は述べた。[S4.8]
- 4.9 個人に対し人権侵害を犯した警察官を起訴することができるかどうか質問されて、Ondul 氏は、1991 年の警察官による学生殺人に関する 1 例しか取り上げることができなかった。その事件は、裁判所によって判決が出るまでに 18 年かかった。殺人罪で起訴された同人は、退職し恩給を受け取るまで勤務し続けた。同人は懲役 4 年の判決を受けたのみであった。Ondul 氏によると、政府および司法は虐待および拷問に関して罰しない（刑事免責）政策を採用しており、これこそ、拘留所および刑務所での個人に対する虐待が治安警察で実行され続ける理由であった。[S4.9]
- 4.10 Ondul 氏の見解では、例えば、軽犯罪や窃盗を犯した者の場合、警察官は犯罪容疑の刑罰として拘留者を虐待した。同氏は、少年が店から商品を盗んだと主張する店主の例を取り上げた。現場に到着した警察官は少年を殴打し、すでに少年には犯罪記録があり、殴打を受けるに値すると言った。この事件は殴打した場面が現場のカメラに収録され、テレビで報道された。[S4.10]
- 4.11 虐待を報告した拘留された者の一般的な背景について質問されて、Ondul 氏は、2007 年に人権協会が受け取った 232 件のうち、大多数はクルド出身の個人からのものであったと述べた。受け取った件数で 2 番目に多かったのは、反政府勢力の見方を持った者（例えば、クルディスタン労働者党（PKK）党员）からのものであった。その他はジプシー、性転換者、軽犯罪に関わった者からのものであった。[S4.11]
- 4.12 拷問および虐待を報告した者の背景についてさらに質問された Ondul 氏は、大部分の報告事件は、警察や兵隊との武力衝突に巻き込まれた個人（主にクルド人分離武装グループに属する者、他にもさらに政治活動に強く関与する者）に関係していると述べた。ただし、虐待を体験したのはそれらのグループであると示唆するには、評価があまりにも一般的すぎると、同氏は述べた。Ondul 氏の見解では、トルコ南東部や東部から報告事件があり、それらの地域では、PKK の行事や活動に加わった人々だけでなく、PKK に全く関わっていないと思われる、クルド人社会で暮らす素朴な村人もまた虐待を受けていた。Ondul 氏は、南東部地域や東部地域の警察は素朴な村人

を PKK の党员と見なすことがよくあると述べた。同様に、民主トルコ党などの反政府政党の党员（積極的党员か消極的党员かを問わず）は、警察によって犯罪の容疑で拘留された場合、虐待の対象となった。ジプシーや性転換者もまた、虐待を受けており、ジプシーの集団は人権についての意識に乏しいだけでなく、「訴えるという思考方法がない」ため、虐待に関する訴えをしないことがよくあった。[S4.12]

4.13 Ondul 氏はまた、人権協会が受けた虐待や拷問の報告は虐待の申立てと拷問の申立てに分けられていないと報告した。言葉による虐待または精神的虐待は、殴打などの何らかの形の酷い肉体的暴力とともに行われることが多かった。例えば、人権協会ディヤルバクル支部では、警察による虐待を引用した申請者は 1 人だけで、それは罵ったことと押したことであったと報告した。それ以外に同支部が受け取った報告は、殴打を含んでいた。

4.14 虐待と拷問の問題に関する政府の戦略について質問されて、Ondul 氏は、政府の拷問に対するゼロ・トレランス対応策に関する首相府声明は、前向きではあっても、十分に実施されているわけでも、大きな成果を挙げているわけでもなかったと発言した。Ondul 氏は、全国で面談した裁判官に関して最近発表された学術調査（TESEV が実施）を引用して、裁判官が個人の人權のほうが国家の権利よりも重要であると見ているかどうかについて質問された時、ほとんどの裁判官は国家の利益のほうに関心があると述べた。Ondul 氏はこの例を、トルコにおける告訴文化は、個人の権利ではなく国家を守るよう形成されたという自らの見解を裏付けるために引用した。[S4.14]

4.15 トルコには虐待の訴えを調査する独立オンブズマンがない。トルコはまだ、拷問等禁止条約選択議定書（OPCAT）を批准していない。そのため、刑務所および拘置所は現在、独立した機関の監視を受けていない。トルコの人権協会は、トルコが OPCAT に調印、トルコ議会が承認するよう運動している。人権協会はこの運動を支持している。[S4.15]

4.16 首相府付属の人権部局は、81（州）都市に 800 の人権委員会を置いている。とはいえ、Ondul 氏は、これらの委員会は機能的でなく、トルコで個人の人權を保護することができないと述べた。2007 年、これらの 800 の委員会は約 1,000 件の訴えを受け取った一方、780 件は人権協会のディヤルバクル支部が受け取った。これは、市民の人権協会への信頼度を示すものであった。

面談日：2008年2月12日

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

S5: Emrullah Beyter — Mazlum Der議長

- 5.1 トルコ人権団体 Mazlum Der（トルコ語のその正式名を訳すと「虐げられた人々の人権および連帯のための組織」）は 1991 年 1 月 24 日、アンカラで創設された。国家からも政党や政治団体からも独立した Mazlum Der は、いかなる差別も二重基準も認めず、トルコ内外のすべての人々の人権を保護し支援することを目的とする。それにもかかわらず、同組織は、イスラム武装勢力と関係があるという根拠のない疑惑をかけられていた。[9]

面談記録

- 5.2 Beyter 氏は、Mazlum Der は 2007 年報告書を刊行したと報告した。その報告書に記載された情報は主に報道記事に基づいていた。Beyter 氏によると、政府が EU 基準に従って法改正を目指したため、拘置所や刑務所での虐待に関する法的枠組みに改善が見られた。つい最近（数日前）、市民の取扱い方で恣意的に行動できる警察権を弱める法的枠組みを政府は修正した。[S5.2]
- 5.3 拘置所または刑務所で虐待を受けた人々の背景、およびそれらの事件が起こった地域について質問された Beyter 氏は、明確な答えはないと述べた。ほとんどの事件はトルコ南東部と東部、およびイスタンブールとイズミールの遅れた地区で起こっているように思われた。報告例には、クルド自治運動グループや学生などのトルコ反政府左派グループのメンバーの事件が含まれていたが、これらの報告事件を裏付ける証拠はなかった。その他の報告事件にはイスラム過激派や軽犯罪者の事件も含まれていた。[S5.3]
- 5.4 Beyter 氏はまた、イスタンブールの喫茶店に親戚の 1 人といった弁護士を巻き込んだ、警察官による最近の虐待疑惑の例を取り上げた。数人の警察官がその親戚に近づき、二人に身分証明書を提示するよう求めた。この時点で、警察はその弁護士を殴り倒したという疑惑がもたれた。弁護士は警察に対して虐待を受けたとして訴訟を起こした。その訴訟に対する警察側の答弁は、弁護士が職務質問に抵抗したからだというものであった。[S5.4]
- 5.5 Beyter 氏によると、虐待の大半の事件は警察付属の拘置所内で起こる。刑務所内での受刑者の扱いについて重要な改善が見られたため、刑務所での虐待事件は、あまり報告されることはない。ただし、性犯罪を含む犯罪で起訴された容疑者は、時に虐待の被害者になる。[S5.5]
- 5.6 Mazlum Der 議長 Beyter 氏は、報告されたその虐待の性質は大部分、暴力行為と殴打の形で行われていると述べた。同氏の見解では、拷問と言えるような水準の暴力に関する報告は最近なかった。警察当局による虐待の報告事件の約 70%は、殴打があったと言及される可能性が高い。それ以外の方法の虐待に言及した報告については Beyter 氏は知らなかった。[S5.6]
- 5.7 Mazlum Der 議長 Beyter 氏は、政府には拷問に関するゼロ・トレランスの声明について誠実さがないと考えていた。例えば、監視委員会の刑務所への定期的査察に医師と弁護士を含める変更がなされたにもかかわらず、人権団体の代表者を監視委員会に加えることはなかった。[S5.7]

- 5.8 拘置所・刑務所での虐待事件のほとんどは人権組織によって訴訟が起こされた。この理由は、人々は個人的に訴訟を起こすことに慎重であるからであった。Beyter 氏は、人権協会は非常に積極的であり、アンカラ、アダナ、ディヤルバクル、イスタンブールおよびイズマールに事務所および更生センターがあると述べた。人権協会によって起訴された 80～90%の事件は虐待・拷問事件であると、同氏は述べた。
- 5.9 人権侵害に関与した警察官およびその他の個人に対する起訴の見込みについて、Beyter 氏の見解は、法廷制度は国家当局の利益を超えて個人の権利を保護しないというものであった。国家当局による虐待に対して起こされた告訴事件のほとんどは無罪となった。Beyter 氏は、1991 年の警察官による学生殺人に関する 1 例しか告訴がうまくいった例を知らないと述べた。その事件はつい最近の 2007 年に、ようやく裁判所によって判決が出された。Beyter 氏の見解では、当局が不利益を被らないように出されたその判決は犯した罪に見合っていなかった。[S5.9]
- 5.10 Beyter 氏はまた、虐待の訴えを追跡調査する法定機関がないと報告した。首相府付属の人権機関は、個人が人権侵害の事件を報告できるように全国の地区や州に支部を置いている。ただし、そのような組織は個人から虐待の発生の報告を受ける可能性が低いため、虐待問題に関する傾向について知らない、と Beyter 氏は述べた。Beyter 氏の報告によると、アンカラを拠点とする首相府の人権協会会長は、首相府人権機関付属の地区支部および州支部の支部長は人権意識がほとんどなく、管轄する地域での人権保護活動をあまり行っていないと述べた。[S5.10]
- 5.11 報告された国家当局による虐待事件の件数の統計分析に関して、Beyter 氏は、2000 年以降、事件数が減少していると報告した。ただし、現在の数字は、拷問および虐待問題に関して政府が行った声明と関連性はなかった。

面談日：2008年2月12日

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

S6: アンカラ弁護士協会Vedat Ahsen Cosar会長、および女性の権利委員会（弁護士協会内に設置）Senay Ertem委員長

- 6.1 Vedat Ahsen Cosarは1983年から1985年までアンカラ弁護士理事会理事長を務めた。同氏は2004年10月16日、アンカラ弁護士協会の会長に選出された。任期を終えた2年後の2006年10月16日、再選された。現在もアンカラ弁護士協会会長である。アンカラ弁護士協会は法的に認められた国民の専門団体である。同協会は合法的な組織である。[10] Senay Ertemはアンカラ弁護士協会の「女性の権利センター」所長である。同センターは、暴力に苦しんでいるアンカラ州の女性に助言および相談サービスを行う。同センターはまた、そうしたサービスの改善に関してその他の州の弁護士協会に助言を行うこともする。ただし、法的支援を必要とする女性は法律扶助を求めなければならない。

面談記録

- 6.2 Cosar氏は、家庭内暴力事件はトルコ社会におけるすべての社会階層で起きていることだが、残念ながら、どの特定の社会集団や地域集団が特に影響を受けているのかを特定するために利用できる決定的な統計がないと説明した。これこそ、トルコで家庭内暴力がどれほどまん延しているのかに関する簡潔な答えを示せない理由であった。同様に、アンカラ弁護士協会は裁判にかけられた家庭内暴力事件、または有罪判決に関する統計があるのか知らなかった。[S.6.2]
- 6.3 アンカラ弁護士協会の女性の権利センターの役割は、家庭内暴力その他の人権侵害の被害者に対し、法的救済手段および法的経済支援の利用に関する指導を行うことであると、女性の権利委員会委員長の Ertem 女史は述べた。[S.6.3]
- 6.4 Ertem 女史によると、アンカラ弁護士協会の女性の権利センターの責務は、アンカラ州およびその各地区に住む女性に法的助言と指導を行うことであるが、同センターは加えて、トルコ弁護士連合会（Turkish Union of Bars）の組織内に創設された統括組織「TUBAKKOM」の組織会員としての資格において、女性に法的権利の問題について、および他の社会部門に女性の権利問題について情報を提供するために、他の弁護士協会と協力して活動していた。[S.6.4]
- 6.5 また、Ertem 女史の報告によると、その他にも、アンカラ弁護士協会は、相談センターに来ることのできない女性の法的意識を向上させるため、地方自治体との協力で定期的に会合を開いたり、「Purple Port」というウェブページを開設したり（これによって、女性に対する家庭内暴力を含む女性に関するすべての問題についてトルコ全体に法的助言を提供する）、特に女性の権利の保護・使用の問題に関する手引書や多くのパンフレットやポスターを作成、配付したり、弁護士協会の施設、学校、大学で女性の人権の意識を向上させるプログラムを準備したり、女性問題の運動に関わったりしてきた。[S6.5]

- 6.6 弁護士協会は 3 月 6、7、8 日の 3 日間にわたる「女性の日」シンポジウムのプログラムを計画しており、同プログラムでは、女性の地位について議論がなされるとともに、女性が獲得したものについて議題に上るだろうと、Ertem 女史は述べた。同プログラムでは、女性の被害とともに「勝利」もまた、議題になることも述べられた。女性の日の祝典の一環として、弁護士協会は、司法制度と家庭裁判所の利用を含め、家庭内暴力に関連の様々な話題に関する公開討論会、会議、討論プログラムおよびフォーラムを実施し、こうしたプログラムは今後も続くだろうと、Ertem 女史は語った。
- 6.7 女性への人権侵害に対する救済のための適切な法的枠組みについて質問されて、Ertem 女史は、新しい法的メカニズムは整備されているが、実施状況はゆっくりと改善されつつあると報告した。しかしながら、家族保護に関する法律 4320 に関する法規、およびその変更は直ちに施行された。こうして、あらゆる種類の暴力に苦しむ女性および家族は直接的に法的保護を求めることができるため、保護に関する問い合わせや申請について素早く対応してもらえるようになった。加えて、いくつか重要な点で家庭裁判所制度に変更を加える必要があり、また実施、手続きおよび態度の改善に向けて、家庭内暴力の被害者の窮状に家庭裁判所はもっと敏感になる必要があるとも言われた。家庭内暴力の犯罪に対する判決に関する法的枠組みの修正はまた、女性の保護に関連した変更に加えて、暴力に脅かされている女性に、夫の給与を共有するか、家計支出の一部を要求する権利を与えるなど、経済的脅迫に取り組むための変更をもたらした。
- 6.8 家庭内暴力・女性の人権侵害事件の訴訟がうまくいっているかどうかについて、Cosar 氏は、家庭内暴力・女性の人権侵害事件の訴追に成功した事例が見られるようになり、家庭裁判所も肯定的な結果を生み出すようになっていると説明した。報告された事件数は増加したが、その数字が必ずしもトルコ社会で家庭内暴力や女性の人権侵害の事件数が増加したことを示しているわけではなく、むしろ女性が利用できる法的救済手段に関する女性側の意識、および訴えを起こしたり求めたりする積極性が高まっていると、Cosar 氏は述べた。Cosar 氏によると、一般的な見方は家庭内暴力の発生は減少傾向にあるというものであった。[S6.6]
- 6.9 Ertem 女史によると、家庭内暴力事件を扱う警察の態度に関して一部改善が見られた。対象となる警察の意識向上、教育プログラム、および申請の時点で活動する警察への研修の強化を定期的の実施した結果、警察業務の有効性は改善された。また、警察は女性からの訴えの捜査を重視し、気配りをもって女性に接する姿勢を見せていた。

面談日：2008年2月12日

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

女性に関する提出書 ―アンカラ弁護士協会会長Vedat Ahsen Cosar氏 [S6W]

強姦・性的暴力および名誉殺人の発生頻度

Q1: 家庭内暴力はトルコではどれほどまん延しているのか。地理的もしくは社会的基準に従って、発生についてどう思うか。

残念ながら、家庭内暴力 [女性に対する] はまん延していないと断言することはできない。統計がないからである。暴力の発生は西部の州では少ないが、東部の州へ行くと、名誉殺人に密接に関係する暴力の発生が多くなると言ってもいい。

Q2: 過去 2 年間の家庭内暴力、強姦・性的暴力および名誉殺人の事件数に関する統計はあるか。

この問題に関する事実情報は持ち合わせていないが、当協会、この問題に真剣に対応する当協会のような市民社会団体、および公的組織が女性に権利意識を植え付けるとともに、男性に対しては暴力を抑止させるために取り組んだ結果、家庭内暴力問題の解決に向けて重要な進展があったと、当協会は見ている。

Q3: 公式の事件数と事件疑惑の件数の間に大きな相違はあるか。

数字としてその 2 つに違いがないとしても、実際には違いがあることは周知のことであり、この違いは東部地域の州では低水準の教育および登録発行の欠陥に起因し、一方、西部地域の州では家族の保護や子どもの将来の保護等の問題に関する不名誉や心配など（個人が公表することを妨げるような心理的圧力）に起因することに、当協会は気づいている。しかし、家庭内暴力の最も重要な原因である貧困の要素、および経済的自由の欠如も、もう 1 つの一般的な原因である。

法的枠組みおよび実施

Q4: 家庭内暴力、強姦・性的暴力および名誉殺人に対する救済措置を付与するために、どのような法的枠組みが用意されているのか。

新刑法は一般に、この問題に関して広範な枠組み内で有効な方策を規定していると、当協会は言うことができる。家族内での強姦 [これは配偶者強姦を意味すると考える] を犯罪として認識し、しきたり (töre) 殺人を加重要素として承認したことを、当協会はこの顕著な例として取り上げることができる。家族の保護に関する法 4320 により、家庭内暴力を防ぐために家庭裁判所に申請する権利は認識され、適用される防止策も記載された。

Q5: 家庭内暴力、強姦・性的暴力および名誉殺人に関する法的規定の執行はどれほど有効であるか。

裁判官の見方は、これらの対策の実施に関して異なっているが、一般的には法の規定は実施されていると、当協会は言うことができる。

Q6: 家庭内暴力、強姦・性的暴力および名誉殺人の事件で過去 2 年間に起訴された件数はどれほどか。

この問題に関して信頼できる統計的な情報は持ち合わせていないが、女性の権利問題に関して女性の意識を向上させる取組みによって得られた肯定的な結果として、法的救済の申請数が増加しているということはできる。

Q7: 犯罪の種類別に見て起訴された事件のうち、有罪となった件数はどれほどか。

ここで重要なことは、被害者と加害者の両方が示した証拠に基づく客観的な判決である。証拠に基づく実態に従って無罪か有罪を決めることが、客観的な判決の要件である。

Q8: 加害者はどのような刑罰を受けたか。刑罰は犯した罪に見合っていると考えるか。

有罪となった加害者に言い渡された判決について確実に評価することはできないが、言い渡された判決は抑止力として働くには不十分であると、当協会は見ている。

Q9: 執行当局はこうした問題を扱うために十分な研修を受けているか。また、訴えに対し、どれほど迅速に対応するか。

国際組織と協力して、公的機関はこうした問題に関する教育プログラムを開始しているが、教育を修了後により信頼できる評価を実施することが考えられると、当協会は考えている。

Q10: 家庭内暴力と関連した問題に対する警察および法執行機関の態度が変わりつつあることを示す証拠はあるか。

目に見える改善について言及することは可能であるが、その改善が十分な水準に達したということはまだできない。

Q11: 家庭内暴力、強姦・性的暴力および名誉殺人の訴えを追跡する法的機関はあるか。ある場合は、その期間の権限は何か。

[家庭内暴力などの訴えに関して追跡する法的期間の存在に関する質問への回答]

女性が裁判所を利用できる機会

Q12: 女性は、女性に用意された刑事上もしくは民事上の救済を求める法廷制度を利用する平等の機会を与えられているか。

こうした問題に対処する裁判所が [トルコには] ないが、家庭裁判所の創設はこの機会の平等に向けた肯定的な第一歩である。

Q 13: 読み書きできない女性のための規定は法制度内にあるか。

女性のために特別に用意されたものはない。

Q14: 特に高い意識が必要な問題を扱う女性弁護士は用意されているか。

この問題に関して区別はないが、この種の高い意識を必要とする事件を認識した場合、当センターは個人的な、もしくは集団としての法定代理権を行使して介入することになる。

Q15: 弁護士費用を払えない女性に対し、どのような無償の法的支援が用意されているか。

[同僚の誰か 1 人が当センターで継続的に相談援助を行う、つまりこの活動は職務当番制に従って会員の 1 人が援助を行うので、法的救済を申請することが必要になった場合、弁護士協会の法律援助委員会 (Legal Assistance Committee) が、特に弁護士を任命して、対策を講じて法的支援を行うことになる。]

Q16: 女性によって起こされた訴訟は立件され、男性と平等に扱われるか。

[この問題に関して、トルコの法律そのものは差別しないが、実施において不平等があるかどうかの話はできない。]

政府の戦略および議会の調査

Q1 7-20: これらの問題に対する回答なし

Q17 女性への虐待に関して政府は声明を行ったことはあるか。

Q18 政府主導の運動「家庭内暴力撲滅」にどのような進展があるか。

Q19 女性への虐待を防止するために、政府による戦略は他にあるか。

Q20 2005 年女性の日のデモでの職権乱用がきっかけとなった調査に関して何か最終結果は得られたか。

保護および支援

Q21: 法廷制度外では、どのような組織・NGO ネットワークが救済を求める女性に援助と支援を行っているか。

当センターの提供する相談サービスを別にすると、アンカラの地方当局と協力して、女性の住む地域の法律情報を女性に提供する。加えて、当センターは手配した活動において、女性に対する暴力防止の最前線に立ち、情報普及運動に関わり、報道機関が開催するプログラムに参加する。

目次に戻る
情報提供者発言一覧に戻る

S7: Ahmet Turk氏（民主社会党（DTP）グループ党首 兼Mardin選出の国民会議議員）

DTPは著名なクルド人権活動家Leyla Zanaおよびその他のクルド人国民会議議員によって結成された。[11a] 2005年11月9日、クルド系政党民主国民党（DEHAP）党員は機先を制して民主社会党（DTP = Demokratik Toplum Partisi）を結成、その結果、すべてのDEHAPの市町村長、党員および指導者はDTPに参加したため、DEHAPは2005年12月に正式に解散した。DTPを率いるのは、共同党首のAhmet TurkとAysel Tuglukである（2006年）。[11]

面談記録

- 7.2 Turk氏は、人々は1990年～1994年にかけて拘置所および刑務所にいる間に酷い虐待を受けたと述べた。最も影響を受けた人々は、クルド人または極左の反対政党の人々であった。ただし、同氏は、トルコの現状は非常に異なっていると述べた。拘留中での虐待事件はまだあるものの、拘留者および受刑者への組織的な虐待はなくなっている。[7.2]
- 7.3 Turk氏によると、クルド問題は相変わらずトルコの問題である。EU加盟に向けた動きは本格化しており、トルコ社会の問題に対する民主的な解決への希望を抱かせる改革がトルコで実行されているが、一方で国家はクルド人社会の政治的要素に対して圧力を加えている。修正された反テロ法は、一定の状況で発砲でき、個人を「停止し、搜索する」という強化した権限を警察に与えた。党員の中には、「疑わしい行動」を理由に、停止され、搜索された者もいた。Turk氏は、DTPの建物が10度襲撃され、党本部が放火の標的にされたと報告した。さらに、軍人やその他の公人を含む、Ergenekonと呼ばれるギャング集団の一員が最近、8人のクルド人を含む多くのトルコの事業家の誘拐に関与したとして逮捕されたと、Turk氏は述べた。ただし、Turk氏によると、クルド問題はまだ存在するが、クルド人の大半はもはや分離独立を標榜していない。その代わりに、クルド人は認められた文化的信条を持つ、認められた特定の集団としてトルコ社会で暮らしたいと願っている。
- 7.4 政治信条のために拘留された受刑者の割合について質問されて、Turk氏は、現在200人から300人の人たちが拘留されていると述べた。Turk氏は、DTP党首、およびバトマンDWP党首（バトマン党の党首は数日前に逮捕されたばかりであった）を含め、拘留中の人たちの一覧を提供できると述べた。[7.4]
- 7.5 Turk氏は、拘置所または刑務所での虐待の報告事件に関する数字については知らなかった。個々の訴えは頻繁に行われるが、それらはかつてほど大規模に行われておらず、虐待事件は組織的ではないと、同氏は述べた。Turk氏の見解では、警察官が暴力に訴えるかどうかに関して、個人の警察官の特質によるところが大きかった。
- 7.6 Turk氏は、党活動家は人々が拘置所・刑務所で受けたと報告した虐待の種類に関する情報を提供するのに適した立場にあると報告し、複数の例を取り上げた。Turk氏はまず、ディヤルバクルで最近起こったいくつかの反対運動について言及した。これらの抗議運動中に警察は反対派に対し発砲で

応えるなど厳しい措置を取り、多くのデモ参加者を拘留、その後、それらの参加者は酷い虐待を受けることとなったと、Turk 氏は説明した。次に、Turk 氏は、南東部のある都市で最近計画された DTP のデモ行進の例を取り上げた。Turk 氏は、DTP 国民会議議員の 1 人が、イスタンブールからデモ行進の実施場所に来る途中で数回、警察部隊に停止させられ、時間通りに到着できなかったと述べた。これは身体への虐待以外の、しかも拘置所外での精神への虐待という別の形態の虐待を警察が用いた例であると、Turk 氏は主張した。

- 7.7 Turk 氏はまた、クルド人の家が焼け落ちたイズミール、ブルサおよびイスタンブールでの最近の事件について言及した。また、収穫の準備をしていたクルド人社会の人たちが、その収穫を妨害するために「リンチを加えようとする群衆」と対峙していたが、警察官からの助けを受けられなかった例もあった。こうした事件は報告され、警察官は逮捕されたが、これらの訴訟事件の結果はまだ出ていない。Turk 氏の見解では、虐待事件は系統立った政策というよりむしろ、日常の出来事に対する個々の警察官の対応が原因で起こり、現在の状況は以前のそれではなく、極めて異なっている。
- 7.8 Turk 氏は、クルド人だけでなく、DTP 党员、社会主義者、共産主義者、イスラム過激派も含め、他の集団も拘置所や刑務所での虐待を受ける可能性がある」と報告した。ただし、Turk 氏の見解では、拘留された者の大半は、政治的発言を行い、PKK とつながりのあるクルド出身者である。とはいえ、すべてのクルド人がそのような対応を受けるとは限らない。政治に積極的でないクルド人は警察官から虐待を受けることはないだろう。[S7.8]
- 7.9 虐待疑惑は警察官によって調査されるのかどうか質問された Turk 氏は、事件は調査されてもすべて無罪となると述べた。Turk 氏は、警察が 1 軒の家を包囲し、父親と息子を射殺するというトルコ南部で起こった最近の事件の例を用いて説明した。その事件はアナトリアで起訴されたが、事件に関与した警察官は保釈され、裁判所は最終的に、当該警察官は職務中の行為であるとして、無罪を宣告した。Ahmet 氏はまた、最近起こったもう 1 つの事件の例を取り上げた。警察官は車内にいた乗客を射殺したが、職務中の行為であるとして、無罪判決を受けた。Turk 氏の見解では、人命は敬意を払われるとする法の原則がトルコにあるにもかかわらず、法執行官による一般的な手法は、個人の権利よりも国家の利益を保護するというものであった。[S7.9]
- 7.10 Turk 氏は、トルコ共和国政府は拷問等禁止条約選択議定書を 2 年以上前に署名したにもかかわらず、批准するまでに至っていないと述べた。同議定書に従うと、刑務所および拘置所は独立機関による検査と監視を受ける必要がある。ところが、トルコの刑務所および拘置所は独立機関による検査を受けていなかった。[S7.10]

面談日：2008年2月13日

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

S8: Metin Bakkalci — 人権協会議長

- 8.1 1990 年に設立されたトルコ人権協会（HRFT）は、拷問生存者のための治療とリハビリサービスを提供し、トルコでの人権侵害に関する文書を作成する非政府の非営利団体である。重大な人権侵害を受けた何千という人々が拷問され、心に傷を負わされたまま残されているトルコにおいて、HRFT は拷問防止を促進する必要性から生まれた。HRFT は、公的医療機関が救済を提供しない拷問生存者とその家族に対し支援を行うようになった最初の団体の 1 つである。HRFT はまた、トルコの人々が完全に中心になって設立された主要団体の 1 つである。[12]

面談記録

- 8.2 トルコ人権協会（HRFT）は 1990 年に創設された専門的団体であり、その目的は拷問およびその他の残忍、非人道的、下劣な扱いと刑罰を受けた人々に身体的、精神的治療とリハビリサービスを提供することである。
- 8.3 国家の役人による拘留者と受刑者への虐待疑惑の申立ての特質について質問されて、Bakcalci 氏は、拷問と虐待を区別することは簡単ではないと述べた。どの定義付けも関連があった。つまりある個人に対する虐待は、別の個人には拷問になり得た。個人ごとに痛みの限界は異なった。結果として、痛みの程度を一般化することはできなかった。
- 8.4 トルコ人権協会に報告のあった、法執行機関による虐待数の傾向・パターンに関して、Bakcalci 氏は、2005 年には 692 件、2006 年には 337 件、2007 年には 452 件の報告があったと述べた。同氏は、それらの事件の割合は拷問の訴えに関連したものが高かったと指摘した（2006 年が申請者 337 人のうち 222 人、2007 年が 452 人のうち 320 人であった）。
- 8.5 Bakcalci 氏は、2006 年までに報告された事件数の減少に貢献したのは、1999 年から 2005 年の積極的な法の改正であると述べた。ところが、2007 年のトルコのテロ関連法は報告事件数の増加をもたらした。テロ関連法の新たな変更に伴い、それまで秘密と見なされた弁護士と被告の会話は警察官によって記録することが可能になったとも、Bakcalci 氏は述べた。加えて、警察官は弁護士による依頼人への初期の秘密面接にも同席することができた。
- 8.6 HRFT への申請数の増加に加えて、警察による物理的力の行使の拡大が指摘された。HRFT は、申請者には骨折、臓器の損傷や損失、鼓膜破裂などの多くの損傷が重い外傷として残っていることに気付いた。それらの身体に関わる訴えに加え、心的外傷後ストレス障害など様々な精神状態にも気付いた。
- 8.7 Bakcalci 氏は加えて、新しい法的枠組みの下で拘留者は弁護士 1 名のみを任命する権利を与えられているのに対し、裁判を受ける警察官には 3 名からなる弁護団を依頼する権利があると述べた。Bakcalci 氏はまた、国家は市民のために法律扶助として弁護士 1 名につき 135~420YTL の金額を支給するが、警察官には、弁護士 1 名につき 7,000~35,000YTL まで、弁護士 3 名で 105,000 YTL まで支給すると説明した。

- 8.8 刑務所の監視については、Metin Bakkalci 氏の説明によると、2007 年 7 月 29 日の総選挙から 1 週間後、刑務所監視に関する法が変更された。それまでの法の下では、議会のいずれの議員もトルコ国内にある刑務所を視察することができた。ところが、2007 年 7 月以降は、議会委員会の選んだ議員のみがこの権利を与えられた。さらに、2006 年の懲罰法の変更によって、被害者にとって訴訟事件の判決が下されるのを見るのが困難になった。Bakkalci 氏は、1991 年に開始された訴訟例を引用した。この訴訟はつい最近（2008 年 1 月）判決が出て、警察官に対し懲役 4 年が宣告されたが、その刑罰は犯罪の重さに見合っていないと見なし、判決を不服として控訴することとなった。
- 8.9 虐待疑惑を調査し、起訴することができるかどうか質問されて、Bakkalci 氏は、トルコ国民は人権侵害事件の起訴の見込みに関して法廷制度への希望を失いつつあると述べた。これは、告訴の申立てをする上での法的手続きに実際的な障害があるからであった。Bakkalci 氏は、調査のための訴訟を起こすことが難しいため、受刑者または拘留者を虐待した罪で個人に対して起こされる訴訟件数は限られていると述べた。Bakkalci 氏は代表例としてディヤルバクルのデモを取り上げた。多くの人々がそのデモで虐待されたが、32 件のみが起訴され、2 年経っても、いずれも判決は出されていなかった。
- 8.10 Bakkalci 氏は、短期間に判決が出る法廷制度を通じて、法執行官による虐待事件を立件する場合の実際的な限界に関して調査を実施していると述べた。起訴まで進んだ事件に関して、ほとんどの事件は裁判所によって無罪にされると、Bakkalci 氏は述べた。同氏が聞いた起訴できた唯一の事件は、1991 年まで遡る警察官による学生殺人事件である。この事件はようやく 2007 年に結審し、警察官は判決を言い渡された。
- 8.11 虐待の発生地などの地理的傾向、および国家の法律執行者に虐待されたと主張する者の背景に関しては、Bakkalci 氏は 2007 年の HRFT 年次報告に言及した。Bakkalci 氏は、HRFT は反テロ支部（ATB）のあるトルコの地域では、数多くの虐待事件数が記録されていると報告した。例えば、報告事件はイスタンブールでは 1.5 倍、イズミールでは 2 倍に増加し、アダナ、ディヤルバクル、アンカラでも報告事件の増加が見られた。ディヤルバクルでは、その数字はそれまで減少していた。
- 8.12 地域分布に関しては、Bakkalci 氏は、これまでの事件は南部と南東部地域に密接に結び付いていたが、もはやそれは真実ではなくなったと報告した。マルマラ（Marmara）地域、地中海地域、および南東部アナトリア地域でも事件が記録されている。
- 8.13 虐待を受けたと主張する者の背景に関連して、Bakkalci 氏は、虐待を受けたという政治的背景のない人々からの事件報告数は 2006 年の 11%から 2007 年の 14%に増加したと説明した。ただし、ごく最近になって、DTP の党員がバトマンで逮捕されたと Bakkalci 氏は述べた。
- 8.14 政府声明「拷問に関するゼロ・トレランス」、および受刑者と拘留者への虐待を防止するために政府が進めるその他の戦略について質問されて、

Bakkalci 氏はその他の戦略について知らないと述べた。Bakkalci 氏によると、トルコ政府内で人権問題を現在、誰が担当しているのか知るのは難しいが、同氏は再度、この問題が政府の議題に戻ったことに気づいていた。ただし、Bakkalci 氏は、ゼロ・トレランスに関する声明はあまり本質的ではないと考えた。同氏は、政府の人権委員会は、少なくとも年 3 回会議を開くことが求められたが、2005 年以降開催していないことを指摘した。

- 8.15 結論付けると、Bakkalci 氏の見解では、法執行官による虐待事件に対して有効に訴訟を起こすことに関して、なすべきことはもっとあった。ただし、Bakkalci 氏の指摘によると、法医学委員会は 2008 年 2 月 5 日に開始された第 1 訓練議定書計画に基づいて、1,500 人の裁判官と検察官、および 4,000 人の医師が虐待・拷問、および（同氏が非常に素晴らしい発展をしたと考えた）検査技術に関する法医学訓練を受けるために EC に申請した。

面談日：2008年2月13日

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

S9: 刑務所および拘禁施設国際問題部局の裁判官 — 司法省

- 9.1 司法省の刑務所および拘禁施設総局外交部局は、国際機関および代表団との関係を扱い、国際対話と協力に携わり、刑務所および拘禁施設に関連した国際発展に関して調査と提言を行う責任を担っている。

面談記録

- 9.2 裁判官は、トルコ内の裁判所は市民監視委員会の査察、執行裁判官、司法省査察官、国家刑務所業務統制官の司法査察、さらに議会人権委員会、地域の人権団体、欧州拷問等防止委員会（CPT）および国連の人権機関による査察の対象となることを報告した。同裁判官の説明では、市民監視委員会は、重犯罪裁判所のある 133 カ所に英国の基準に沿って設立されたボランティア団体であった。ただし、同委員会は 2 つの点で英国の基準と異なっている。同委員会の委員は大臣の代わりに裁判官によって任命され、事務所は刑務所ではなく裁判所庁舎に置かれている。委員は司法当局によって任命され、医師、教師、弁護士、心理学者およびソーシャルワーカーで構成されている。
- 9.3 同裁判官によると、法的にも実際的にも刑務所内での虐待は容認されていない。同裁判官は、虐待疑惑の件数は減少傾向にあり、1998 年以前と比較すると非常に少ないと述べた。これは、欧州拷問等防止委員会（CPT）によってすでに確認されていた。同裁判官は、自分の責任の及ばない警察の留置場に関する傾向については知らなかった。
- 9.4 同裁判官は、刑務所に収監中に虐待を受けたと主張する者に特定の背景はないと述べた。性犯罪で有罪となった者からテロ活動で刑務所に収監中の者まで、何らかの理由で誰でも虐待を受けたと申立てを行う可能性がある。しかし、刑務所でのいかなる虐待事件も、法と実践に従って行政および司法レベルの両方で慎重に調査する。同裁判官によると、刑務所に収監中の個人が虐待を受けたとして申立てを行う事件のほとんどは、精神的な性質の申立てであったり、刑務所サービス、治療行為および規律の問題に関連した申立てであったりした。同裁判官は、刑務官が「間違った方法」で受刑者を見る例を示した。そのような申立てを行う人の背景は、テロ活動で収監された者（分離主義者、原理主義者、またはマルクス主義者・レーニン主義者）、マフィアの一員、性または薬物犯罪者、生理障害の受刑者、またはその他の受刑者の分類で定義されるのが普通であった。同裁判官の経験では、刑務所での虐待の申立ては一般的には確認されていなかった。
- 9.5 同裁判官によると、トルコには、欧州評議会およびその他の国際機関との協力の下に、2005 年に公布された最も近代的な刑法と刑事訴訟法、および欧州の刑事執行法がある。「トルコ刑務所改革」の枠組み内で、刑務所の物理的な近代化に加えて、法執行者による虐待を含む刑務所に関する 19 種類の制定法が実施されるようになった。
- 9.6 刑務官の研修に関して、同裁判官は、刑務官はこれまでは所内研修を受けていたが、現在の刑務官研修は大きく異なっており、トルコには 4 カ所の主要刑務官研修センターがあると報告した。それらのセンターを運営する

指導官は全員、心理学者およびソーシャルワーカーを含む国内の専門家とともに欧州評議会からの専門家による研修を受けた。人権研修は、刑務所研修の必須カリキュラムの一環として新入職員に対して行われ、刑法、刑事訴訟法、刑執行法、刑務所改革、社会福祉、刑務所における心理学、刑務所に関する国際規則および基準、人権、怒り管理、および効果的な関係などの問題に関する教材が用意されていた。刑務所長を務める職員は学歴が高く（高校卒か大学卒）、最近では刑務所長職の採用が多くなっている。

- 9.7 同裁判官はさらに、法 4301 の実施の結果、刑務所サービス予算が増加して、刑務所体制の改善も見られたと述べた。それまでは刑務所は過密で、サービスも限定されており、食料の配給は不十分なため、受刑者は刑務所に食料を持ち込むことが許されていた。新しい刑務所の作業場に関する法 4301 によって刑務所予算の追加投入がなされ、受刑者の更生、食料の改善、過密の軽減、および刑務所施設の修復または建設という観点から、よりよいサービスの提供ができるようになった。
- 9.8 同裁判官はまた、受刑者の更生サービスには教育的、雇用的、社会的ニーズに重点置いた、個人のニーズに合わせて組まれた犯罪者の心理・社会プログラムが含まれていると説明した。トルコの刑務所の現在の目的は、各受刑者が出所後に職を得るのに役立つ専門・職業訓練の修了資格を取得させることであった。司法省は、労働教育省と協力して受刑者の職業訓練を行っていた。
- 9.9 また、司法省は欧州評議会と協力して、凶暴な犯罪者、長期刑の受刑者、性犯罪者、および薬物問題や飲酒問題のある受刑者のための怒り管理などの 10 種類の犯罪者行動プログラムの開発に取り組んでいた。刑務所管理者は、100 以上もある市民社会組織と協力するよう奨励されていた。
- 9.10 刑務所での虐待その他の申立ての提出に関して、同裁判官は、刑務所の管理部門に、もしくはそこを通して申請を行うことができるが、弁護士や血縁者から検察官、執行裁判官、議会人権委員会、司法省、CPT、および欧州人権裁判所（ECHR）を通じて行うこともできた。同裁判官はまた、刑務官は犯罪者に用意された告訴手続きについて十分に理解しており、しかも適切に計画された、受刑者の権利に関する研修を受けているため、監督中に受刑者を虐待することはないと報告した。新トルコ刑法では受刑者への虐待は重く罰せられる。さらに同裁判官は、多くの刑務所では CCTV 記録機器が居住空間を除いて適切な場所に設置されており、刑務官または受刑者が虐待行為を犯すことは極めて困難であると述べた。
- 9.11 同裁判官は事実調査団に対し、拘留中の加害者への虐待で起訴された事件に関して、刑務官に対して訴訟が起こされた虐待事件数に関する統計はないと話した。この情報はすべての裁判所から収集すべきである。ただし、同裁判官はそのような事件は極めて少ないことを示唆した。同裁判官はまた、すべての犯罪者が虐待を受けたかどうかを判断するため、医師が犯罪者の入所時に検査を行い健康診断書を作成すると報告した。同裁判官によると、政治的理由で勾留された者は、テロ活動に関係して拘留された者に限定された（3 名のみ）。

9.12 同裁判官はまた、2008 年 2 月 1 日時点での公式な受刑者統計を以下の通りまとめた。

- 85169 — 一般犯罪者
- 637 — テロリスト・イスラム原理主義者
- 3761 — マルクス・レーニン主義者および分離主義者のグループを含む左翼グループ（数字は減少傾向にある）
- 4496 — マフィア・詐欺グループ
- 2035 — 女性
- 1500 — 未成年

9.13 有罪判決を受けた 13～15 歳の子どもは非施設内処遇を実施する 133 カ所の保護観察所の 1 つに収監され、有罪判決後の受刑者と被害者への社会的心理的支援と同様の支援を受けられると、同裁判官は説明した。有罪判決を受けた 16～18 歳の子どもは、犯罪の性質に従って非施設内処遇か施設内処遇のいずれかを宣告される。同裁判官はまた、トルコのすべての犯罪被害者も保護観察所の支援を受けると説明した。各保護観察所には、被害者と受刑者の両方に支援と仕事を提供する地域の企業、市民社会組織、公的組織に所属する人々で構成される保護委員会がある。

面談日：2008 年 2 月 14 日

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

**S10: 司法省EU協力委員会Ahmet Firat氏（総局長）、
Zumra Yilmaz（部局長）、および調査 [捜査] 裁判
官Seval AkkasおよびBunyamin Alper Eski —
2008年2月14日**

- 10.1 Ahmet Firat 氏は司法省の EU 問題局長である。同氏は司法省が実施する EU 関連改革プロジェクトに関する調整および監視の進捗状況を監督する。

面談記録

- 10.2 Ahmet Firat 氏は、刑務所または拘置所での虐待疑惑に基づいて庇護を求めるトルコ国籍の人々によってなされた申請の信頼性に疑問があると述べた。同氏の見解では、経済的理由から様々な異なる国々で庇護を求めた人々が大勢いた。Firat 氏はまた、庇護を求める者によって提供された文書が本物であるかどうか疑っていた。[S10.2]
- 10.3 国家の法執行官による虐待に対する申立ての性質または範囲における顕著な傾向またはパターンについて質問され、Ahmet Firat 氏は、警察拘置所で発生する事件は同氏の職務権限外であるため、トルコ刑務所内で発生した事件についてのみ信頼に足る見解を伝えることができると述べた。刑務所に関しては、Firat 氏は記録された事件を聞いておらず、受刑者を虐待することは不可能であると述べた。争いは刑務所内で起こるかもしれないが、これらの争いは公務員が関与したものでなく、受刑者間で起こっていると、Firat 氏は述べた。また、刑務官に対する受刑者による申立てがあった場合、検察官が捜査を開始することになる。証拠が見つければ、刑務官は告訴され、加害者は刑罰を逃れる可能性はないだろう。[S10.3]
- 10.4 拘置所に関しては、拘留者への虐待が疑われる事件はあっても、確実に組織的な虐待ではないと、Firat 氏は述べた。トルコ刑事法およびイスタンブール議定書に従って、容疑者を拘置所に入れた後と、拘置所から釈放した後、警察官および警察に勤めるその他の職員は直ちに健康診断書を取得するように求められる。このように、拘禁制度は透明であり、虐待は必ず発見される。法は、拘置所は検察官、司法省の査察官、内務省の査察官による査察を受けることを求める。トルコでは、虐待・拷問に対してゼロ・トレランス政策が取られた。[S10.4]
- 10.5 受刑者からの虐待疑惑の報告数について質問された Firat 氏は、申立てを調査すると、起訴にまで進む証拠が見つかる事例はまれであると述べた。利用できる数字はなかったが、Firat 氏は絶対的な権威を持って、報告事件数は減少していると述べた。[S10.5]
- 10.6 Firat 氏は、国家の法執行官による虐待の報告事件の地域的パターンに関する統計は取られていないと述べた。ただし、同氏の見解では、申請は一般に、PKK などのテロ組織に近い東部地域や南東部地域に暮らす者が行っていた。Firat 氏はさらに、刑務所の状態は提起された虐待疑惑の申立ても調査する人権監視委員会によって厳密に監視されると述べた。刑務所が設置された場所には、3 カ月に 1 回、トルコの刑務所を監視する刑務所監視委員会もあった。[S10.6]

- 10.7 起こった虐待の性質について質問された Firat 氏は再度、トルコにおける受刑者への虐待について知らないと言った。Firat 氏は、拘留所で暴行疑惑があったとしても、直ちにそのような事件は調査され、加害者は罰せられると報告した。虐待を受けたと主張する者の背景に関して、Firat 氏は、その背景に精神的問題を抱えていたり、無教養であったりする者はいたが、特に政治的グループに属している者はいなかったと言った。ただし、虐待を受けたと主張する者がどのグループまたは地域社会に属しているかは重要ではない。すべての申立ては法の下に平等に扱われ、信頼に足る申立てであれば、虐待の加害者は罰せられることになる。Firat 氏は加えて、受刑者は刑期を終えた際に職を見つけるのに役立つ職業訓練を受けたり、教養を身に付ける援助を受けたりすると述べた。
- 10.8 Firat 氏は、一般犯罪で告訴された者に対する拘留期限は 24 時間であると説明した。しかし、共同犯罪の場合、つまり 3 人以上が一緒に行った犯罪の場合、拘留期限は 1 回の拘留に付き 1 日、最大 3 日間延長することができる。つまり最大拘留期間は 4 日である。テロ行為、組織犯罪、麻薬密売などの特別な犯罪の調査で拘留された者については、拘留期間は 48 時間である。ただし、共同犯罪の場合、つまり 3 人以上が一緒に行った犯罪の場合、これらの容疑者については最大 7 日間拘留できる。しかし、7 日を超える拘留はできない。すでに言及したように、逮捕時に 1 回目の治療報告書が医師によってまとめられ、釈放後直ちにもう 1 回治療報告書が作成される。このような形で、虐待疑惑があった場合、虐待の有無は治療報告書で判断し、十分に調査することもできる。[S10.8]
- 10.9 受刑者に対する虐待で有罪となった個人に科す判決が犯した犯罪に見合ったものかどうか質問されて、Firat 氏は、拷問罪はトルコ刑法第 94 条によって規定されると報告した。通常の判決は犯した罪の程度によって懲役 3 年から 12 年となる。これは、単純な犯罪に言い渡される判決例である。加重拷問罪の判決例はトルコ刑法第 95 条に規定される。この条項に従って、拷問の犯罪が同時に負傷や精神的損傷の原因となった場合などの判決例では、単純な犯罪の発生で予想される判決（懲役 3～12 年）の 2 倍が加重されることがある。つまり、この犯罪で予想される判決は懲役 6～24 年である。法の範囲内で、拷問で有罪となった者が罰金ですむ可能性はない。拷問罪で下される判決は懲役刑しかない。刑務所または拘留所での虐待を撲滅するための政府戦略に関して、Firat 氏は、そのような戦略は同氏の職務権限外であるが、すべての疑惑を調査する人権行政機関があり、それは全国に活動する非常に信頼された機関であると述べた。

回答書 — Ahmet Firat（総局長）および Zumra Yilmaz [S10W]

1) 女性

家庭内暴力、強姦・性的暴力、および名誉殺人に関する情報が必要である。特にそのような事件の被害女性に用意された保護、救済および保護施設に関する情報も必要である。

家庭内暴力、強姦・性的暴力および名誉殺人の発生頻度

家庭内暴力はトルコではどれほどまん延しているのか。家庭内暴力の発生頻度は地理的もしくは社会的基準に左右されるのかどうかについて、どのような見解であるか。

トルコ全土に一般的に適用できる女性への暴力に関する手頃なデータはない。2006年に作成された「女性・子どもに対する暴力に関する議会調査報告書」がある。加えて、全国人口・健康調査に関する報告書、および治安総局による複数の報告書がある。

司法記録・統計総局は司法省の義務と権能に含まれる統計データを特定、収集、分類、評価する責任を負っている。司法記録および統計総局は、司法組織全体が提供する情報を年度末に記録簿に移すことによって正式な統計をまとめる。

家庭内暴力、強姦・性的暴力および名誉殺人に関する過去2年間の統計は利用できるか。

正式な事件数と事件疑惑の件数に明確な違いはあるか。

法的枠組みおよび制裁措置

どのような法的枠組みが家庭内暴力、強姦・性的暴力および名誉殺人の撲滅のためにあるのか。

近年、女性への暴力の防止、および女性の権利保護に向けて数多くの積極的な措置が取られるようになった。女性を対象とし、公的機関と女性のNGOの貢献によって生み出された法律改正は実践に移されている。家族保護法4320は1998年に施行された。この法律は2007年に改正された。2002年に成立したトルコ民法、および2005年に成立したトルコ刑法（TPC）には、女性への暴力の撲滅を視野に入れて様々な方策が組み入れられた。

家族保護法は暴力を防止し、被害者（特に女性と子ども）を保護し、暴力に訴える者を罰することを目的とする。このため、166カ所に家庭裁判所が設置され、そのうち157の裁判所が現在運用されている。2007年に家族保護法の修正が行われ、「被害者」は明確に定義され、被害者に提供される保護の範囲も拡大された。妻とともに他の家族も暴力にさらされる恐れがあることを考慮に入れて、その条項の規定は拡大された。アルコールや薬物の禁止範囲、暴力に訴える者に対して課す対策、および暴力の被害者を保護するために取られる対策も拡大された。離婚（扶養）手当の請求がなされていない場合でさえ、裁判官が職権により措置を講じることの必要性に注意が向けられてきた。被害者の救済策を探るための方法を促進するために、法律は訴訟手続き中に実施される処置に対する手数料の免除、および手数料の廃止といったより広範な適用範囲を規定している。

他方、新トルコ刑法で導入された制度および方策は個人を中心に置く。個人を大切にする重要性を強調することを目的として、『人道に対する犯罪』は特別な規定において規制されている。

これに関連して、女性に対して主に行われている「性の神聖さに対する犯罪」については、「個人に対する犯罪」という見出しの下に、それゆえ女性の人格を守るための規定がなされている。

殺人 — 名誉殺人

トルコ刑事法（TPC）第 81 条は殺人罪について規定する。第 82 条は、殺人と見なし、かつ以下のいずれかの殺人を含むのに満たしていなければならない条件を規定する。

- 上の世代の親族（父親、母親など）、下の世代の親族（子ども、孫など）または配偶者や兄弟姉妹に対する殺人（TPC 第 82(d)条）
- 妊娠中であることがわかっている女性に対する殺人（TPC 第 82(f)条）
- 伝統的しきたりを動機とした殺人（第 82(k)条）

さらに、「名誉殺人」（『töre』または『namus』）と呼ばれる親族間で行われた殺人において不法行為の申立ての誤った適用を防ぐには、「不法行為」を見出しとする第 29 条で定めた法的方法に従って、犯罪は不法行為によって生じた、激烈かつ深刻な感情的苦悩の影響下で行われなければならない。従って、例えば、性的暴力にさらされた女性の父親または兄弟が犯した殺人は、不正行為の申立てに基づく減刑の恩恵を受けることはできない。

TPC の第 38(2)条は、上の世代または下の世代の親族関係から発生する権威を利用して犯罪を犯すよう教唆した場合の罰則強化について規定する。子どもが犯罪を犯すよう教唆された場合、第 38(2)条は上の世代か下の世代の親族関係を問わず、重い刑が適用されるものとする。このように、子どもに犯罪を犯すように教唆した者に科される刑は重くなる。

性的暴力

TPC 第 102(2)条は、器官もしくはその他のものを身体に挿入することによってなされた性的犯罪は加重事由となることを認める。新 TPC には、以前の TPC とは異なり、配偶者に対して行われたそのような行為も規定されている。ただし、そのような行為が配偶者に対して行われた場合も、捜査および告訴は被害配偶者によって訴えがなされることを前提とする。

旧 TPC には、女子または女性が誘拐または拘束され、その容疑者または犯罪者と結婚させられた場合、その犯罪者に対する刑事訴訟、または場合によっては、判決の執行を猶予することがあり得るという規定があった。この規定は新 TPC には含まれていない。

職場での性的嫌がらせ

トルコ刑事法第 105(2)条は性的嫌がらせについて規定する。この条項に従って、職場での階級もしくは雇用関係から起こる職権乱用によって、または同じく職場での仕事上の便宜を悪用することによって、性的嫌がらせが

行われた場合、そのような行為は加重事由となるものとする。加えて、この条項は、被害者がこの条項の2つ目の文に規定されるような行為が原因で退職を強いられた場合、科される判決は懲役1年未満であってはならないと規定する。

自由の剥奪

TPC 第109(3)条の規定では、人がどこかに行くか留まる自由を非合法的に剥奪する犯罪が上の世代もしくは下の世代の親族、または配偶者もしくは子どもに対して行われた場合、それは加重事由と見なされる。性的理由でそのような犯罪を犯した場合、さらに加重事由が加わるものとする。

売春

「公衆道徳に反する犯罪」に関する節の「売春」の見出しの下に、TPC 第227条は、個人、特に子どもを売春するよう仕向けたり引き込んだりする行為は犯罪と見なすために満たす必要のある条件を規定する。売春撲滅に関する国際文書から発生するトルコの義務は、こうした取り決めの草案中に考慮された。

虐待

家族に対し行われる犯罪の範囲を定める TPC 第232条は、家庭内暴力が刑事罰の対象とされるという点で再度整備され、同じ住居を共有する個人に対する虐待加害者を罰することを規定する。

家族法から発生する義務の違反

同様に、TPC 第233(2)条は家族に対して行われる犯罪を対象とする。この条項は、妊娠中であることがわかっていて、絶望的な状況にある妻、または自分の子を妊娠中であることがわかっていて、同居中である未婚の女性を捨てることが犯罪であることを規定する。

さらに、暴力の要因が TPC の第86(3)(a)、87、89、または96(2)(b)条のいずれかと適合する場合、暴力加害者はこれらの条項に従って罰せられる。

これらの法的規定はどの程度まで家庭内暴力、強姦・性的暴力および名誉殺人に適用されるか。

それぞれの事件を個別に評価し、判決を下す際に容疑者の年齢と精神状態を考慮に入れる。最高上訴裁判所の判決はこの意味で指針となり、トルコ全国に均一に適用される。

過去2年間に何件の家庭内暴力、強姦・性的暴力および名誉殺人の事件が裁判所に持ち込まれたか。それらの犯罪を分類別に見て、何件の裁判で被告は有罪を宣告されたか。

2005年、刑事裁判で法4320に従って合計439件の訴訟が起こされた。同年、これらの訴訟のうち323件が結審し、2002人の容疑者が有罪と宣告された。2006年、合計646件の訴訟が起こされ、同年に起こされた訴訟と前

年から引き継いだ訴訟を合わせると、669 件の訴訟が結審し、574 人の容疑者が有罪と宣告された。

名誉殺人の容疑で TPC 第 82(k)条に従って 2006 年に起こされた合計 14 件の訴訟は 2007 年に持ち越された。2007 年、新たに 5 件の訴訟が起こされた。合計 19 件の訴訟のうち 4 件は 2007 年 10 月までに結審し、18 歳以上の男性 5 人が有罪を宣告された。その 5 人の男性のうち 3 人は懲役刑を科され、2 人は懲役刑と罰金刑を科された。

性的暴力の犯罪について

2006 年、TPC 第 102 条に従って 4,419 件の訴訟が起こされた。2005 年から持ち越された訴訟を含め、合計 6,287 件が結審し、そのうち 4,418 件が有罪となった。

2006 年、TPC 第 103 条に従って 2,414 件の訴訟が起こされた。2005 年から持ち越された訴訟を含め、合計 2,337 件が結審し、そのうち 1,607 件が有罪となった。

2006 年、TPC 第 104 条に従って 1,234 件の訴訟が起こされた。2005 年から持ち越された訴訟を含め、合計 2,373 件が結審し、そのうち 953 件が有罪となった。

2006 年、TPC 第 109 条に従って 3,919 件の訴訟が起こされた。2005 年から持ち越された訴訟を含め、合計 4,964 件が結審し、そのうち 3,326 件が有罪となった。

2006 年、TPC 第 232 条に従って 3,451 件の訴訟が起こされた。2005 年から持ち越された訴訟を含め、合計 3,442 件が結審し、そのうち 2,218 件が有罪となった。

2006 年、TPC 第 233 条に従って 192 件の訴訟が起こされた。2005 年から持ち越された訴訟を含め、合計 117 件が結審し、そのうち 52 件が有罪となった。

2007 年、性的嫌がらせの容疑で TPC 第 105 条に従って起こされた 787 件の訴訟は 2007 年に持ち越された。2007 年、新たに 2,642 件の訴訟が起こされた。最高上訴裁判所は 17 件の判決を破棄した。合計 3,446 件の訴訟のうち 1,352 件が 2007 年 10 月までに結審し、そのうち 620 件が有罪となった。11 件で懲役刑、375 件で罰金刑、11 件で懲役刑と罰金刑の判決が下され、懲役刑のうち 47 件が罰金刑に、13 件が差し止め命令、63 件が執行猶予に変更された。

犯罪者に対しどのような刑罰が言い渡されたか。これらの判決は行われた犯罪に見合ったものであると考えるか。

法執行官はそのような事件を扱うことができるだけの適切な研修を受けるか。起こされた訴えに関して法執行官が措置を講じるのにかかる時間はどのくらいか。

家庭内暴力および関連した問題に対する警察および法執行機関の態度が変わったことを示す証拠はあるか。

家庭内暴力、強姦・性的暴力および名誉殺人の訴えを扱う法的機関はあるか。ある場合は、そのような機関の権能は何か。

家庭内暴力、性的暴力および名誉殺人に関する訴えを扱う法的機関は司法である。検察庁は性的暴力と名誉殺人の事件を捜査し、刑事裁判所に告訴する。最終評決を下すのは裁判所である。検察庁は、家庭裁判所が必要な措置を講じるための基本とする家族保護法 4320 に従って法的措置が取られる家庭内暴力の事件を報告する。

女性が裁判所を利用できる機会

女性は、裁判所に対し民事上または法律上の救済を求める権利を男性と同等に利用できるか。

救済を求める権利は、トルコ憲法の第 2 編「基本的な権利と義務」に規定されている。第 36 条は、「すべての者には、合法的な手段と手続きを通じて法廷の前で原告か被告のいずれかの立場で訴訟に関わる権利がある。裁判所はその管轄内の訴訟事件の審理を却下してはならない」と規定する。この第 36 条に照らして、女性と男性は同様に平等の権利と自由を持ち、従って、いずれも同様に司法制度を容易に利用することができる。

どのような規定が読み書きのできない女性のために法制度において規定されているか。

刑事裁判については、刑事訴訟法第 158(4)条は、報告または訴えは後に文書に記載することを条件として口頭で行うことができると規定する。

書面による手続きは民事裁判権に不可欠な要素である。従って、告訴は申立ての原因を書面にして行う必要がある。弁護士および申立人は、読み書きのできない女性が申立ての原因または申立ての原因に対する答弁を作成するのに手を貸すことができる。口頭による告訴では、民事訴訟法第 474 条に従って、両当事者はその訴訟事件の範囲内で自らの意思により調停裁判所に申立てを行うことができる。そのような訴訟事件では、両当事者は主張と抗弁の理由および要旨を含む、書面による申立ての原因を提出しなければならない。読み書きのできない場合は、裁判官は、理由および証拠だけでなく主張および抗弁を事務官に書き取らせる。

民事裁判所や商事裁判所の事務官室に関する規則第 42 条には、「読み書きのできない者が法廷に提出した文書（原本か写しかを問わず）を取り出す申請を行う場合、本人であることが証明され、訴訟簿にその身分証明が記載された後に当該文書は提示されるものとする」という記載がある。

特に慎重な対応が必要な訴訟事件を担当できる能力の女性弁護士はいるか。

弁護士費用を払う手段がない女性がどの程度まで無償の法的支援を受けられるか。

家族保護法第 1 条の最後の項に従って、家庭裁判所に提出される家庭内暴力事件に関するすべての申請、および判決の執行については、手数料の支払いは免除された。加えて、他の理由で民事裁判所で告訴したいと望む者は、首長が発行する文書によって貧しいことを証明した場合、「訴訟扶助」を定める民事訴訟法の第 465 から 472 条の恩恵を受けることができる。

訴訟扶助には以下のものが含まれる。

- 裁判に関連したすべての手数料と費用の一時的支払い免除。
- 証人および専門家に関わる費用の支払い（前払い金として国が支払う）。
- 裁判費用の担保提供の免除。
- 通知手数料および費用の一時的支払い免除。
- 必要に応じ、手数料の支払いを後払いとする法定代理。
- 執行官事務所が徴収するすべての手数料と費用の支払い（前払い金として国が支払う）。
- 印紙税の一時的支払い免除。
- 公証人によって発行される文書および写しの手数料および税の一時支払い免除。

刑事告訴については、被害者は告訴料を支払うことはない。訴訟の終了時に、有罪となった容疑者が告訴料を支払う。

女性によって起こされた訴訟は、男性によって起こされた訴訟と同等の条件で調べられ、取り扱われるか。

すべての者は法の前に平等であり、告訴人が男性であれ女性であれ、何ら違いはない。検察官および裁判官はすべての者に平等に法を執行する義務がある。法と正義の前の平等は以下の通りトルコ刑法第 3 条で規定される。

「第 3 条

(1) 違反者に対する刑罰と治安対策は、犯した行為の重大性と比例するものとする。

(2) 刑法の実施を目的として、いかなる者も特権を付与されず、人種、言語、宗教、宗派、国籍、政治上その他の思想、哲学的信念、出身民族もしくは出身社会集団、家柄、および経済的もしくは社会的地位に基づく差別の対象であってはならない」

さらに、刑罰および治安対策の執行に関する法の第 2 条には以下の規定がある。

「(1) 刑罰および治安対策の執行に関する規則は、受刑者の人種、言語、宗教、宗派、国籍、および経済的もしくは社会的地位に関して差別することなく、またいかなる者にも特権を与えることなく実行されるものとする。

(2) 刑罰および治安対策の執行において、いかなる者も残虐、非人道的、もしくは下劣な行為の対象であってはならない」

政府の戦略および議会の調査

政府は女性に対する虐待問題に関して公式の宣言を行ったことがあるか。

首相府回覧 No. 2006/17 : 女性および子どもの権利

我が国では女性や子どもに対する暴力が止まず、新たに緊急の対策を講じる必要があるため、この社会的傷を手当する必要があると判断したトルコ大国民議会は、名誉殺人・女性および子どもに対する暴力の背後にある原因を調査し、講じるべき対策を特定するために議会調査委員会（Parliament Inquiry Commission）を設置した。同委員会は調査を完了し、女性および子どもに対する暴力と名誉殺人に関して講じるべき対策について包括的な報告書を作成した。この報告書を土台にした講じるべき対策に関する提言は、首相府により発せられた正式回覧 No. 2006/17 を通してすべての公的な機関および組織に伝えられた。総合調整を図る任務は、子どもに対する暴力の領域では社会福祉・児童保護機関（Social Services and the Child Protection Agency）総局に、また女性に対する暴力および名誉殺人の領域では女性の地位総局に割り当てられた。この回覧を通じて、司法省は以下の任務に当たることになった。

- a) 子どもに対する暴力の問題に基づいて司法職員が採用する手法に関する研修活動を提供すること（これは「子どもに対する暴力に関する解決策の提言」という章で推奨された「保護・予防対策」のうちの 1 つ）、下部組織の矯正施設の欠陥を解消すること、子ども保護法 5395 に関する下部組織の欠陥を解消、整備すること、暴力の被害者である子どもの審問を記録する際の AV 機器の使用義務に従って必要な下部組織を構築すること、暴力、特に近親相姦の加害者を従わせ、リハビリテーションにかかる費用を加害者に負担させることを法的要件とするのに必要な法的規則を設けること、被害者のための救済を求める過程の法的手続きを簡易化するのに必要な法的規則を設けること、無償で文書や記録資料を作成すること、および身体的検査に関して子どもから「インフォームド・コンセント」を得ること。
- b) 「女性に対する暴力に関する解決策の提言」という章に基づいて女性に対する暴力に関する「社会的性の平等の見方」に関する研修を、家庭および少年裁判所に勤める司法職員およびソーシャルワーカーに対して提供すること、家庭裁判所の設立、任務および裁判手続きに関する法 4787 に従って家庭裁判所に配属されたソーシャルワーカーをできるだけ早くそれぞれの職務に正式に任命するよう図ること、無償で健康記録を提供すること、この手続きのすべての段階で女性のプライバシーを尊重する保護対策を講じること、できるだけ早く「平等に関する枠組み法」を承認するために必要な作業に着手すること、憲法第 10 条に規定された「法の前での平等」規定を有効にするのに必要な法的規則を策定すること、平等を危うくする現行制定法の規定を切り離すのに必要な対策を講じること、女性の身体を支配する、つまり女性の人権を侵害することを目的とした法的規則を変更すること、家族保護法に規定された規則に変更を加えること、および女性の政治参加を支持する「政党法」の規則を策定すること。
- c) 名誉殺人の領域で法および国際条約に基づく義務に従って必要な規則を策定すること、および法の概念の変更を実践に反映させるために専

門的研修を提供すること。司法省が取り組んだ調査は、正式回覧の実施の枠組み内で 4 カ月に 1 回調整当局に伝えられる。これに関連して、実習制度の大衆教育総局（Directorate General of Mass Education for Apprenticeship）の調整の下に、UNICEF からの技術的経済的支援を得て、「0～6 歳児を対象とした家族研修プログラム－我が家族」が実行に移された。司法省の所管する施設に收容された、0～6 歳児のいる家族の受刑者および拘留者の子どもが、SHCEK の下で運営されているそれらの施設で SHCEK が提供する福祉サービスの恩恵を受けられるようにするため、同プログラムは SHCEK と協力した。なお、刑罰執行施設に拘留された受刑者および拘留者の拘留生活への悪影響を最小限に抑えるため、そのような施設の收容能力に準拠する。これらの領域に関する 9 件の調査が大学の協力で進められている。裁判官、検察官および扶助職員は、「子どものための司法のよりよい管理・保護・強化プロジェクト」の範囲内で子どもに関する領域の研修を確実に受けられるようになっており、この領域の研修活動は現在も続けられている。名誉殺人、および女性および子どもに対する暴力を防ぐ最も有効な方法は間違いなく教育である。社会全体がこの問題について教育を受ける必要があり、このような事件が起こっている地域で記録される統計的データは、ニーズを満たす有効な研修を提供するために収集され、解釈される必要がある。現在、この問題に関する迅速かつ最新の情報を提供できる機関がトルコにはない。司法省の管轄内の問題に関する統計的データの特定・収集・分類・評価、およびそれぞれの業務の提供は、司法記録および統計総局（Directorate General of Judicial Records and Statistics）の責務である。司法記録および統計総局は、司法組織全体が提供する情報を年度末に記録簿に移すことによって正式な統計をまとめる。

「家庭内暴力の撲滅を」（Put an End to Domestic Violence）という政府の運動はどの程度前進しているか。

女性への虐待を防止するために、政府による戦略は他にあるか。

名誉殺人を調査するために、Gaziantep 選出の Fatma Sahin 議員によってトルコ大国民会議に提出された質問の結果はどうなっているか。

保護施設および支援

法廷制度を別にして、どのような組織や NGO が救済を求める女性に援助と支援を行うのか。

女性保護施設は全国に何カ所あるか。

政府および NGO が提供する女性保護施設の割合は何パーセントか。

2) 受刑者および拘留者の扱い

受刑者・拘留者に対する虐待事件の発生頻度

受刑者・拘留者に対する虐待事件は昨年、何件報告されたか（あるいは最新の数字は何件であるか）。

警察署での虐待に対する訴えに関するこの数年間の数字は、どのような傾向を示しているか。

虐待はどれ程まん延しているか。そのような虐待事件の発生頻度について、現在、何か考えはあるか。

虐待はどこで行われるのか。どの機関もしくは場所、または国内のどの地域が虐待で知られるか。

受刑者・拘留者に対する虐待を防止するために、政府はどのような戦略に取り組んでいるか。

政府はこの分野で他の戦略に資金面で助成しているか。

虐待の訴えを調べる義務を有する独立監査人（オンブズマン）またはその他の法的機関はあるか、またそれらの独立監査人や法的機関にはどのような権限があるか。

3) 子ども

法で禁じられた児童労働を利用するのは国内のどの地域か。

児童労働の利用で起こされた訴訟は何件あるか。

それらの訴訟のうち、被告が有罪を宣告されたのは何件であるか。

児童労働を規制する労働法 4857 の第 71、72、73 条の規定違反に対する制裁措置は、同法第 104 条に規定されている。トルコ刑法 5237 および軽犯罪法（これらはトルコ法制度を構成する基本的な法律である）の中で直接、児童労働を規制する規定は他にない。ただし、トルコ刑法 5237 の第 117 条（労働および雇用の自由の侵害を規制する）、第 80 条（人身売買を規制する）、第 289 条（子どもに物乞いさせる違法行為を規制する）、および第 233 条（家族法に基づく義務の違反を規制する）は、法的条件が満たされた時は児童労働に関して行使することができる。トルコ刑法の上記条項の規定は以下の通り。

人身売買

第 80 条 — (1) 人を強制的に労働もしくは業務をさせるか、奴隷労働もしくは類似の他の仕事をさせることを意図して、または人の器官の摘出を意図して、脅迫、強制、抑圧もしくは暴力の使用、または職権乱用、詐欺によって、またはその人の弱みと絶望的状况を悪用することによって、その人を提供、誘拐、輸送、または移送するか、あるいはかくまう者は、懲役 8～12 年および少なくとも 1,000 日に相当する行政制裁金の判決が下されるものとする。

(2) 犯罪を構成する行為が(1)項で記載した意図をもって企てられた場合、被害者の同意は重要でないものとする。

(3) 18 歳未満の未成年を(1)項に明記された意図をもって斡旋、誘拐、輸送、または移送するか、あるいはかくまった場合、(1)項で前もって規定さ

れた刑罰は、犯罪に関連した仲介的行為を犯していない時でさえ、犯罪者に適用されるものとする。

- (4) 合法的組織もまた、かかる犯罪に対する安全措置の対象となる。

労働および雇用の自由の侵害

第 117 条 — (1) 強制もしくは脅迫によって、またはその他の違法な手段によって、労働および雇用の自由を侵害する者に対し、被害者による訴えに基づいて懲役 6 カ月～2 年の判決を下すものとする。

- (2) 人の絶望的状况、住む家のない状況、および依存状況を悪用することによって、賃金を支払うことなく、またはその人が提供する仕事量に比べて低賃金で雇用する者、または人間の尊厳に反する労働・宿泊条件をそのような人に強いる者に対し、懲役 6 カ月～3 年、および少なくとも 100 日に相当する行政制裁金の判決を下すものとする。
- (3) 前項に明記した状況を強いることを目的として、人を斡旋、移送または輸送する者に対し、同等の刑罰を下すものとする。
- (4) 抑圧もしくは脅迫によって従業員またはその雇用者に対し、賃金を強制的に引き上げさせたり引き下げさせたりするか、または以前に同意したものと異なる条件で契約を認めさせる者、または仕事を中止させたり、長期間にわたり中断させたりする者に対し、懲役 6 カ月～3 年の判決を下すものとする。

物乞い

第 229 条 — (1) 子ども、または身体的もしくは精神的に自立していない人を物乞いの手段として利用する者に対し、懲役 1～3 年の判決を下すものとする。

- (2) この犯罪が三親等の親族を含む血縁親族もしくは義理親族、または配偶者によって行われた場合、刑罰は 1.5 倍重くなる。
- (3) この犯罪が組織の活動の枠組み内で行われた場合、刑罰は 2 倍重くなる。

家族保護法に基づく義務の違反

第 233 条 — (1) 家族法に基づいて保護、教育または扶助する義務を果たせない者に対し、訴えに従って最高懲役 1 年の判決を下すものとする。

- (2) 妊娠中であることがわかっている妻を、または自分の子を妊娠中で継続的関係にある未婚の女性を、絶望的な状況のままにして捨てた者に対し、懲役 3 カ月～1 年の判決を下すものとする。
- (3) 麻薬もしくは覚醒剤の習慣的な中毒または摂取により、または人間の尊厳に反する行為もしくは行動により子どもの倫理観、安全および健

康を深刻な危機にさらす親に対し、親権を無効にするとしても、懲役 3 カ月～1 年の判決を下すものとする。

未成年者の結婚に関して起こされた訴訟は何件であるか。それらの訴訟のうち、被告が有罪を宣告されたのは何件であるか。

男女ともに、トルコ民法に従って 18 歳になると結婚することができる。例外的に、17 歳になった者は裁判官の同意の下に結婚することができる（第 124 条）。16 歳になる前に結婚した子どもの親は、その犯罪に加担した度合いに応じて加害者とともに罰せられる（トルコ刑法第 103 条）。15 歳を超える子どもと性交した者に対し、被害者による訴えに基づいて懲役 6 カ月～1 年の判決を下すものとする（第 104 条）。

2005 年 10 月のマラトヤ児童保護施設に勤める 9 名のソーシャルワーカーに対し起こされた訴訟に関して何か情報・進展はあるか。

それらの事件を調査すると、2005 年 10 月およびそれ以前にマラトヤにある地方社会福祉局の監督下にある 0～6 歳用の児童保護施設で起こった事件に関して、3 件の訴訟が以下の通り起こされた。

- 1 地方社会福祉局長に対し起こされた訴訟の結果によると、同児童保護施設の所長およびソーシャルワーカーはそれぞれ、訴訟事件簿番号 2006/103 および判決番号 2007/1156 の下で、マラトヤ第一審刑事裁判所によって、2007 年 12 月 26 日判決で懲役 1 年を言い渡されたが、執行猶予付きであった。
- 2 同児童保護施設に居住する子どもに対する虐待容疑で被告 Songul Turan、Adalet Gungordu、Meryem Karacoban、Adile Korkut および Ayse Dogan に対し公共刑事訴訟が起こされ、現在訴追され、次回審問が 2008 年 2 月 21 日に開かれる。
- 3 同訴訟事件に同じく関連した虐待容疑で被告 Melahat Akboga、Yildiz Guven、Nezahat Demirtas、Elif Biradli、Naciye Tural、Sefika Solmazgul、Mujgan Kazgan、Insaf Yilmaz および Fatma Icyer に対し公共刑事訴訟が起こされ、最初に同訴訟に対応したマラトヤ第一審刑事裁判所は、同訴訟事件を管轄していないという決定を下し、その結果、同訴訟事件は訴訟事件簿番号 2006/107 としてマラトヤ第一審巡回裁判所に移送され、審問は 2008 年 3 月 25 日まで延期された。[S10.10]

面談日：2008 年 2 月 14 日

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

S11: 女性・子ども・社会福祉局（SHCEK）女性支部局 の副総局長Nurdan Tornaci夫人および部局長 Nilgun Geven氏

- 11.1 Nurdan Tornaci はトルコ政府の社会福祉機関 SHCEK の副総局長である。国民子ども議会の結果、フォーラムは 2000 年、UNICEF の支援を受けて社会福祉および児童保護機関（SHCEK）によって開始された。SHCEK は、国連子どもの権利条約の実施を監視する責任を担う国家機関である。[13] 社会福祉および児童保護機関（SHCEK）は、極めて限られた予算と人員不足の中で、すべての社会福祉および児童保護サービスを提供、調整するという膨大な役目を担うとともに、国連子どもの権利条約（CRC）および議定書の実施を全体的に監視する取組みを調整する役目も担っている。[13a]

面談記録

- 11.2 SHCEK は、同組織はトルコにおいて女性、子どもおよび老人への支援と社会的援助を行っているとして説明した。同組織は、助けを必要とする人たちに対し、全国の社会センター、さらに家族電話ヘルプラインおよび意識向上戦略を通じて福祉サービスを提供する。[S11.2]
- 11.3 SHCEK は異なる複数の組織、つまり 12 歳までの子どものための児童養護施設、13～18 歳の子どものための教育を行う寄宿舎および養成所、路上で働く子どものための更生施設、老人および障害者のための住居、家庭内暴力を受けた女性のための保護施設で構成されている。SHCEK はまた、身寄りのない 0～18 歳の子どものためにサービスを提供している。[S11.3]
- 11.4 SHCEK は、トルコにおける家庭内暴力のほとんどの事件は、夫の暴力に苦しむ女性に関連していると述べた。SHCEK は、男性はトルコ社会では権力者と見られ、妻に対して暴力を振るうことが文化的に大目に見られていると伝えた。
- 11.5 家庭内暴力の被害女性への保護施設の提供に関して、SHCEK は、トルコでの保護施設は地位、社会集団または民族に関係なくすべての女性に提供されると報告した。保護施設は女性の職員が配され、被害者に対し自分の運命は自分で決めるよう励ますことを原則としている。女性は到着後直ちに収容が認められ、施設を出ても安全が確保されるまで滞在することができる。保護施設に申請者を受け入れる余裕がない場合、SHCEK はトルコ国家警察と協力して、その申請者の合意を条件として、代わりとなる安全な家に住めるよう手配する。到着次第、申請者は行動計画を立てるために個別評価を受ける。保護施設に収容された各個人に関する詳細はすべて秘密にされ、SHCEK は他の公的機関と協力して、秘密が保持されるよう努める。
- 11.6 SHCEK は、トルコ全体で保護施設（「ゲストハウス」という場合もある）は 23 カ所あると述べた。各保護施設は、関連の社会科学分野で大卒レベルの教育を受けた管理者、ソーシャルワーカー、心理学者、看護婦、およびその他の職員で構成されている。それらの職員は対立や紛争、および女性が求める法律扶助や支援・扶助の種類を特定するため、協力して活動する。保護施設は家族と再会することを願う女性とも協力し合っている。[S11.6]

- 11.7 SHCEK の 23 カ所の保護施設は合計 477 人の女性を収容できる能力がある。SHCEK は、さらに 10 施設の建設が進行中であるが、これについては、職員の確保と宿泊設備の適合性に関して評価する必要があると説明している。しかしながら、SHCEK によれば、女性への暴力を防止するために活動することによって、さらなる保護施設の建設が必要でなくなるようにすることに重点を置きたいということであった。[S11.7]
- 11.8 SHCEK を通じて庇護を求める女性の背景について質問された SHCEK は、保護施設への申請者の大多数は初等教育しか受けていない若い既婚女性で、仕事に就いたことがなく、夫の収入以外に収入がないと報告した。ほとんどの女性には 0～6 歳の子どもがいる。とはいえ、SHCEK はまた、家庭内暴力の問題は単にこの社会階層に限定されるのではなく、すべての年齢層およびすべての社会階層に及んでいるとも述べた。
- 11.9 SHCEK は 2006 年、家庭内暴力の女性被害者の申請はどの地域からのものかという調査を実施した。SHCEK は、申請数の多い順に地域を並べると、地中海地域、エーゲ海地域、アナトリア地域、黒海地域、マルマラ地域であると述べた。その調査から、それらの地域では事件数が類似していることがわかった。ただし、さらに詳細にそれらの数字を分析した SHCEK は、申請の 67%が主要都市に暮らす女性、28%が主要都市外に暮らす女性、5%が農村に暮らす女性からのものであることを見つげ出した。SHCEK は、家庭内暴力や性的虐待の事件に関して依然として過小に報告されている可能性がある」と述べた。
- 11.10 トルコの法律は、女性に支援と扶助を提供する（SHCEK の組織以外の）独立系の社会福祉機関について規定しているとも、SHCEK は説明した。SHCEK は、そのような独立系機関を認可し、それらの機関が提供するサービスを監視する責任を負っている。
- 11.11 SHCEK は、トルコには全部で 44 カ所の女性保護施設があり、さらに施設を開設する計画があると報告した。それらの保護施設のうち、政府機関が運営する施設が 23 カ所、NGO および地方自治体による施設が 21 カ所、地方当局による施設が 3 カ所、市民社会団体による施設が 1 カ所である。

以下に添付した表は、女性保護施設を開設した組織を示す。

保護施設の所属組織	施設数	収容人数
SHCEK	23	477
地方当局	15	445
知事室	3	59
郡知事（Kaymakam）室	1	18
私的法人	2	24
合計	44	1023

- 11.12 SHCEK による保護施設の開設以降、延べ 7552 人の女性、および 5575 人の子ども（母親が連れてきた子ども）が収容された。最初の女性保護施設は 1990 年に開設された。SHCEK に関係するサービスを提供する女性保護施設の数（2003 年までは 8 カ所）は現在までに 23 に達し、さらにこの後、

15 カ所の施設が開設される。SHCEK のサービスの恩恵を受けた女性と子どもの数は、2007 年末時点のものである。

- 11.13 SHCEK が実施するその他の活動に関して、SHCEK は地方の州支部と連携して、女性および子女の搾取に焦点を当てる 2008 年 3 月 8 日に予定される「女性の日」の祝典に関わることになると報告した。
- 11.14 女性に対する家庭内暴力の分野における政府戦略について質問されて、SHCEK は、政府は人口 5 万を超えるすべての地方自治体は 1 つの女性保護施設を設置するという附則規定を発布したと説明した。ただし、そのような施設の設置完了の期限は設定されていなかった。
- 11.15 法 4320（家族の保護に関する法）の実施を改善し、女性の人権問題への意識を向上させるために、全国のコミュニティーセンターと緊密に協力して活動し、それによって人権侵害を軽減し、女性の自己開発を支援していると、SHCEK は述べた。具体的には、市町村はそれらの問題に関して女性を扱うことに最も秀でたソーシャルワーカー、心理カウンセラー、小児科医、および児童専門家を採用できるよう、SHCEK は活動していた。
- 11.16 家族が問題について専門家に相談し、家庭内暴力に訴えなくても問題を解決する能力を向上させることができる家族相談センターを設ける戦略もあると、SHCEK は報告している。家族相談センターと協力して、都市生活への順応について女性の意識を向上させ、子どもや若者が引き続き教育を受けるよう後押しするために、その他の戦略には社会福祉部門が運営するものも含まれている。
- 11.17 加えて、SHCEK は、関連する地域の弁護士協会および医療機関の協力を得て、女性は家庭内暴力に関して和解の助言や告訴する上での法的支援を求めることができると説明した。SHCEK はまた、適切な場合は、法律専門家を家族センターに配置し、家庭内暴力事件の専門家と協力することもある。
- 11.18 SHCEK の電話ホットライン「コール 183」では、家庭内暴力・虐待の問題に関する女性への支援と助言を行われている。コールセンターは全国で利用できるもので、直ちに暴力の報告ができるようになっていた。必要に応じて、SHCEK（トルコ国家警察と協力）は暴力的な家庭環境から人々を移すことが可能であった。トルコ国家警察ヘルプライン「コール 155」、Gendarmerie ヘルプライン「コール 156」、人身取引の問題に取り組む国際移住機関（IOM）が運営するラインの「コール 157」などのその他のホットラインも、支援と助言を提供しており、女性たちはトルコ中で利用できた。また、市民社会組織や地方自治体の組織、および日刊新聞「The Hurriyet」の協力で運営されているイスタンブール・ホットライン 02126569696 もあった。
- 11.19 非嫡出子として生まれた子どもについての特定の問題に関して、SHCEK は、この問題はトルコ社会の不名誉に付随しており、非嫡出子として生まれたと思われる子どもが路上に捨てられている場合が多いと報告した。育児放棄がある場合は、SHCEK は問題の子どもを収容して保育し、その後、その中には里子、つまり養子に出される子どももいる。養子に出される事

例は毎年、約 500 件あり、そのうち約 250 人は恐らく非嫡出子として生まれた、育児放棄の子どもであると、SHCEK は述べた。[S11.19]

面談日：2008 年 2 月 14 日

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

S12: 「内務省外交EU部局職員」

- 12.1 内務省外交 EU 問題部局職員。この職員は内務省が実施する EU 関連改革プロジェクトに関する調整および監視の進捗状況を監督する。

面談記録

- 12.2 内務省 EU 調整局職員は、警察官に対し拘置所・刑務所で個人を虐待した容疑をかけられた警察官に対しなされた起訴件数は 1990 年代半ばから 2005 年にかけて急速に減少した。2005 年、警察官による虐待または過度の力の行使の嫌疑で起訴になった件数は 290 であった。2006 年はその数字が 42 件、2008 年はこれまでのところ 10 件である。その職員は、それらの事件はいずれもまだ判決が決定されておらず、法廷制度の下で進行中であると述べた。[S12.2]
- 12.3 同職員は、内務省はまた、警察による虐待に対する申立てを調査する責任を付与されていると報告した。刑務所については、司法省が直接的な責任を負う。
- 12.4 同職員によると、禁止された非合法の複数のデモについては、トルコ国家警察（TNP）が介入することが求められてきた。そのようなデモに介入する際、TNP は時に武力を行使することが求められたが、その後、政府当局は警察官による虐待に対する申立てを受けた。こうした申立ては検証がなされ、大抵の場合、問題の警察官は罪を問われなかった。同職員はまた、警察はそのようなデモに対して寛容になり、介入の頻度も少なくなっており、その結果、報告された虐待の申立ての数は減少していると述べた。
- 12.5 同職員は加えて、欧州拷問等防止委員会（CPT）は定期的にトルコの刑務所を査察すると述べた。CPT の最新の 2 つの報告書では、同委員会は、虐待事件、刑務所当局への訴えや疑惑はないと記載した。従って、職員の虐待に対する申立てのほとんどは拘置所での警察官に対するものであった。[S12.5]
- 12.6 職員は、警察から虐待を受けたと主張した者に特別な背景はないと述べた。同職員は加えて、特定の社会的もしくは政治的意識を持つ人が抗議の行進やデモを開く傾向が強く、法的義務と手続きに従わない個々の人々が警察当局と反目する可能性が高いという個人的推測を示した。ただし、個人の背景に関する調査は実施されたことはなく、どの背景を持つ個人もデモに参加する可能性はある。[S12.6]
- 12.7 警察当局による疑いのある虐待事件が起訴になるかどうかについて質問されて、内務省のその職員は、検察官は常にそのような申立てを十分に調査すると報告した。同職員は、法廷制度で警察当局に有利となるような偏向はなく、警察に対する起訴事件における司法の決定は間違いなく正確であると述べた。[S12.7]
- 12.8 警察官に対する訴えを調査する独立した法的機関があるかどうかについて質問されて、内務省の EU 調整局の職員は、政府はオンブズマン制度を設けようとしているが、そのプロジェクトはまだ実施されていないと述べた。英国・トルコ間ツイニングプロジェクトの一環として英国当局と協力して、

そのプロジェクトを進めていると、同職員は述べた。とはいえ、同職員は、警察拘留所と刑務所を査察するとともに、警察官による虐待の申立ての調査も行う付属の視察委員会が内務省にあると説明した。視察委員会本部はアンカラにあるが、地域事務所はイズミールとイスタンブールに置かれている。これらのすべての民事調査官は当初は Kaymakam（郡知事）であったため、6 カ月の研修を受けた後、民事調査官として任命された。虐待・人権侵害に類した申立てにも対処するそれらの資格のある人々はまた、法執行業務での人権侵害の申立ての調査方法に関する具体的な研修も受ける。
[S12.8]

- 12.9 同職員は、拷問と虐待に対するゼロ・トレランス政策の枠組み内で内務大臣が取る方策、および人権意識の高い警察業務を保証し、拘留所施設を改善するために実施する作業は、以下の 3 つの区分の下に取り組むことができると述べた。
- a) **法的改革**：1995 年に始まり、2005 年まで続いた法改正は、刑事訴訟法の修正から開始された。修正された規定のいくつかは要約すると、拘留者に対して人権侵害を犯した警察官に対する罰則強化、虐待事件を直接的に調査し、その緊急性を判断する法的能力、および検察官が虐待疑惑の調査を終了するまでの期限 1 カ月である。警察による拘留の前と後に健康診断書を作成すること、および調書が取られる過程で拘留者が要求した場合、弁護士を手配する義務があること。
 - b) **物理的なインフラ設備の改善**：すべての拘留所の 24 時間監視、CCTV 記録装置の設置、および収容設備の一般的な改善を含む警察拘留所のインフラ設備を改善する活動。同職員によると、拘留所の 78%は現在、CPT 基準に準拠したインフラ設備および施設はすでに改善を終えている。犯罪捜査での科学技術の使用は増加しており、技術的道具と装置、およびハードウェアと実験室は最先端技術で補強された。
 - c) **人権問題および日常の手続きに関する一般的な意識に関する警察官研修の改善を含めた警察機関内の人権ベースの文化構築**。同職員は、2006 年末時点で警察官 30 万人が人権意識研修を受けていると報告した。
[S12.9]
- 12.10 女性に関して、同職員は、女性の人権意識を向上させ、家庭内暴力を防止するために、国連人口基金（UNFPA）と協力して進められているプロジェクトが 2 つあると報告した。同職員の見解によると、家庭内暴力問題への取組みにおける予防政策は非常に重要であった。
- 12.11 同職員が言及した最初のプロジェクトは、イズミール、シャンルウルフア、ワンおよび中央部アナトリア地域を含む 6 州で UNFPA と協力して実施されていた。そのプロジェクトにおいて、女性に優しい都市作りのために共同作業が地方当局および地方議会との協力の下に行われる。
- 12.12 もう 1 つのプロジェクトはデンマークおよび内務省の協力を受けて、知事、郡知事「Kaymakam」、市長および郡職員に割り当てられた義務と責任を明確にし、女性の地位を向上させ、前記義務と責任に関連した実行基準を作ることを目的とする首相府指令 2006/17 を含む、適用可能な制定法に基

づいて運営されていた。前記義務と責任の範囲内で、前記の全役人は、管轄内で女性の地位促進のために意識を向上させ、管轄地区に住む女性の社会的、教育のおほび文化的状況を改善するための適切な方策（例えば、地域内の女性の雇用目標を定めること）を立てるために、中央政府当局から任務を負わされることになる。こうした実行基準の枠組み内で、それらの役人は、中央政府が定めた目標に対して進捗度を見るため、査察委員会によって3年ごとに査察を受けることとなる。

面談日：2008年2月14日

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

S13: Olcay Bas夫人 – 女性の地位総局部局長

Olcay Bas 夫人は、家庭内暴力およびその他の女性の問題に取り組む様々な公的機関の調整を図る機関として、2005 年に創設された女性の地位総局の部局長である。

面談記録

- 13.1 Bas 夫人は、女性の地位総局は家庭内暴力およびその他の女性の問題に取り組む様々な公的機関の調整を図る機関として、1990 年に創設されたと報告した。2005 年、女性の地位総局は家庭内暴力、名誉殺人および子どもに対する暴力に関する調査を終了し、その後、家庭内暴力の理由と結果に関する報告書を発表した。この報告書に基づいて、しきたり・名誉殺人および女性に対する暴力の問題を対象とする首相府指令 2006/17 が 2006 年 7 月 4 日に発布された。女性の地位総局が関連の公的部門と民間部門の組織・団体の協力を得て策定した、女性に対する暴力に関する国家行動計画は首相府に承認され、2008 年 2 月に刊行された。
- 13.2 女性の地位総局部局長の Bas 夫人は、以下を含め、政府関連の複数の女性のための戦略にも取り組んでいると説明した。
- a) 「女性に対する家庭内暴力との闘い」と呼ばれる家庭内暴力の撲滅プロジェクト。同プロジェクトは国連人口基金（UNFPA）から支援され、欧州連合（EU）から資金援助されたプロジェクトで、家庭内暴力に取り組むために女性問題を扱える組織の能力を高めること、家庭内暴力に関する女性の社会的意識を向上させること、および女性が個人的に家庭内暴力の問題に取り組むことができるように力を付けさせることを目的とした。同プロジェクトは 2008 年末に完了予定である。
 - b) 家庭内暴力など女性に影響を及ぼす問題に関して政府高官、官僚および警察官に働きかけてそれらの人たちの研修を行うために、関連の公的部門と民間部門の組織・団体と共同で運営されるプロジェクト。
 - c) Olcay 夫人によると、首相府指令 2006/17 の枠組み内での、内務大臣 Abdulkadir Aksu および国務大臣 Nimet Cubukcu による「女性に対する暴力の防止、および手続きの実施における警察の役割に関する教育プロジェクト議定書」への 2006 年 12 月 26 日の調印によって、重要な協力が指令 2006/17 の範囲で行われることになった。その目的は、暴力の女性被害者が訴え出る最初の場所である 276 の警察署および 921 の警察センターに勤める治安要員に対する署内教育を実施して、女性に対する暴力、家庭内暴力、社会上の男女平等、暴力被害者への対応方法、家族保護法 4320 などの関連法、といった問題に対する認識・意識を向上させることであった。
 - d) 前と同様に、首相府回覧 2006/17 の枠組み内で、首相府の女性の地位総局、および保健省の基本保健福祉総局が策定した「女性に対する暴力との闘いにおける保健職員の役割に関する教育プロジェクト議定書」は、暴力の被害を受ける、または受ける危険のある女性に提供するサービスの手続きを明確化し、これに従って教育プログラムを準備することを目的として、2008 年 10 月 3 日に Dr Recep Akdag 保健相と Nimet Cubukcu 国務相によって調印された。

- e) 前述の議定書の範囲内で研修を実施して、第 1、第 2、第 3 段階の保健サービスを公的部門の組織（病院、医院、母子保健や家族計画の組織など）で働く医師、看護師、助産師およびその他の保健職員（81 カ所の地方保険局の行政官も含む）の、女性に対する暴力との闘いの問題に関する意識を高めるとともに、専門能力と教育の向上を図ることが目標である。研修では、500 名の研修指導員を優先的に育成し、それに続いて現場で働く保健職員が 75,000 名に達するまで育成することを目指す。議定書は 2 年間で実施する予定である。
- f) 宗教問題会議（Presidency of Religious Affairs）と協力して行うプロジェクトがアンカラで実験的に進められている。そのプロジェクトの目的は、イマームが上記の問題（家庭内暴力、しきたり・名誉殺人、女性の人権など）に関する指導指針を示すことができるように、イマームの研修を行うことである。アンカラでまず実施されるそのプロジェクトは、3 つの段階において実現することになる。2009 年には、全国的に実施されることになる。このプロジェクトはやがて全国規模で実施されることになる。

13.3 人権侵害の女性被害者が利用できる法的救済手段に関して、Bas 夫人は、家族保護法 4320 は 1998 年に導入され、女性に対し必要な法的救済を提供したと説明した。公共部門の組織と NGO の法定代表者間の一連の会議が続いた後、発効日から広く実行に移されてきた同法の実施において問題のある部分を取り除くことになる、同法の変更を行う法案が女性の地位総局との協力の下に起草された。同法案はトルコ大国民議会総会で可決され、2007 年 5 月 4 日に施行された。[S13.3]

13.4 変更が行われるとともに、家庭内暴力の被害者の定義はさらに広く解釈され、家庭内暴力とは夫婦間のみの暴力を意味する表現は取り除かれた。家庭内暴力の対象となる者の定義は、同じ屋根の下で生活していない者、別の家で暮らす個人（離婚または別居したため）、または結婚しているにもかかわらず、実際に別々に暮らしている個々の家族の一員および子ども（家庭内暴力を受けているとも考えられるため）も含めることが考慮された。憲法第 41 条（家族の保護）に依拠して、形はどうあれ、暴力の実行者から行動能力を奪えるかどうかについての治療と評価を通して、実行された、または実行される恐れのある暴力を防止することを目的とした「医療施設での治療または検査の申請」という対策も導入された。さらに、家庭内暴力の被害者が過剰な法的手続きの費用を負担するのを避けるため、法律の範囲内でなされる申請、および付与される決定の遂行に関連して実行される行政事務費に負担がかからないようにされた。

13.5 関連の公的機関および市民社会組織の法定代表者の参加を得て、女性の地位総局の協力の下に用意された家族保護法の施行に関する指令（Directive on the Implementation of the Law on Family Protection）は、2008 年 3 月 1 日に官報 No: 26803 に公表された後に施行された。この指令と合わせて、法律 No: 4320 に概要が示された防止対策が詳細に整備されて、「家庭内暴力」、「告知」、「訴え」などの概念が明確にされ、離婚（扶養）手当・予防策の発効の問題、および正しい手続きの利用問題について、市民およ

び法の施行者に法の施行はどうあるべきかを示すことができるように詳細な説明がなされた。

- 13.6 女性が暴力夫の被害者である場合、その女性または第三者の訴えにより、暴力夫に対し 3～6 カ月間家に近づけない決定を下すことができると言われた。
- 13.7 Olcay Bas 夫人は加えて、回覧で明記された責任組織および調整組織によって、回覧の枠組み内で実施される活動に関連したデータは、女性の地位総局の調整役割の範囲内で 3 カ月に 1 回精査されると述べた。首相府に提出されるその定期報告書は、同総局のウェブサイトにも掲載された。
- 13.8 女子児童の教育、男女平等、女性の人権、家庭内暴力、およびしきたり・名誉殺人の防止に関連した主題に関する教育用の資料、CD およびポスターは女性の地位総局によって作成され、600 の守備隊に配付された。これらの教材は、女性に対する暴力撲滅の闘いの重要な要素として、男性の意識を高めることを目指して、市民の義務（注：兵役）を果たす兵卒および下士官（NCO）に提供される市民権授業の枠組み内で使用される。この方法は、45 万の兵卒および下士官をこの分野について教育することを目的としている。
- 13.9 「家庭内暴力の実地調査」プロジェクトは開始段階にあった。実地調査が完了すれば、暴力の原因および種類に関する重要データを提供することになる調査結果は、トルコ統計局（TUIK）の「公式統計プログラム」の範囲で公式データとして評価されることになろう。
- 13.10 諮問委員会 Gap Radio-TV Consultative Board の作業および同委員会によって取られた決定の枠組み内で、女性の地位総局によって実施される活動についての世論を有効に伝え、南東部アナトリア地域での女性の活動の価値、およびそれがもたらした恩恵について説明し、地元民に情報を伝えるプロジェクトへの参加者を確保することを目的として、トルコ国営テレビ（TRT）と女性の地位総局との間で議定書が締結された。この議定書に基づいて、総じて南東部アナトリア地域に暮らす女性を対象とし、雇用、教育および暴力の問題に取り組んだ「傷つけないで」(Don't Hurt Me)という地域番組（放送時間約 25 分で 6 回放送）の撮影が完了した。その番組は 2008 年、TRT GAP TV で南東部アナトリア地域に放送される。
- 13.11 女性に対する暴力問題に関する報告書および文書はまた、様々な組織が開催する会議において女性の地位総局によって提出され、国民の意識を高めるための活動はシンポジウム、公開討論会および会議において行われた。アンカラ地方自治体文化および社会問題部局本部（Ankara Local Authority Cultural and Social Affairs Department Headquarters）の協力を背景として、かつその協力の枠内で、「女性の権利、女性に対する暴力、および法整備」に関するセミナーが同地方自治体管轄の女性保護施設 12 カ所で毎週場所を変えて開催され、約 500 人の女性が参加した。
- 13.12 女性に対する暴力との闘いの問題に関する報告書・文書は、様々な組織や機関が開催する会議において、女性の地位総局の職員によって提出され、

様々なシンポジウム、公開討論会および会議の中でそれらの問題を公開する活動は続けられる。

- 13.13 「女性に対する家庭内暴力との闘いプロジェクト」の範囲で、法 4320 に基づく対策を取り上げるために 2 編の「スポット映画」が作成され、これによって第三者の申請で暴力を振るう者に対して、法 4320 に従って必要な対策を講じることができるようになった。また、それらの映画は、暴力の被害者は国の保護下にあるということに注意を喚起し、さらに暴力を受けた者は必ず救済を求めることができることを強調し、「女性に対する暴力は犯罪である。その暴力に目をつぶってはいけない。沈黙はいけない」というメッセージを込めた。それらの映画は地方局と全国局で継続的に放送された。
- 13.14 女性が法廷制度を利用する権利について質問された Bas 夫人は、性差別はなく、男女ともに法的代理人を含む司法制度を同等に利用する権利があると述べた。読み書きのできない女性が司法を利用する権利について質問された Bas 夫人は、トルコでは 15 歳まで義務教育であると報告した。女子を学校に通わせるという問題に関して経済支援を行うためのプロジェクト運動（娘たちよ、学校へ行こう）は、UNICEF によって進められており、トルコ全土に広がっていた。成人のための読み書き教室は国によって運営された。その運動の他に、多くの運動が特に学校に通う女兒の割合を増やすために実施されていた。
- 13.15 女性弁護士に依頼する機会については、Bas 夫人は、司法制度において非常に高い割合で女性弁護士が代理人を務めていると述べた。女性が訴訟を進めるための費用を用意することができない場合、弁護士協会に法律扶助を申請することができた。裁判所に持ち込まれる訴訟事件は平等に扱われた。トルコは女性に対する差別を防止するための条約を批准しており、これを実施するのに必要な憲法修正をすでに行っていた。
- 13.16 女性保護施設数の問題について、Bas 女史は、現時点で合計 44 カ所の保護施設があり、そのうち 23 カ所は社会福祉および児童保護機関（SHCEK）、21 カ所は地方当局およびその他の組織によって運営されていると述べた。政府は、人口 5 万以上の地方自治体はそれぞれ女性保護施設を 1 つ建設する必要があると認めた。UNFPA と内務省の協力の下に 8 都市に保護施設を建設し、それらの施設に配置する人員を教育する新規プロジェクトが計画されている。トルコの保護施設の数はいくつか少ないが、保護を必要とする女性を直ちに収容できるように全国の機関が協力していると、Bas 夫人は述べた。例えば、1 つの保護施設に空いている部屋がない場合は、別の保護施設や安全な家に住めるように手配する。
- 13.17 女性問題に関して女性に支援と援助を行うその他の政府機関については、Bas 夫人はそれらは以下のものを含むと述べた。
- すべての女性に関連した問題に関して助言と指導を行う様々な NGO 組織。
 - 指導および無料の法律相談を行う弁護士協会の女性委員会。
 - 首相府東南部地域（GAP）庁に関係した多目的社会センターの数は 29。

- 女性問題に関する支援と援助を行う（SHCEK 関係の）74 カ所の社会センター。
- 女性問題に関する支援と援助も行う 74 カ所のコミュニティーセンターの児童保護サービス。
- 児童保護社会福祉部門によって運営される電話ヘルプライン「コール 183」

面談日：2008 年 2 月 14 日

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

S14: Murat Zorluoglu — 内務省地方自治体総局局長

- 14.1 Murat Zorluoglu は内務省地方自治体総局局長である。[とりわけ] 同氏は地方自治体法 [地方自治体が保護施設を建設する要件を含む] の実施を監督する責任を負っており、同氏は同氏の所属部署はトルコ全国の地方当局を調整、監視する部署であると説明した。トルコの地方当局は中央政府の指導下にある自治体であり、地方当局内には政策決定機関である議会がある。

面談記録

- 14.2. Zorluoglu 氏は同氏の所属部署はトルコ全国の地方当局を調整、監視する部署であると説明した。トルコの地方当局は中央政府の指導下にある自治体であり、地方当局内には政策決定機関である議会がある。
- 14.3 Zorluoglu 氏は、人口 5 万以上のすべての都市は地方自治法 5393 に基づいて女性および子どものための保護施設を設ける義務があると述べた。それ以下の地方自治体も保護施設を建設することはできるが、そうしなければならない法的規定はなかった。Zorluoglu 氏は、保護施設の建設は市町村にとって新たな責任の領域であると同氏は述べたが、核心として同氏が聞いていたのは、市町村による保護施設の建設についてであった。
- 14.4 地方自治体側が規則 5393 に従うことができないために、法によって前もって定められた刑罰があるかどうか質問されて、Zorluoglu 氏はそのような刑罰はないと説明した。ただし、地方自治体は政治組織であることから、特定の地方自治体のトルコ住民から、例えば、投票手続きによって最大の刑罰がもたらされるだろう。加えて、Zorluoglu 氏は、政府は地方自治体が法を守っているかどうかを調べるために、3 年ごとに地方自治体を査察する省査察官がいると述べた。地方自治体が法に従って業務を遂行していないことが査察団によって見つかった場合、地方自治体は警告書を発行されることになる。従って、制度が整っていれば、物事はうまくいく。
- 14.5 保護施設そのものについては、Zorluoglu 氏は、1 つの建物の一部が保護施設の場合もあれば、一棟すべてが保護施設である場合もあると説明した。社会福祉部局は地域の福祉サービス部門を通じて保護施設の運営責任を担っている主要組織である。Zorluoglu 氏は、多くの例から見て、地方自治体はその責任地域に女性および子どものための保護施設を建設だろうが、これらの保護施設はその後、地域の福祉サービス部門に譲渡されるだろうと報告した。
- 14.6 女性への家庭内暴力に取り組むその他の政府戦略について質問されて、Zorluoglu 氏は、「家庭内暴力にさらされた女性のための保護施設の建設」と呼ばれる、2007 年末に開始された EU プロジェクトは 2009 年までに主要都市に女性保護施設を 8 カ所建設することを目指していると述べた。保護施設は建設終了後、地方自治体によって運営されることになる。
- 14.7 政府の領域外については、Zorluoglu 氏は、地域の多くの NGO や市民団体が人権侵害に苦しむ女性に支援や援助を行うよう活動し、それらの組織が提供するサービスの機能と質は日々向上していると説明した。

面談日：2008 年 2 月 15 日

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

S15: Ilyas Yilmaz氏 — 労働・社会保障省児童労働部局長

Ilyas Yilmaz は、労働・社会保障省児童労働部局長である。この部署は児童労働の分野での政策を立て、その実施を監督する。

面談記録

- 15.1 Yilmaz 氏は、トルコの児童労働法は全国に適用され、地域的制限はないと述べた。Yilmaz 氏は、トルコ政府は国際基準に従って、児童労働の防止に関する法令を採用してきたと説明した。国際労働機関（ILO）、国連（UN）など、トルコで活動する国際機関は多数あり、それらは児童労働を規制するため、政府と協力している。Yilmaz 氏の報告では、ILO は 2006 年、児童労働防止のための措置を講じている最も信頼でき、かつ問題意識の高い国の 1 つとしてトルコを選んだ。
- 15.2 Yilmaz 氏は、児童労働の防止に関連してトルコには附則規定があるが、憲法上で最も強力な規定はトルコ憲法第 50 条であると報告した。児童教育、および児童労働の防止に関する他の法には、下記のものが含まれる。
- 子どもに関するトルコ労働法 4857 の規定（第 71、72、73、85、87 条）は効力がある。
 - 8 年間（6～14 歳）の初等・中等義務教育を修了する義務に関する法 222
 - 児童労働に関する企業連合・労働組合法の規定に関する法 2821
 - 児童労働の防止に関する警察および地方当局向けの指導指針の規定に関する法 2559
 - 児童労働に関する地方自治体の責任に関する法 1580
 - 社会福祉・児童保育福祉に関する法 2828
 - 児童保護に関する法 5395
- 15.3 何らかの形で雇用されている子どもの割合について質問されて、Yilmaz 氏は、明確な数字は内務省から入手できると述べた。ただし、ここ数年で実施された調査によると、一部の子どもは家族にかかる経済的重圧を和らげるために短期間就労するという証拠がある。こうした子どもには、自営の店で父親の手伝いをする子どももいれば、農場で農作業をする子どももいる。1994 年調査は、6～17 歳の子どものうち 226 万 9,000 人が就労していることを示した。その数字は 1999 年に 163 万人に、2006 年に 95 万 8,000 人に減少した。
- 15.4 違法に働く子どもの割合について質問された Yilmaz 氏は、司法省がその情報を提供でき、同氏の部署が児童労働の防止に関するプロジェクトを立案、調整、実施する役割を担っていると述べた。着手したプロジェクトについて質問された Yilmaz 氏は、同氏の部署は 3 つのプロジェクトに関わっていると説明した。
- a) 第 1 プロジェクトは国際労働機関（ILO）と協力して、欧州連合（EU）から資金を受けて運営される。プロジェクトは「最悪の形態の

児童労働防止への道」と呼ばれ、子どもが教育を修了し、学校を中退しないよう促進することを目的とした。

- b) 第2プロジェクトは、教育省と協力して、米国から資金（600万ドル）を受けて運営される。プロジェクトは子どもが学校を中退して季節労働者として働くことを防止することを目的とした。プロジェクトは進行中であり、2008年9月に終了する予定である。
- c) 国際機関の協力で運営され、2007年6月に完了した第3プロジェクトは、EU指令94/33に従って実施され、子どもを芸術的・文化的活動に参加させることを目的とした。

15.5 季節労働に従事する子どもの割合について質問されて、Yilmaz氏は、教育省が統計を提供できると述べた。ただし、トルコでは教育を受け続ける子どもの数が急上昇している。

15.6 季節労働で雇用される子どもに関する地理的傾向またはパターンの証拠について、Yilmaz氏は、季節労働に従事する子どもはアダナ、ウルファなどの南東部地域などの農村地域が多いと説明した。Yilmaz氏は、季節労働に従事する子どもの割合については、大半は農業部門、次に工業・都市部門およびサービス部門で働くと述べた。

面談日：2008年2月15日

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

S16: Sedat Ozcan氏 — 治安総局人権部局長

- 16.1 Sedat Ozcan 氏はトルコ国家警察本部の人権部局長である。この部署は、人権関連問題に対する警察の研修および政策を監督し、この分野における進捗度を監視する。治安総局の人権部局は 1996 年 1 月に創設された。同部署の責務は、欧州人権裁判所（ECHR）への申請の進展および欧州拷問等防止委員会（CPT）報告書の評価に従って、人権侵害疑惑の調査および評価を行うことである。

面談記録

- 16.2 人権部局は、人権問題はトルコ政府およびトルコ警察当局にとって主要な優先事項であると説明した。人権部局によると、法的枠組みと警察の研修に対する変更は、警察官が犯した虐待または人権侵害に対する申立て件数を最小限に抑えることを目的として行われた。この目的を達成するため、警察官は 1991 年以降、警察人権研修学校で必須カリキュラム研修を受けている。
- 2000 年以降、「人権」科目および「広報活動」科目はすべての警察官のための教育コースで必須科目となった。また、2004 年以降、転任する必要があるすべての警察官に対し「人権」、「地域社会支援を伴う警察活動」、「警察官としての職業倫理」の科目をそれぞれ最低 2 時間受けさせることを目的とした教育コースがある。
- 16.3 2000 年から 2007 年の間に 35 万 4,279 人の警察官が人権意識の研修を受けた。人権部局はまた、2003 年以降、反テロ支部に勤務する要員に対し、トルコに関して下された最新の ECHR による判決、CTP からの助言、および人権分野における最新の問題や懸念に関する情報を伝えるための講習を開いてきたとも述べた。[S16.3]
- 16.4 人権部局は警察官に対する人権意識の研修の効果に関して調査を行った。結果は、調査参加者のうち 53%は、研修により警察の態度は完璧になったと考え、47%は良くなったと考えているというものである。全体の 89%は、人権研修後、考えが前向きなものに変わったと述べた。
- 16.5 人権部局はまた、2006 年に完成した拘置所の運営を改善する複数のプロジェクトがあったと説明した。これらのプロジェクトには、拘置所そのものの状態の改善、調書を取る警察官に対する研修の強化、およびトルコ国家警察の説明責任および有効性の強化を図る改善が含まれていた。
- 16.6 例えば、調書取りについては、警察は法規と人権の尊重に関して評価される。800 名の警察官は実験的な調書研修プログラムを受けており、200 人の講師が現在、配置され、より広範な警察部隊に対し研修を行っている。
- 16.7 トルコ国家警察内での説明責任および有効性の強化および向上に関して、プロジェクトがスペイン国家警察の協力の下に 2005 年 1 月から 2006 年 11 月にかけて実施された。「警察活動における人権に対する意識強化」と呼ばれる同プロジェクトは 5 つの要素で構成され、それには、人権、警察倫理と職業規範行動、および拘留過程の 3 要素が含まれていた。同プロジェクトの一環として、人権および警察行動に関する 10 のセミナーがトルコの異なる州で開かれた。警察の職業倫理に関するコースが 2005 年 11 月、51

名の警察幹部に対してアンカラに開かれ、80名の警察講師に対しては人権に関する研修が行われた。

- 16.8 このプロジェクトの枠組み内で、警察と地域社会の強力な協力関係を築くために、「トルコ警察倫理の原則」草案もまた、作成されている。この行動規範草案は、警察の日常的な任務を遂行し、警察が提供するサービスの質の向上に役立つ警察の指針を示すことになる。それはまた、コペンハーゲン基準に照らして、警察官の職務は専門職であると定義付けることを目的として起草された。[S16.8]
- 16.9 人権部局はまた、人権統括会議（首相府直属の機関）は人権に関する一般・特別研修を警察官に対し行うよう計画しており、実施を監視する計画案を作成すると説明した。人権部局によると、2007年、欧州人権基準に従って、493名の警察幹部に対し法執行機関の監督に関する様々なメカニズムに特に焦点を当てた研修が行われた。
- 16.10 拘留中での虐待に関する警察政策に関して、人権部局は、警察は拷問に関する政府のゼロ・トレランス政策に従って、かつトルコ刑法および新刑事訴訟法で定められた新しい法的枠組み内で活動を進めると述べた。
- 16.11 人権部局は、拷問の定義は2005年にトルコ刑法で拡大された（トルコ刑法第94と95条）と説明した。また、犯罪捜査での検察官の役割も拡大され、行政捜査および司法捜査が人権侵害を犯したと疑われた個人に対して行われた。
- 16.12 拘留所内の状態を標準化する作業も進行中であった。今日までに、トルコの警察署に付属した拘留室2888室の81%は国際最低基準を満たし、残りの547室の改善に向けた取組みが進行中である。人権部局は、一部の拘留室は保存・歴史建物にあるため、すべての拘留所を基準に合わせることはできないと報告した。そのような拘留所を使用しない取組みが進められていた。[S16.12]
- 16.13 トルコの拘留所を標準化するための取組みの一環として、16州にある州警察本部反テロ支部総局に属する拘留所にCCTVが設置された。人権部局は、CCTVは自殺や自傷の防止、および警察に対してなされる根拠のない人権侵害疑惑の防止のためであると説明した。[S16.13]
- 16.14 トルコにおける司法サービスの提供については、人権部局は、トルコ刑事訴訟法第149条に従って、個人が犯罪捜査や告訴の段階で被告弁護人の援助を利用することができると報告した。加えて、弁護士がいない場合、または容疑者が自己防衛を不可能とするほどに障害がある場合、被告弁護人が訴訟事件に関して直接に委任されることがある（トルコ刑事訴訟法第150条）。

面談日：2008年2月15日

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

S17: Hasan Fendoglu教授 — 首相府人権統括会議議長

- 17.1 Hasan Fendoglu 教授は、首相府内に創設された人権統括会議議長である。人権部局の目的は法 3056 の第 17/A 条に規定されている。人権部局の目的は、人権に関連した問題を担当する国家当局や民間権威機関の両方と恒久的に連絡を取り合い、これらの組織間の調整を図ること、人権に関連した規則の実施を監視すること、および人権侵害の申請を検証、調査することである。[14]

面談記録

- 17.2 Hasan Fendoglu 教授は、人権統括会議は 2000 年 10 月 5 日に提起された布告に基づいて首相府の下に創設された。首相府がこの布告を中止したため、人権統括会議は 2001 年 4 月 21 日、法 4643 に基づいてそれ自体に合法的な地位を付与された。
- 17.3 人権統括会議の任務は以下の通り。
- a) 人権に関連した問題を担当する国家当局や民間権威機関の両方と恒久的に連絡を取り合い、これらの組織間の調整を図ること
 - b) 人権に関連した規則の実施を監視すること、見つけ出した結果を評価すること、申請または制定法の問題に対処すること、トルコ国家法（Turkish National Legislation）が国際人権文書に準拠することを確保するために様々な調査の調整を図ること、およびこれらの問題に関する提案を行うこと
 - c) 公共機関・組織のために、人権に関する事前サービス教育、研修、内部教育プログラムの使用を監視、評価、調整すること
 - d) 人権侵害の申立てを検証、調査すること、調査結果を評価すること、および取るべき措置に関する調査を調整すること
 - e) 首相府の協力の下に人権統括会議の目的に従って設立された評議会に事務局員を提供すること
 - f) 当局によって与えられたその他の関連任務を遂行すること
- 17.4 人権統括会議はまた、州または準州に置かれた 931 の人権委員会（そのうち 81 は州の委員会、850 は準州の委員会）からの報告を調整する責任を負っている。人権統括会議のメンバーには、非政府組織（NGO）からの個人、および役人 2 名が含まれる。
- 17.5. 法執行官による疑いのある虐待事件数について質問された Fendoglu 教授は、NGO は 2007 年前半の 6 カ月間に虐待事件 600 件、そのうち 451 件は重大事件として記録されていると述べた。ただし、同教授によると、その NGO の数字は、人権統括会議がトルコ中の人権委員会からの情報を照合した統計と一致しなかった。また、法執行官による虐待事件の調査において、

検察当局がその訴えを裏付ける証拠を見つけ出せない場合が多いと、Fendoglu 教授は述べた。

17.6 Fendoglu 教授は、受刑者および拘留者に対する虐待行為を行った罪で告発された法執行官に対してなされた訴訟事件に関連した、2007 年前半の 6 カ月間に記録された統計について報告した。この統計を分類すると以下の通り。

- 継続中の検察官調査 - 20 件
- 告訴しないとする知事の決定 - 4 件
- 継続中の人権委員会調査 - 55 件
- 責任のある法執行官に対する継続中の訴えに関して調査中、職務を続けることが許されなかった法執行官 - 7 件
- 疑惑はあっても証拠が見つからなかった、共和国検察官に対する刑事告訴 - 19 件
- 警察、つまり gendarme が関係した場合、検事長が告訴しないと決定した件数 - 11 件
- 訴えの撤回 - 2 件
- 人権委員会が人権侵害はないと決定した件数 - 5 件
- 主要刑事裁判所で継続中の事件 - 1 件

17.7 刑務所・拘置所での虐待に取り組むための政府戦略に関して、Fendoglu 教授は、受刑者および拘留者への虐待に対し、政府はゼロ・トレランス政策を導入していると述べた。とはいえ、虐待に取り組むのに適した法的枠組みがあるにもかかわらず、人々に対する警察官、つまり gendarme の消極的態度と行動はやはり問題のまま残っていると言い得た。しかし、それらは組織的な事件というよりも個人的な事件であった。さらに、Fendoglu 教授は、法的枠組みに従って実行に移す試み（実施プロジェクト）によって、トルコの拘置所での虐待報告の事件数は減少傾向にあると説明した。

17.8 Fendoglu 教授は、人権統括会議メンバー30 名は人権意識向上戦略を推進するために、トルコの様々な郡と州に文書を書き送っていると説明した。加えて、Fendoglu 教授は、人権統括会議はほんの 3 カ月前に人権意識研修教材（13 部からなる小冊子と CD）12,000 セットをトルコの法執行機関に配付したと報告した。また、Fendoglu 教授は、人権統括会議はトルコの 931 の人権委員会に対し、毎月、刑務所および拘置所に関する報告を行うよう求める文書を書き送ったと述べた。

17.9 国家の法執行官によって虐待を受けたと主張する者の背景について、Fendoglu 教授は訴えを起こした者の背景に特別なものはないと述べた。クルド族、ロマ族、トルコ族を含む多様な民族の人たちによって法執行者に対する訴訟が起こされた。

17.10 女性が司法制度を利用する権利に関連して、Fendoglu 教授は、EU 基準に従って男女は平等に法的枠組みを利用する権利があると説明した。Fendoglu 教授は、女性が利用できる保護施設の数に関するデータは持ち合わせていなかった。

- 17.11. Fendoglu 教授は、人権統括会議は内務省およびトルコの各郡知事に対し、それぞれ管轄する地域内での行方不明事件の傾向とパターンに関する情報を含め、全国で多くの子どもが行方不明になっていることについて（報道では 1 万 1,460 人の子どもがトルコで行方不明になっているとされる）文書を書き送り、2 カ月以内に回答書を送り返すよう求めたと報告した。人権統括会議チームは次に新規プロジェクトの一環として発見した事実を分析することになる。
- 17.12 政治信条のために現在、刑務所または拘置所にいる個人がいるかどうか質問されて、Fendoglu 教授は、これについての情報は持ち合わせていないが、テロ法によって拘留された者も 4 日間しか拘禁できないと述べた。
- 17.13 結論として、Fendoglu 教授は、人権統括会議はトルコ社会における人権問題について教育し、人権意識を向上させるプロジェクトを進めており、今後も進めるだろうと述べた。これらのプロジェクトには、虐待または拷問を受けたと主張する者に対して、法的救済手段に関する意識を向上させる戦略が含まれる。Fendoglu 教授はまた、人々が人権問題に関して深く知り、虐待に関する訴えを起こすことができるようになったため、人権侵害についての訴えがトルコで増加したと述べた。

面談日：2008年2月15日

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

S18: 独立警察告訴委員会プロジェクトチームの住民ツィ ニング諮問委員Jennifer Douglas-Toddおよび上級 プロジェクト責任者Hakan Arikan氏

- 18.1 Jennifer Douglas-Todd は、トルコ国家警察および国家憲兵（Gendarmerie）に対する新しい告訴制度の構築に携わる、トルコの司法・内務理事会（JHA）の住民諮問委員である。法律の摺り合わせ過程の目的は、既存の法に関連した修正を実施することだけでなく、同様に重要なことは、新規手続きの執行または実施の責任を負う機関を強化することである。[15]

面談記録

- 18.2 Douglas-Todd 女史は、トルコには警察に対する独立した告訴制度がないため、欧州評議会の決定は独立警察告訴委員会（IPCC）プロジェクトの進展を強く後押しする役割を果たしたと説明した。同プロジェクトは税関職員を含むすべての法執行官を網羅しており、直輸入した英国モデルよりもトルコに適したモデルを作り出すことになろう。
- 18.3 Douglas-Todd 女史によると、トルコにおける現行の告訴制度の主な強みは、トルコ市民が様々な公的機関や非政府組織に行って、法執行官に対して刑事問題であれば訴えを起こし、裁判手続きを進めることができる。この告訴制度の主な弱点は、法執行官に対する訴えに関するデータ記録が少ないことであった。そのため、IPCC プロジェクトでは、年間基準のそのようなデータを発表するための枠組みを設けることは、今後の傾向分析に役立つと見なされた。IPCC プロジェクトを完成させ、2段階（一つは協議を実施し、必要な法の変更を行うこと、もう一つは IPCC 自体を確立すること）で実施するには、4年がかかることが予測された。協議文書は2008年5月に発行される予定であった。
- 18.4 警察官による疑惑のある虐待の訴えの性質に関して、Douglas-Todd 女史は、トルコ人は拷問を広く定義し、受け取った一部の訴えは、英国基準では些細な訴えに類するものであると述べた。トルコ政府は、拷問問題への取り組みに向けて非常に積極的な姿勢を取っており、拷問疑惑の件数が過去数年にわたり大幅に減少したことは、公的部門と市民社会の両方が認めていた。事件に基づいて言えば、個人がテロに関係していると疑われた場合、許容範囲は法執行官と民間人の両方が変更することが可能である。これは英国で起きたブラジル人の事件に類似しており、その事件では、そのブラジル男性がテロ行為に関与していないことが確認されて、国民の態度が一変した。
- 18.5 虐待を受けたと主張する者の背景、および全国での事件の発生傾向に関しては、Douglas-Todd 女史は、虐待事件は従来、国内東部に集中していたが、イスタンブールでも起こっていたという話も聞いていた。Douglas-Todd 女史によると、ワン地域を訪問中に市民社会組織の会員から聞いた話では、警察官はキャリアの始めと終わりが正しければ良く、法執行への関心は低かった。
- 18.6 警察当局の手により虐待を体験したと主張する者に用意された救済手段に関して、Douglas-Todd 女史は、個人は様々なオフィスや組織に対し訴えを

起こすことができるが、すべての訴訟事件は司法告訴部を通じて最終的に進められるが、これが唯一の救済手段であると説明した。虐待で訴えられた警察官が起訴されるかどうか質問された Douglas-Todd 氏は、2007 年 EU 進捗報告書、および刑事免責に関するアムネスティ・インターナショナル報告書を引用して、起訴された多くの警察官は無罪判決を受けて復職したと報告した。ただし、法執行機関は違法行為に厳しいため、違法行為をした者を解雇もしており、それを証明する記録もあると述べた。

- 18.7 女性に対する人権侵害の問題について、Douglas-Todd 女史は、これは家庭内暴力から名誉殺人までの事件と関わるトルコ全体の問題であると報告した。Douglas-Todd 女史は、トルコは伝統的に家父長制社会であると述べた。女性に対する家庭内暴力やその他の人権侵害の多くの事件では、トルコ社会では警察は従来、家族を引き離すことはしないため、女性問題に対処するための訓練を受けたことがあまりない警察は個別の事件の対応を家族に委ねてしまっていた。さらに、多くの女性は経済的に自立していないため、家庭内暴力の状態から逃れることが非常に困難であった。[S18.7]
- 18.8 児童労働について質問されて、Douglas-Todd 女史は、児童労働はワンで広く見られるが、イスタンブールではさらに酷い状況であり、警察は「見て見ぬふりをしている」と述べた。Douglas-Todd 女史は、制定法が整備され、児童労働に関する多くの運動が積極的に進められているが、その実施には問題があると述べた。[S18.8]

面談日：2008年2月18日

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

S19: EU委員会代表団の委員

- 19.1 トルコへの EU 委員会代表団は、外交・政治レベルで欧州委員会の代表を務める。同代表団は同委員会とトルコの日常的な関係の経路的な役割を果たし、最新の政治上、経済上、および商業上の発展に関する報告を欧州委員会本部（ブリュッセル本部）に行う。同代表団は、トルコの改革過程および欧州連合の法体系に関連した政治上、経済上の発展、および加盟準備協定（accession partnership）に基づく短期・中期の優先事項を監視し、ブリュッセル本部に報告を行う。[16]

面談記録

- 19.2 家庭内暴力はトルコではどの程度まん延しているのか質問されて、EU 委員会代表団は、家庭内暴力は南東部地域で他の地域よりも日常的に行われているが、国全体の問題でもあると報告した。この地域では、女性が教育、司法および社会福祉に関わる機会は少なかった。EU 代表団はまた、ウルファの例を取り上げた。ウルファでは部族的結び付きが強く、保護施設も不足しているため、女性は家庭内暴力をとりわけ受けやすい。保護施設の提供について、EU 委員会代表団は、小規模な町村では保護施設の匿名性を保つことは非常に難しく、被害者の夫は保護施設の所在地を捜し出し、妻を連れ戻しに来ることがよくあると報告した。[S19.2]
- 19.3 名誉殺人の問題に関して、EU 委員会代表団は、トルコの新刑法が 2005 年に施行されるとともに、名誉殺人は現在、刑法第 82 条に基づいて殺人罪の加重理由として扱われていると説明した。しかしながら、名誉殺人の犯罪は、第 82 条に基づいて、実行された犯罪について記録された統計として具体的にまとめられていなかったため、名誉殺人の問題が実際にまさにどれほどまん延しているのかという正確な実態を掴むことは困難であった。また、名誉殺人の特徴は自殺として犯罪統計で扱われることの多い強制自殺であったが、それがやはりトルコにおける名誉殺人のまん延に関する統計分析を難しいものにした。[S19.3]
- 19.4 女性への人権侵害事件に対する警察の扱いについて質問された EU 委員会代表団は、警察は必ずしも積極的というわけではないが、女性の人権問題に関する研修を受けていると説明した。EU 委員会代表団は、例えば、警察官の中には、疑惑を調査する代わりに家に帰って和解するよう家庭内暴力被害者に話す者もいるため、女性に対する暴力事件に関する警察の態度に改善が見られるかどうかを述べることはできなかった。また、人権侵害について女性の報告が実際よりも、特に農村地域では少ないという問題がまだ残っていた。さらに、農村地域の女子は出生届が出されていないか、身分証明書を持っていないという問題があるため、名誉殺人の被害者になっても、当局が身元を探り出すことができないことが多かった。[S19.4]
- 19.5 家庭内暴力被害者への救済を行うために用意された法的枠組みに関して、必要な制定法は整備されており、とりわけ行われた申立てについて検察官が調査するための要件が含まれているため、これは大きな改善であった。ただし、法的枠組みの実施は、まだ問題として残っている。女性に対する家庭内暴力の事件について裁判所が決定を下すという方法には疑問が残る。ニュースになる良い判決もあったが、差別的で、必ずしも夫の犯罪に見合

っていない判決もあった。従って、裁判による制定法の履行は裁判所によって様々であり、一貫性は全くなかった。[S19.5]

- 19.6 家庭内暴力およびその他の女性に対する虐待に取り組むための政府戦略に関して、EU 委員会代表団は、首相府は 2006 年、女性に対する暴力撲滅に関する回覧を配布したと報告した。その首相府回覧に続いて内務省からも類似の回覧が出された（回覧 2006/17）。家族法 4380 も拡大されて、被害者の安全対策が定められており、それにより、家庭内暴力または他の虐待の被害者は暴力夫に対して禁止命令を行うよう申請することができるようになった。ただし、EU 委員会代表団は、告訴になった件数または有罪になった件数に関する情報は把握していなかった。さらに、家庭内暴力撲滅に関して上述した、政府によって配布された回覧（ただし、クルド人の NGO は、言語問題のためそれらの回覧もあまり役に立っていないと言及していた）を別にすると、EU 委員会代表団は、女性に対する人権侵害に取り組むために政府が計画するその他の戦略について認識していなかった。[S19.6]
- 19.7 家庭内暴力の事件を扱う上で法執行機関の態度に何らかの変化があったかどうか質問されて、EU 委員会代表団は、複雑な状況であり、法執行機関はまだ、警察に関する訴えを受けていると論評した。若い世代の警察官は古い世代の警察官よりも教養もあり、家庭内暴力を取り巻く問題も深く理解しているが、古い世代の警察官のやり方は非常に時代遅れであった。女性の人権問題についての研修は国中で行われていたが、警察官および農村警備隊員が女性の問題を深く理解し、敏感になったかどうかはまだ不明のままであった。警察やその他の法執行機関に対する訴えを追跡するのに適した法的機関はなかった。[S19.7]
- 19.8 法廷制度を利用できる女性の権利について、建前上、女性にも同等の権利が与えられているが、現実には、特に農村地域ではそれは真実ではないと、EU 委員会代表団は述べた。同代表団によると、農村地域の女性は教育や社会福祉を受ける機会が乏しく、トルコ語を話せない女性も多く見受けられるため、法的救済を受ける機会も制限されていた。加えて、裁判所に通訳を依頼することはできても、通訳者の能力は保証されていないため、通訳者が必要な訴訟事件に通訳者を付けることができない裁判所もあった。さらに、クルド語を話す地域では通訳者の数が一般的に不足しており、裁判所で働く行政職員がクルド人地域出身者の代理を務める場合もしばしば見られた。そのような職員を使用することは、明らかに適正でも合法的でもなかった。[S19.8]
- 19.9 EU 委員会代表団は、女性の訴訟事件を慎重に扱うことのできる女性弁護士がいると述べた。他の地域に比べトルコの主要都市には女性弁護士が多く存在した。しかしながら、アナトリア州では女性弁護士の数が他の州より少なく、またトルコの 9 つの州では弁護士協会がなかった。女性弁護士に依頼できる機会を得られるかどうかは、良い弁護士協会を利用できるかどうか、および NGO からの申し出に対する支援があるかどうかで決まっていた。弁護士を依頼する余裕のない家庭内暴力の被害者は法的経済支援を受けられ、弁護士は経済的に苦しい被害者に無償で訴訟業務を請け負ったが、EU 委員会代表団はこのような制度を農村地域で利用できるかどうかについて見解を述べるができなかった。[S19.9]

- 19.10 女性に対する人権侵害に取り組むためにトルコにおいて進められている EU 戦略に関して、EU 委員会代表团は、それらの戦略が関わっているプロジェクトが以下の通り複数あると報告した。
- 男女平等の推進
 - 虐待への取り組みに際し利害関係者による国家行動計画および戦略の構築を含む、家庭内暴力問題に積極的な利害関係者の能力を強化することを目的としたプロジェクトを通じて家庭内暴力の撲滅を図ること。EU 委員会代表团は、このプロジェクトに関する詳細な情報を伝えることになると述べた。
 - 家庭内暴力の被害女性への保護施設を増やすプロジェクト
 - 名誉殺人を記録する国家データベースを確立するプロジェクト [S19.10]
- 19.11 拘置所・刑務所での法執行官による虐待疑惑事件の問題に移ると、EU 委員会代表团は、政府の拷問と虐待に関するゼロ・トレランス政策の執行には問題があり、法執行官の刑事免責の問題も残ったままであると述べた。政府は拘置所および刑務所での虐待に取り組む複数の実験的プロジェクトを発表したが、EU 委員会代表团は、これらのプロジェクトの実施と有効性に関して特筆すべきものは何もないと見ていた。[S19.11]
- 19.12 国家の法執行官によると疑われる虐待事件がどれほどまん延しているのか質問され、EU 委員会代表团は、利用できる最近の統計はないと述べた。ただし、個人からの訴えの数は、個人を停止させ、捜索する警察権限を拡大したテロ関連法の修正の後に増加した。また、1 つの刑務所から別の刑務所に移送される中に殴打される場合も含め虐待について、および治療を受けられないことについての訴えが受刑者からあった。加えて、刑務所監視委員会に NGO の代表者などの独立委員が参加しておらず、代わりに元裁判官、および偏見の強い検察官を委員に任命していた。監視委員会もまた、定期的に調査報告を行うことも、透明性の高い報告を行うこともできなかった。EU 委員会代表团はまた、「F 型」刑務所では、余暇時間が最近の回覧によって受刑者に与えられたが、その回覧は適切に実施されていないと報告した。その理由は、実施での管理の難しさ、および人員不足であった。トルコはまだ拷問等禁止条約選択議定書（OPCAT）を批准していないが、EU 委員会代表团は批准を働き掛けていることから、間もなく批准されるだろうという希望的観測を示した。[S.19.12]
- 19.13 法執行官による虐待疑惑の申立てに関して、EU 委員会代表团は、人々が人権委員会に訴えを起こすことは極めて珍しいと述べた。これは、人権委員会が人々が不満を抱いている制度と部分的に同じであるからであった。ただし、EU 委員会代表团は、新委員長に代わった議会人権委員会に非常に期待していると述べた。
- 19.14 虐待の報告事件の特質については、EU 委員会代表团は、デモ中や暴動中に逮捕が起こると虐待報告が増加傾向になると述べた。例えば、2006 年 3 月の暴動後、報告件数は増加した。拘置所外の場所で虐待が起こったと報告されることが多かった。これは、拘留中に個人に関する健康診断書を作成する医師たちが、逮捕や拘留される前に虐待が起こっていたと述べていることからわかる。殴打や身体への暴力など虐待の種類が報告されたが、いずれも道具を使った虐待はなかった。報告される虐待事件は一般に、肉体

的な証拠や傷跡を残さないようにするため、精神的な虐待事件であった。虐待が ECHR 第 3 条の水準に達したかどうか質問されて、EU 委員会代表団は、報告事件に関する情報については NGO に依存しているため、見解を述べる立場にないとした。さらに、NGO の報告はトルコの 60%しか対象としていないため、疑惑のある虐待の特質について明確に主張することは困難であった。

- 19.15 虐待の顕著なパターン、または虐待を受けたと主張する者の背景について質問された EU 委員会代表団は、特別な背景はなく、一般犯罪で拘留される人たちが訴えを起こす場合が多いと述べた。親クルド派政党に属する人々は時に虐殺を受けたと主張したが、これには非常に政治的背景を持った人たちだけでなく、クルド派政党の平党员も含まれていた。ただし、政治的に消極的で政治グループのメンバーでないクルド人は一般的には影響を受けることはなかった。再度言うが、デモ後の拘留は普通のことであった。バトマンでは、政治的な記念祭後のデモ中に問題が起こっていた。2007 年 1 月、レイバーデーのデモから多数の逮捕者が出て、その後、警察当局から虐待を受けたとして複数の告訴がなされた。メーデーのデモ後に起こされた多くの裁判事件が司法当局によって不起訴とされたため、そのような事件における有効な司法権、および警察の刑事免責に関して論争が起こった。拘留中の人々を虐待した疑惑がもたれた警察当局に対して起こされた告訴の成功例について知っているかどうかを質問されて、EU 委員会代表団は、裁判にかけののに 17 年を要した 1 つの事件しか知らないとした。従って、EU 委員会代表団は、虐待の罪で有罪を宣告された法執行官に科された判決が犯した罪に見合うものであったのかどうかを述べることはできなかった。[S19.15]

- 19.16 EU 委員会代表団の説明によると、デモが行われた後に政府は警察官に対し、警察官の責任、およびそのような事件の最中にどう行動するかを再認識させるために回覧を配布することがよくあったが、こうした回覧の内容は次の出来事までに忘れられてしまうのは普通であった。2006 年 1 月 1 日以降、50 の回覧が明らかに配布されている。虐待の訴えを追跡するために、独立オンブズマン制度が整備されているかどうか質問されて、EU 委員会代表団はこの種の独立機関について知らないとした（オンブズマンに関する法は 2006 年に採用されたが 2006 年 9 月に否認、再採用され、さらに大統領によって承認されたが、憲法裁判所に送付された。現在、その実施は延期され、最高裁判所で係属中である）。トルコ刑法第 301 条に基づいて、刑務所に収監中の政治犯は現在、7 人である。EU 委員会代表団は、拷問・虐待容疑をかけられている警察官が、被害者に対し反訴するケースが多いと述べた。

- 19.17 就労児童に関して、EU 委員会代表団は、労働法の適用範囲は限定的であると報告した。例えば、従業員 50 人未満の農業企業は同法の適用範囲外である。マラトヤ国立児童保護施設職員に対する告発の結果に関する情報はあるのかどうか質問されて、EU 委員会代表団は、関与した 9 人の職員に対する刑事訴訟は、行政処分を科すに留まった、という情報をつかんでいと報告した。[S19.17]

面談日：2008年2月18日

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

S20: 公正発展党（AKP）Gaziantep選出の議員で、AKP 女性支部副議長Fatma Sahin

- 20.1 Fatma Sahin 女史は公正発展党（AKP）の Gaziantep 選出の国会議員であり、公正発展党女性支部の国家議長である。Sahin 女史は 2002 年度から 2007 年度までの議会会期で、名誉殺人に関する議会調査委員会の議長を務め、2006 年名誉殺人報告書を作成した。家庭内暴力および名誉殺人の問題がトルコでどれほどまん延しているか質問され、同女史は、この 4 カ月間、女性に対する暴力および名誉殺人の問題を調査するトルコ議員会議の予備委員会の議長を務めたと説明した。同女史はまた、市民社会組織、NGO および学識経験者が協力して、過去 5 年間にトルコ社会で家庭内暴力と名誉殺人の発生状況を調べる研究プロジェクトにも関わっていた。この調査プロジェクトの開始以前は、家庭内暴力と名誉殺人は地域間共通の問題であると思い込んでいたが、それは事実ではなく、家庭内暴力と名誉殺人は、農村から移住者を受け入れている地方部や都市部で他の地域よりまん延していると、Sahin 女史は述べた。[S20.1]

面談記録

- 20.2 この調査プロジェクトの開始以前は、家庭内暴力と名誉殺人は地域間共通の問題であると思い込んでいたが、それは事実ではなかったと、Sahin 女史は述べた。Sahin 女史によると、家庭内暴力と名誉殺人は移住者を受け入れている地域で他の地域よりまん延していた。[S20.2]
- 20.3 Sahin 女史は、調査プロジェクトの一環としてディヤルバクル、ウルファ、ワンなどの 5 都市で 2 カ月間に及ぶ現地調査が実施され、事件の高い発生率が記録されたと説明した。同プロジェクトの一環として、保護施設にいる女性や刑務所にいる男性を含む 100 人に面談がなされた。証拠を照合した結果、発生している事件から家族構造に類似性があることがわかった。つまり、ほとんどの場合、女性の虐待被害者は低学歴で経済的に自立しておらず、しかも自分の生活に関して自立的な決定ができるほど強くなかった。事件はまた、伝統的な部門（農業）から近代的な部門（工業）へと移行した地域社会で起こっていた。また、イスタンブール、イズミル、アンカラなどの主要都市では、英国のような国で確認される事件と類似した事件も起こっていた。[S20.3]
- 20.4 調査プロジェクトの完了後、Sahin 女史の説明によると、同プロジェクトに関わった様々なグループは、女性に対する人権侵害への取組みに関する国家行動計画の立案に複数の大臣が参画すべきであると考えようになった。国家行動計画は策定され、その結果、首相は家庭内暴力を社会問題と見なす指令を発布した。

Sahin 女史はさらに、国家行動計画および首相指令によって、政府当局、および女性の人権問題に取り組むその他のグループが虐待の取組みの中で力を付け、この目的のため、複数の関連プロジェクトが実施されたと報告した。

- 4 万人の兵士が家庭内暴力および名誉殺人に関連した問題に関する研修を受けた。

- 家庭内暴力の加害者に対しより重い判決を下すために、刑法の規定が修正された。
- 名誉殺人罪に関して、加害者は減刑を受けるようになっていたが、トルコ刑法の修正後、名誉殺人は殺人罪として扱われ、加害者はその犯罪に見合った判決を宣告されるようになった。
- 女性に対しては裁判所を容易に利用できるように、また裁判官に対しては再犯者になりやすい家庭内暴力犯罪加害者を監視することができるようになるため、下部組織の家庭裁判所を設ける家族法（法 4320）の修正が実施された。[S20.5]

- 20.6 Sahin 女史によると、調査プロジェクトの完了後、女性の地位総局は女性問題に関する四半期報告書を作成したが、この報告書は政府指令を更新するための基準として使用された。政府および国家機関が 2002 年まで戻って社会問題として家庭内暴力および女性に対するその他の虐待を認識して以降、政府は国家行動計画を通じて、かつ法的枠組みの更新に取り組むことによって、その問題を撲滅しようとしてきたと、Sahin 女史は述べた。
- 20.7 女性に対する人権侵害の発生に関して記録された統計と実際の発生件数の間に相違はあるかどうか質問されて、Sahin 女史は、農村地域の女性は問題を家族内に留めるため訴えを行うことがまだできないが、トルコ社会全体では女性は一般に、以前よりも積極的に訴えを行うようになったと報告した。グローバル化、民主社会の一員となったという意識、および女性の人権への意識を向上させる情報の共有をもたらすメディアのおかげで、女性は法的救済を利用する機会を得られる立場になったと、Sahin 女史は述べた。従って、報告された家庭内暴力の事件数の増加は、トルコにおける女性に対する虐待の増加を必ずしも示すものではなく、むしろ女性が法的権利、およびその法的権利を保護する方法についての認識を深めたという事実を示すものである。[S20.7]
- 20.8 農村地域での家庭内暴力の問題への取り組みについて、Gaziantep 選出の議員 Sahin 女史は、そうした農村地域で「娘たちよ、学校へ行こう」という運動が進行中であると説明した。この運動によって女子 25 万人がこれまでに復学した。教育に関する女子の人権意識を向上させることは、Sahin 女史によると、主要な優先事項であり、その後の人生に起こり得る女性に対する虐待の根絶に重要な役割を果たすと見なされている。[S20.8]
- 20.9 人権侵害についての女性からの訴えを扱う警察の態度について質問されて、Gaziantep 選出の AKP 議員 Sahin 女史は、微妙な女性の問題について警察の意識を高める目的として 4 万人を上回る警察官への実地研修プログラムでは、実際の影響を評価するために厳しい監視が必要であると報告した。[S20.9]
- 20.10 Gaziantep 選出の AKP 議員 Sahin 女史は、以前最も影響を受けたグループは、南部地域や南米部地域のグループであったが、その後、黒海地域でも事件が起こっていることがわかったと報告した。再度言うが、Sahin 女史によると、黒海地域で名誉殺人の影響を受けた女性は学歴の低い女性であった。[S20.10]

- 20.11 政府の重点事項は今は、教育と就労の機会を得るという観点から、女性に対する人権侵害の問題への取組みでは予防的手段を推進することであり、国家行動計画内でそれらの教育と就労を他の様々な要素と組み合わせることが必要であると報告した。政府の第一党として、AKP は女性の分野で多くの野心的な行政措置を実施し、女性問題を政府の重要課題として優先順を下げることはなかった。女性問題に対する AKP の活動については、EU がトルコに関する年間報告の中で言及しており、夫婦間強姦を犯罪と規定するようトルコ刑法を修正しようとする AKP の運動は、これまでの保守政府では追求されないものであった。AKP 自体では女性の代議員の割合は10%であった。[S20.11]
- 20.12 また、Sahin 女史の報告によると、EU 加盟の 15 カ国から女性市長をトルコに招待し、その職務の経験を語ってもらい、さらに望むらくはトルコ全土の女性に 2009 年の市長選挙に立候補するよう激励してもらうことを目的として、AKP は 2008 年 3 月 8 日、国際的なイベントの開催を予定している。

面談日：2008年2月18日

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

付属文書A ― 用語集

AKP	公正発展党（トルコの与党）
DTP	民主社会党
EC	欧州委員会
EU	欧州連合
FCO	外務英連邦省
HRP	人権統括会議
IHD	人権協会
IPCC	独立警察告訴委員会
MoJ	司法省
NGO	非政府組織
OCHA	国連人道問題調整部
TIHV	トルコ人権協会
UN	国連
UNDP	国連開発計画
UNFPA	国連人口基金
UNHCHR	国連人権高等弁務官事務所
UNHCR	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	国連児童基金
SHCEK	社会福祉・児童保護機関
WWHR	女性の人権のために働く女性たち

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

付属文書B トルコ地図



<http://www.factmonster.com/atlas/country/turkey.html>

目次に戻る
情報提供者発言一覧に戻る

付属文書C — 家族保護法4320に関する記述

2007年4月26日付の法4320修正5636/1の全文

第1条 — 同居している場合であれ、離婚の裁判所裁定を保留している場合であれ、結婚しているが法的に別居することが認められているか、実際に別居している場合であれ、配偶者もしくは子ども、または家族の他の一員が家庭内暴力にさらされ、かつトルコ民法の規定に加えて、具体的な状況を考慮して、被害者もしくは検事正のいずれかによって告知がなされた時は、家庭裁判所の裁判官は職権により（sua sponte）以下に示す 1 つまたは複数の裁定を下すか、または適切と見なされるその他の措置を講じることができる。被告の配偶者は以下の裁定を命じられ得る。

- a 家族の一員に対して暴力または脅迫的な言動を用いないこと
- b 家族の他の人たちと生活を共にする住居を出て、家族の他の人たちが一緒にもしくは別々に生活する住居、または職場に近付かないこと
- c 家族の他の人々の財産に損害を与えないこと
- d 通信機器を使って家族の他の人たちに苦痛を与えないこと
- e 武器または類似の道具がある場合は、それを法執行官に引き渡すこと
- f アルコール他の中毒物質の影響を受けた状態で暴力被害者の住居または職場に行ったり、そうした場所にかかる物質を使用したりしないこと
- g 病院等に治療や診察の申込みをすること

上述の措置は6カ月を超えない期間に適用でき、暴力に頼る配偶者または家族の他の一員が裁定に従わない場合、その者は逮捕または監禁の対象となると警告されるものとする。暴力に頼る配偶者または家族の他の一員が家族の稼ぎ手であるか、家族の収入に貢献している場合、裁判官は被害者の生活水準を考慮するものとし、扶養費がそれまで規定されていなかった場合、トルコ民法の規定により被害者が要求しなくても、扶養費について裁定を下すことができる。申請の手数料はこの制定法に基づいて請求されず、法的措置には、裁判所裁定を実施するために手数料がかかる。

第2条 — 2007年4月26日付修正 5636/2

保護命令の謄本は裁判所によって検事正に委託される。検事正は法執行機関を通じてその命令の適用を監視する。関係当事者が保護命令に従うことができない場合、被害者が申請書を提出しなくても、法執行機関はその職権により調査を実施し、できるだけ短時間に文書を検事正に引き渡す。

検事正は命令に従わない配偶者または家族の一員に対し治安判事（刑事）裁判所に訴訟（公共刑事訴訟）を起す。それが別の事実上の犯罪を構成するとしても、裁判所は保護命令に従うことができない配偶者または家族の一員に対し懲役3～6カ月を追加した判決を下すものとする。この法の実施に関する問題は規則によって体系化するものとする。

第3条 — この法は公布された日付から効力を発する。

第4条 — この法の規定は閣僚評議会によって実施される。

法の条項の当然の帰結

第 1 条 — トルコ民法の規定に加えて、1つまたは複数の保護裁定を確保するため、草案の第 1 条は、家族内で虐待に苦しむ家族の一員について規定し、その告知は被害者または検察官のいずれかによってなされる。例えば、アルコールの影響を受けた状態で夫が帰宅し、妻と子どもを虐待した場合、裁判所は夫に対し「アルコールの影響を受けたまま帰宅してはならない」裁定を下すこともできれば、夫を家から遠ざける必要がある場合、「妻の家や職場に近付けない」、「妻の所有物に損害を与えない」、「被告の夫の職場や雇用者に知らせる」、「被告の夫が夫婦の共有する家に来るのを禁じる」など、複数の裁定を下すこともできる。異常な事態では、裁判所は列挙した裁定に加え、その他の類似の裁定を下すこともできる。治安判事裁判所は、被害者が再度虐待を受ける可能性があると判断した場合、証人を求めたり、被告側からの意見聴取を行ったりすることなく、申請後直ちに命令を下すこともできる。虐待に受けている者は、裁判所に対し虐待にさらされているかどうかを証明する責任はない。裁判所は最高 6 カ月間の裁定を下すことができ、被告が裁判所の裁定に従わない場合、被告は逮捕または監禁の対象となると警告される。裁判長は被害者が困窮するのを防ぐため、扶養命令を下すことができる。扶養費の金額を設定するには、調査を行い、原告と被告の両方の生活水準を決定する専門家が必要とされる。被害者が経済的負担を被らないよう、治安判事裁判所への申請に関する費用は請求されないものとする。

第 2 条 — 草案の第 2 条に従って、保護命令の謄本は治安判事裁判所によって検察官に送付されるものとして、同命令が守られることを確認する責任は警察に委託されるものとする。保護命令が守られていない場合、被害者が正式の申請書を提出しなくても、警察は独自の調査を行い、できるだけ短時間に文書を検察官に送付するものとする。検察官は、保護命令に従わない配偶者に対し、国家の名の下に治安判事裁判所で訴訟を起こすものとする。前述の訴訟事件は刑事裁判所に関する法によって予め定められた方法と迅速さで行われるものとする。

裁判の結審時に、保護命令の規定に従っていない配偶者は別の犯罪で有罪とされ、懲役 3～6 カ月の判決の対象となる。この条項で予め定められた実刑判決を下すには、被告が保護命令に従うことができず、また家族の融和がいつまでも危険にさらされてきたことから、裁判所によって被告に対し警告がすでに出されていることが前提である。実刑判決の上限を 6 カ月に設定した目的は、抑止効果として働き、かつ判決がトルコ刑法の第 119 条に予め定められた刑罰の範囲内に入らないようにすることである。

第 3 条 — 法はその発布と同時に効力を発する。

第 4 条 — 法の実施は所轄官庁の責任である。

付属文書D – トルコ弁護士協会連合会の法律扶助規則

http://www.barobirlik.org.tr/mevzuat/avukata_ozel/avukatlik_kanunu/docs/LEGAL_AID_REGULATIONS.doc

第1部

目的、範囲および基本

第1条（目的） – これらの規則の目的は、1969年3月19日付の弁護士業法の第176～181条により、法律扶助に関する手続きおよび原則を設けることである。

法律扶助の目的は、個人が訴訟を起こす権利に対する障害、および訴訟を起こす権利の行使における平等の保証に対する障害を克服するために、弁護士費用および訴訟費用を支払う能力のない者が利用できる弁護士業務サービスを提供することである。

第2条（範囲） – これらの規則は、1969年3月19日付の弁護士業法 1136 第 180 条に従って、弁護士協会の分割、およびトルコ弁護士協会連合会の口座に移転される金銭の活用に適用され、さらに法律扶助事務所（Legal Aid Office）の設立、任務および責任、担当する弁護士の身元と手数料の決定、および法律扶助の運用と調査にも適用される。

第3条（法的基本） – これらの規則は 1969 年 3 月 19 日付の弁護士業法 1136 第 176～181 条に従って作成された。

第2部

一般規定

第4条（法律扶助事務所および代表者） – 弁護士協会の理事会によって選定された、十分な数の担当弁護士からなる法律扶助事務所は、それぞれの弁護士協会の地域に設立される。弁護士協会の理事会はまた、5名以上の弁護士が揃う弁護士協会の地域外にある管轄地域の法律扶助事務所の代表者として1名の弁護士を指名することもできる。必要な場合は、十分な数の代表補佐を置くこともある。

法律扶助事務所および代表者は、1969年3月19日付の弁護士業法 1136 に規定された任務、および弁護士業法と規則に従って弁護士協会の理事会によって割り当てられた任務を遂行する。

法律扶助事務所および代表者は、弁護士協会理事会の法律扶助問題の扱いを担当する理事の責任と監督の下で活動する。

法律扶助事務所および代表者には、任務遂行のために十分な職場空間、事務設備および職員が提供され、費用は法律扶助手当から支払われる。

弁護士協会は、研修目的で一時的に見習い弁護士を法律扶助事務所および代表者に配属し、業務を遂行させることもできる。

第5条（法律扶助依頼） – 法律扶助の依頼は、扶助サービスを行う法律扶助事務所またはその代表者に対し行われる。依頼する際に法律扶助申請書を記入し、法律扶助功績簿に登録する。

法律扶助事務所または代表者は、依頼者から必要な情報および文書の提出を求め、依頼の正当性に問題がないと判断した時は調査を行い、必要な場合、決定を行う。公的および民間の組織・機関はこの調査期間、法律扶助事務所および代表者に対し支援を行う。

法律扶助依頼が却下された場合、依頼者は通知日から 15 日以内に口頭または書面により弁護士協会会長に申請を行うことができる。弁護士協会会長は 7 日以内に決定を下す。これが最終決定となる。

第 6 条（法律扶助の報酬） —

a) 法律扶助の依頼が承認された場合、その事実が覚書に記録される。依頼者は、弁護士活動の終了時に弁護士に支払われる手数料、および依頼者が受け取る物質的利益がある場合はその 5% を弁護士協会に支払い、かつ担当弁護士に支払われる手数料の 2 倍の額、および後で法律扶助が正当でないことがわかった場合は、本件の問題に関する法定金利を含む、負担したあらゆる費用を返済するという趣旨で誓約書を提出するよう求められる。

訴訟費用を支払うことのできない者については、1927 年 6 月 18 日付の民事訴訟法 1086 の第 465～472 条に従って法律扶助の依頼が行われる。この依頼が却下された場合、当事者は弁護士手数料以外の訴訟費用を支払うよう求められる。支払うことができない場合、法律扶助の依頼は却下されることもある。

ただし、訴訟費用を支払うことができないことが明確になった場合で、かつ法律扶助の依頼者の正当性に確信がある、または強く印象付けられた場合は、法律扶助事務所または代表者の推薦、および弁護士協会理事会の決定に基づいて、法律扶助資金から支払いが行われる。

裁判が免訴となった場合、返済すべき手数料は法律扶助資金に移転される。

b) 法律扶助の依頼が承認されると、1 人または複数の担当弁護士が決められ、必要な活動が行われる。必要な情報、文書、委任状、および担当弁護士への連絡指示書を添えて、任命状の写しが依頼者に付与される。当該活動に関する任命状、情報、文書および委任状、および法律扶助が却下された場合に当該活動で事前に支出が必要となる金額を受領次第、担当弁護士は弁護士業務サービスを提供する義務を負うことになる。

依頼者が当該活動の遂行に必要な文書および情報を用意できなかった時、および弁護士手数料以外の義務的な裁判費用を支払わなかった時、あるいは委任状を付与しなかった時は、担当弁護士の義務は停止される。担当弁護士は、任命を行った法律扶助事務所または代表者に遅延することなく事実を報告する。

c) 任命に際しては、弁護士が申告した専門分野が考慮される。

d) 担当弁護士が正当な理由で当該活動を遂行することを望まない場合、任命通知の受領日から 15 日以内に料金表に示された活動に対する手数料分を弁護士協会に支払うことによって、担当から外れることができる。

e) 担当弁護士は、1969 年 3 月 19 日付の弁護士業法 1136 の規定に従って、当該活動をその完了まで続ける義務を負う。その他の訴訟と執行手続き、または類似の法

的手段は、当該活動と関連性がある場合でも、当面の当該活動の範囲外にあると見なされることがある。

f) 法律扶助事務所または代表者は担当弁護士によって行われるサービスの進捗度を監視する。担当弁護士は、当該活動のいかなる段階でも、書面で依頼された情報および文書を用意する義務を負う。

当該サービスが完了次第、担当弁護士は遂行された当該活動に関する報告書、および当該サービスの完了を証明する文書を法律扶助事務所または代表者に提出する。

第 7 条（手数料） — 法律扶助を担当する弁護士は、最低弁護士料金表に示された当面の当該活動に対する手数料を支払われる。2 名以上の弁護士が任命された場合、各弁護士は別々に同額の手数料を受ける。手当が許される範囲で、当該サービスの開始に関する文書を作成次第、弁護士手数料を前払いすることが原則である。

正当な理由なしに、担当の法律扶助サービスを完了できない弁護士は、受領した手数料の 2 倍の額を弁護士協会に支払う義務を負う。

第 8 条（法律扶助事務所の収入） — 法律扶助事務所の収入は以下の通り。

- a) トルコ弁護士協会連合会が弁護士協会に供与する法律扶助手当
- b) 公的および民間の機関・組織、州政府および地方自治体の予算から弁護士協会に付与された財政的援助金
- c) 法律扶助を目的として行われるすべての寄付金
- d) 正当な理由なしに法律扶助サービスを中止するか、またはサービスを完了できないことに対する回収金
- e) 任命状により依頼者から受領した金額
- f) 法律扶助を担当する弁護士が受け取る手数料の 10%、および受益者に有利になるよう裁定された額（これに対し手数料が適用される）の 5%

第 9 条（法律扶助事務所の経費） — 法律扶助事務所の支出は以下の通り。

- a) 法律扶助を担当する弁護士に支払われる手数料、およびそれに関連した交通費
 - b) 法律扶助事務所に雇用される職員に支払われる給与
 - c) 事務設備、文房具などの諸経費
- 法律扶助のための資金は法律扶助サービスのみに使用され、法律扶助事務所の予算とは分けて示される。余剰収入はそのまま翌年度に繰り越される。

第 10 条（弁護士協会間での法律保持資金の分割） — トルコ弁護士協会連合会は、1969 年 3 月 19 日付の弁護士業法 1136 の第 180 条に従って収集された資金を同連合会予算の法律扶助支部に移転して、その資金を別の銀行口座に貯蓄できるようにする。これらの資金の 25%は、法律扶助経費およびトルコ弁護士協会連合会の法律扶助均衡資金に割り当てられ、その他の資金は弁護士協会に送られる。

各弁護士協会は 5 つの基本ポイントを割り当てられる。法律扶助割当ポイントを計算するために、特別ポイントが基本ポイントに追加される。

- a) 会員数に基づいて弁護士 25 人ごとに特別ポイントとして 1 ポイントが追加される。
- b) 人口に基づいて 5 万人ごとに特別ポイントとして 1 ポイントが追加される。
- c) 経済開発の取組みを優先する地域にある弁護士協会ごとに特別ポイントとして 3 ポイントが追加される。

計算上、増分総数の 0.5 ポイント未満の端数は切り捨てられる。0.5 ポイント以上 1.0 未満の端数は整数第 1 桁に切り上げられる。

弁護士協会に割り当てられる法律扶助資金は以下の数式によって計算する。

[トルコ弁護士協会連合会の予算のうち法律扶助資金総額] X 0.75 X [弁護士協会の法律扶助割当ポイント]

1 年度期間に弁護士協会に送られる割当額は、年度末に各弁護士協会に個別に報告される。

年度末前に法律扶助割当額を使い果たした弁護士協会は、付属の法律扶助事務所が支払った支出、追加資金要請の正当な理由、および進行中の法律扶助活動を示す報告書を提出することによって、トルコ弁護士協会連合会の法律扶助資金から追加資金を要請することができる。追加資金は、その要請が適切であると見なされた場合、トルコ弁護士協会連合会理事会によって付与される。

1 年度期間に使い切れなかった割当額は翌年度に繰り越される。2 年連続で使い切れなかった割当額は新年度の割当額分から差し引かれる。

弁護士協会は毎年度末に法律扶助年度末報告書を作成し、トルコ弁護士協会連合会に提出する。トルコ弁護士協会連合会では、これらの報告書に基づいて決算が行われる。

弁護士協会に割り当てられる資金は 4 回に分割して支払われる。弁護士協会は最初の分割分を受領後に四半期報告書を作成し、トルコ弁護士協会連合会に提出する。

2 回目の分割分は、その報告書および支出が規則に準じていることが確認された後に支払われる。3 回目、4 回目の分割分も同様の手順が適用される。

第 11 条（法律扶助事務所への査察） — 弁護士協会理事会は適時、法律扶助事務所および代表者の運営状況を査察することができる。法律扶助事務所は毎年度末、その活動（代表者の活動も含む）を網羅した報告書を弁護士協会理事会に提出する。

暫定第 1 条 — 弁護士協会理事会は付属の法律扶助事務所で活動する弁護士、必要な場合は代表者に業務を割り当て、法律扶助事務所の設立完了を書面によりトルコ弁護士協会連合会に報告する。法律扶助事務所の設立について報告しない弁護士協会には、資金は割り当てられない。

第 12 条（発効） — これらの規則は公布日をもって効力を発する。

第 13 条（執行） — これらの規則の規定はトルコ弁護士協会連合会の理事会によって執行される。

付属文書E－2008年2月11～20日におよぶ対トルコ英国 国境移民局事実調査団の質問書

はじめに

英国国境移民局（BIA）の出身国情報（COI）サービスは、庇護認定過程に関わる役人が使用するために、英国への亡命希望者を生み出す国に関する客観的な情報を作成する責任を負っている。

COI サービスは、既存の刊行済みの情報源からは入手できない、トルコ国籍所有者の難民申請において発生する広範な問題に関する詳細な情報を入手するために、近いうちにトルコに事実調査団を派遣する予定である。同調査団は2008年2月11～20日にわたり調査を行う。

調査団は、検討される問題に対する多様な見解を示す広範な情報提供者と面談するつもりである。調査団が入手した情報は報告書の形で刊行され、BIAの役人および控訴裁判所が庇護および人権の申請に関して意思決定の情報に役立てるために使用されることになる。

調査団は面談ごとにメモを取り、正確性と透明性を確保する形で被面談者の見解を示すのに注意を払う。各被面談者は草稿にまとめられた形で面談の内容を見て、修正を加え、内容に満足した場合、その刊行に明確な同意を示す機会が与えられる。入手した情報の提供者を明らかにするのが望ましいが、匿名を望む被面談者の場合は、匿名のままにすることもできる。

調査団のメンバーは事前に、この調査に参加できる個人または組織に謝辞を述べていただきたい。調査団が情報を得たいと考える問題を以下に示す。

1) 女性

家庭内暴力、強姦・性的暴力、および名誉殺人に関する情報が必要である。特に、女性に用意された保護、救済および保護施設に関する情報が必要である。

家庭内暴力、強姦・性的暴力および名誉殺人の発生

- 家庭内暴力はトルコではどれほどまん延しているのか。
- 地理的もしくは社会的基準に従って、発生についてどう思うか。
- 過去2年間の家庭内暴力、強姦・性的暴力および名誉殺人の事件数に関する統計はあるか。
- 公式の事件数と事件疑惑の件数の間に大きな相違はあるか。

法的枠組みおよび執行

- 家庭内暴力、強姦・性的暴力および名誉殺人に対する救済措置を付与するために、どのような法的枠組みが用意されているのか。

- 家庭内暴力、強姦・性的暴力および名誉殺人に関する法的規定の執行はどれほど有効であるか。
- 家庭内暴力、強姦・性的暴力および名誉殺人の事件で過去2年間に起訴された件数はどれほどか。
- 犯罪の種類別に見て起訴された事件のうち、有罪となった件数はどれほどか。
- 加害者はどのような刑罰を受けたか。判決は犯した罪に見合っていると考ええるか。
- 執行当局はこうした問題を扱うために十分な研修を受けているか。また、訴えに対し、どれほど迅速に対応するか。
- 家庭内暴力と関連した問題に対する警察および法執行機関の態度が変わりつつあることを示す証拠はあるか。
- 家庭内暴力、強姦・性的暴力および名誉殺人の訴えを追跡する法的機関はあるか。ある場合は、その期間の権限は何か。

女性が法廷制度を利用できる機会

- 女性は、女性に用意された刑事上もしくは民事上の救済を求める法廷制度を利用する平等の機会を与えられているか。
- 読み書きできない女性のための規定は法制度内にあるか。
- 特に高い意識が必要な問題を扱う女性弁護士は用意されているか。
- 弁護士費用を払えない女性に対し、どのような無償の法律扶助が用意されているか。
- 女性によって起こされた事件は立件され、男性と平等に扱われるか。

政府の戦略および議会の調査

- 女性への虐待に関して政府は声明を行ったことはあるか。
- 政府主導の運動「家庭内暴力撲滅」にどのような進展があるか。
- 女性への虐待を防止するために、政府による戦略は他にあるか。
- 2005年女性の日のデモでの職権乱用がきっかけとなった調査に関して何か最終結果は得られたか。
- Gaziantep選出のFatma Sahin議員が主導した2006年の名誉殺人に対する議会調査によって、どのような結果が得られたか。

保護施設および支援

- 法廷制度外では、どのような組織・NGOネットワークが救済を求める女性に援助と支援を行っているか。
- 全国には何カ所の保護施設が用意されているか。
- 政府およびNGOが提供する保護施設の割合は何パーセントか。

2) 受刑者および拘留者の扱い

- 受刑者・拘留者への虐待の発生件数
- 受刑者・拘留者に対する虐待事件は昨年、何件報告されたか（あるいは最新の数字は何件であるか）。
- ここ数年間における警察署での虐待の報告数は、どのような傾向を示しているか。
- 虐待はどのほどまん延しているか。現在の発生状況についてどう思うか。
- 虐待はどこで起こるか。どの施設または場所、および国内のどの地域で起こるか。
- どのような形の「虐待」が起こるのか、そのうちどれが「拷問」と見なされるか。

虐待された受刑者・拘留者の背景

- 虐待を受けた者に特有な「背景」はあるか。
- それらには分離主義的な考えを持つクルド人も含まれるか。
- それらには「一般」犯罪で逮捕された者も含まれるか。
- 法的枠組みおよび執行
- 警察の受刑者・拘留者の権利を保護するために用意された法的枠組みは何か。
- 拷問に対する当局による「ゼロ・トレランス」の取り組みはあるか。
- 虐待疑惑は調べられ、事件は裁判にかけられるか。
- そうであれば、誰が訴訟を起こすか。
- 受刑者・拘留者への虐待で警察官が昨年、告訴された件数は何件か（あるいは最新の数字は何件であるか）。
- 昨年、受刑者・拘留者への虐待で有罪を宣告された警察官は何人いるか。

- 判決は犯した罪に見合っていると考えるか。
- 拘留中の拷問を撲滅するための人権監視体制の進展に関する最新情報はあるか。

虐待を防止するための政府その他の戦略

- 拷問問題に関する政府声明にはどのようなものがあるか。
- 受刑者・拘留者への虐待を防止するために実施されている政府戦略は何か。
- 政府が資金を提供する戦略は他にあるか。
- 虐待の訴えを追跡する独立オンブズマンまたは他の法定機関はあるか、ある場合はその権限は何か。

3) 子ども

- 児童労働を禁ずる法が国内のどの地域に適用され、どの地域に適用されないか。
- 不法な児童労働の使用で何件の訴訟が起こされたか。そのうち、何件が有罪となったか。
- 若年結婚の事件で何件の訴訟が起こされたか。そのうち、何件が有罪となったか。
- 2005年10月に起こされたマラトヤ国家児童保護施設の9人の職員に対する訴訟の結果に関する情報はあるか。
- トルコにおける非嫡出子として生まれた子どもに関する統計を入手することはできるか。女性またはその子どもはどの程度まで不名誉と見なされるか。

[目次に戻る](#)
[情報提供者発言一覧に戻る](#)

付属文書F – 原資料の参考文献

- [1] **Kurdish Human Rights Project – August 2006**
<http://www.khrp.org/publish/p2006/TORTURE%20IN%20TURKEY%20The%20Current%20Status.pdf>
Accessed 12 March 2008
- [2] **Amnesty International - Memorandum on AI's recommendations to the government to address human rights violations, 1 August 2005**
<http://asiapacific.amnesty.org/library/Index/ENGEUR440272005?open&of=ENG-TUR>
Accessed 12 March 2008
- [3] **European Committee for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment (CPT) - 7 to 15 September 2003**
http://www.cpt.coe.int/documents/tur/2004-16-inf-eng.htm#_Toc70223024
Accessed 12 March 2008
- [4] **Women for Women's Human Rights (WWHR) – New Ways**
<http://www.wwhr.org/>
(a) Law No. 4320 on the Protection of the Family
http://www.wwhr.org/law_no_4320.php
Accessed 3 April 2008
(b) List of Critical Issues in Turkey - prepared by Women for Women's Human Rights - New Ways at the CEDAW 32nd Session, January 2005
http://www.wwhr.org/files/WWHRNewWaysCritical_IssuesTurkey.pdf
Accessed 30 April 2008
- [5] **UNFPA - The Private Sector Joins Turkey's Campaign to End Violence against Women** <http://www.unfpa.org/news/news.cfm?ID=932>
Accessed 12 March 2008
- [6] **Child Information Network in Turkey**
(a) Article 28 <http://www.die.gov.tr/cin/article-28.html>
Accessed 7 April 2008
(b) Definition of a Child-Article 1 <http://www.die.gov.tr/cin/article-1.html>
Accessed 7 April 2008
(c) Article 7 <http://www.die.gov.tr/cin/article-7.html>
Accessed 7 April 2008
- [7] **BBC News**
Timeline: Turkey, last updated 9 February 2008
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/1023189.stm>
Accessed 12 March 2008
- [8] **Human Rights Association - TWENTY YEARS FULL OF GLORIOUS STRUGGLE** <http://www.ihd.org.tr/eindex.html>
Accessed 13 March 2008
- [9] **Mazlumder (Insan Haklari ve Mazlumlari Icin) Turkish web-site**
<http://www.mazlumder.org/ana.php?konu=ana&lang=tr>
Accessed via Amnesty International
<http://asiapacific.amnesty.org/library/Index/ENGEUR440272003?open&of=ENG-TUR>
Accessed 13 March 2008

- [10] **Ankara Barosu** <http://www.ankarabarusu.org.tr/englishpages/default.aspx>
Accessed 13 March 2008
- [11] **Democratic Society Party (Turkish: Demokratik Toplum Partisi - DTP)**
<http://www.dtpgm.org.tr/> (membership required) access via Responses to Information requests (RIRs) <http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=451310>
(a) Parties and Elections in Europe <http://www.parties-and-elections.de/news2005.html>
Accessed 13 March 2008
- [12] **Human Rights Foundation of Turkey (HRFT)**
http://www.tihv.org.tr/EN/index.php?option=com_content&task=view&id=31&Itemid=55
Accessed 13 March 2008
- [13] **Social Services and the Child Protection Agency (Turkish web-site)**
<http://www.shcek.gov.tr/> accessed via
http://www.unicef.org/ceecis/media_5744.html
(a) Turkey's Implementation of the Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child (page5)
<http://www.icc.org.tr/documents/OPSC%20NGO%20Report-Turkey.pdf>
Accessed 14 March 2008
- [14] **Republic of Turkey Prime Ministry Human Rights Presidency**
<http://www.ihb.gov.tr/ENGLISH/legislation.htm>
Accessed 14 March 2008
- [15] **Jennifer Douglas Todd – Twinning Project Advisor**
An Independent Police Complaints Commission & Complaints system for the Turkish National Police and Gendarmerie
- [16] **Delegation of the European Commission to Turkey** – updated 21 January 2008 <http://www.avrupa.info.tr/Delegasyonumuz/Gorev.html>
Accessed 14 March 2008
- [17] **European Commission –**
(a) Turkey 2006 Progress report
http://ec.europa.eu/enlargement/pdf/key_documents/2006/nov/tr_sec_1390_en.pdf
Accessed 12 May 2008
(b) Turkey 2005 Progress report
http://ec.europa.eu/enlargement/archives/pdf/key_documents/2005/package/sec_1426_final_progress_report_tr_en.pdf
Accessed 14 May 2008
(c) Turkey 2007 Progress report
http://ec.europa.eu/enlargement/pdf/key_documents/2007/nov/turkey_progress_reports_en.pdf
Accessed 14 May 2008
- [18] **Right-to-Education: Turkey** <http://www.right-to-education.org/content/age/turkey.html>
Accessed 19 March 2008

- [19] **World organisation against torture (OMCT)**
 (a) Violence against Women in Turkey - A Report to the Committee against Torture
http://www.omct.org/pdf/VAW/Publications/2003/Eng_2003_09_Turkey.pdf
 Accessed 19 March 2008
- [20] **Immigration and Refugee Board of Canada**
 Turkey: Prison conditions and the treatment of prisoners in civilian and F-type prisons, including the prevalence of torture and the state response to it (2006-2007), 7 June 2007. TUR102517.E <http://www.cisr-irb.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=451312>
 Accessed 3 April 2008
- [21] **Minister Responsible for Human Rights**
 Zero Tolerance policy – implementation. Circular Minister Responsible for Human Rights issued to all Provincial Governors. 23 March 2008.
http://www.ihb.gov.tr/mevzuat/genelge_24_Mart_2008.htm
 Accessed 3 April 2008
- [22] **The Human Rights department at the Turkish National Police**
Disciplinary action Statistics – Copy available on request
- [23] **Women's Aid** <http://www.womensaid.org.uk/>
 What is Domestic Violence? 30 December 2007
<http://www.womensaid.org.uk/domestic-violence-articles.asp?section=00010001002200410001&itemid=1272&itemTitle=What+is+domestic+violence>
 Accessed 24 April 2008
- [24] **THE CONSTITUTION OF THE REPUBLIC OF TURKEY**
 PREAMBLE (As amended on October 17, 2001)
http://www.anayasa.gov.tr/images/loaded/pdf_dosyalari/THE_CONSTITUTION_OF_THE_REPUBLIC_OF_TURKEY.pdf
 Accessed 28 April 2008
- [25] **Freedom House**
 Countries at the Crossroads 2007 – Country report
<http://www.freedomhouse.org/modules/publications/ccr/modPrintVersion.cfm?ccrcountry=173&ccrpage=37&edition=8>
 Accessed 28 April 2008
- [26] **Turkish Daily News**
 Two thirds of young women in Turkey sit at home - February 8, 2008
<http://www.turkishdailynews.com.tr/article.php?enewsid=95819>
 Accessed 28 April 2008
- [27] **World Bank**
 Bridging the Gender Gap in Turkey: September 16, 2003
<http://siteresources.worldbank.org/INTECAREGTOPGENDER/Resources/TurkeyCGA.pdf>
 Accessed 28 April 2008
- [28] **U.S. Department of State**
 (a) Report on Human Rights Practices in Turkey 2007, (11 March 2008)
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2007/100589.htm>

Accessed 9 May 2008

- (b) Report on Human Rights Practices in Turkey 2006, (March 6, 2007)

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2006/78844.htm>

Accessed 9 May 2008

[29] United Nations Human Rights

<http://www.ohchr.org/EN/Pages/WelcomePage.aspx>

Country Page-Turkey

<http://www.ohchr.org/EN/Countries/ENACARegion/Pages/TRIndex.aspx>

- (a) UN - Report of the Special Rapporteur on violence against women, its causes and consequences, Ms.Yakin Ertürk MAY 2006

<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/G07/100/90/PDF/G0710090.pdf?OpenElement>

Accessed 18 March 2008

- (b) UN EXPERTS ON ARBITRARY DETENTION CONCLUDE FACT FINDING MISSION TO TURKEY -October 2006 Press release

<http://www.unhchr.ch/huricane/hurricane.nsf/view01/320E87952D3D4DA8C125720F00820234?opendocument>

Accessed 12 May 2008

- (c) UN- Report of the Working Group on Arbitrary Detention in Turkey October 2006 (full report)

<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/G07/106/46/PDF/G0710646.pdf?OpenElement>

Accessed 12 May 2008

- (d) UN - Report of the Special Rapporteur on Torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment; Manfred Nowak

<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/G06/119/12/PDF/G0611912.pdf?OpenElement>

Accessed 15 May 2008

- (e) Convention on the Rights of the Child – Preamble – Article 32

<http://www2.ohchr.org/english/law/crc.htm#art32>

Accessed 3 June 2008

[30] MSNBC World News

Turkish police clash with May Day protesters-May 1, 2008

<http://www.msnbc.msn.com/id/24403614/>

Accessed 20 May 2008

[31] International Herald Tribune

On May Day, a mix of rallies, violence and even hints of hope – 1 May 2008

<http://www.iht.com/articles/ap/2008/05/01/news/May-Day.php>

Accessed 20 May 2008

[32] Child Rights Information Network (CRIN)

<http://www.crin.org/about/index.asp>

NGO Report on Turkey's Implementation of the Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child – April 2006

<http://www.crin.org/docs/OPSC%20NGO%20Report-Turkey.pdf>

Accessed 20 May 2008

[33] UNICEF

Gender review in Education in Turkey 2003

<http://www.unicef.org/turkey/pdf/ge21.pdf>

Accessed 20 May 2008

- [34] **United Nations Development Programme (UNDP)**
Youth of Turkey 2008
http://www.ecoi.net/file_upload/1227_1206613807_turkey.pdf
Accessed 22 May 2008
- [35] **Norwegian Country of Origin Information Centre**
“LANDINFO” (Utlendingsforvaltningens fagenhet for landinformasjon). Report of fact-finding mission to Turkey (7-17 October 2004)’ made public in February 2005 (not accessible online)
- [36] **Foreign and Commonwealth Office**
Information from Milliyet newspaper article dated 8 June 2007; FCO correspondence dated – 29 May 2008
- [37] **International Herald Tribune**
“Virgin suicide’s save Turk’s honor” 12 July 2006
<http://www.ihf.com/articles/2006/07/12/news/virgins.php>
Accessed 23 May 2008
- [38] **KATHIMERINI – English Edition**
Beating Domestic Violence – 27 November 2007
<http://www.ekathimerini.com/4dcgi/news/content.asp?aid=90539>
Accessed 28 May 2008
- [39] **THE AMENDMENTS TO THE TURKISH CIVIL CODE**
<http://www.byegm.gov.tr/on-sayfa/new-civil-code.htm>
Accessed 28 May 2008
- [40] **International Helsinki Federation (IHF)**
Human Rights in the OSCE Region: Europe, Central Asia and North America, Report 2006 (Events of 2005) http://www.ihf-hr.org/documents/doc_summary.php?sec_id=3&d_id=4255

[Return to contents](#)
[Return to Statements of Sources list](#)